

平成24年7月18日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市水環境保全計画（案）のパブリックコメント手続の 実施について

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 資料1 | 川崎市水環境保全計画（案）のパブリックコメント手続の実施
について |
| 資料2-1 | パブリックコメント手続用資料 |
| 資料2-2～3 | 川崎市水環境保全計画（案）について |
| 資料2-4 | 川崎市水環境保全計画（案） |
| 参考資料 | 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の改正に
係るパブリックコメント手続の実施について |

川崎市水環境保全計画（案）のパブリックコメント手続の実施について

1 背景及び経緯

本市では、これまでの取り組みにより河川の水質改善につきましては、一定の成果が得られておりますが、近年、宅地化が進んだことによる地下水涵養機能の低下など新たな問題が生じていることから、平成23年7月に環境審議会に「今後の水環境保全のあり方について」諮問し、審議会において議論が重ねられ、平成24年2月に答申を受けました。

2 計画の構成

既存の計画である、河川水質管理計画と地下水保全計画を統合して、良好な水環境を実現するための新たな施策を追加して、総合的に捉えた施策を推進する新たな計画（案）をとりまとめたところです。本計画は8章立てで構成され、第1章の「計画の基本的事項」から始まり、第8章の「計画の推進と進行管理」へと続く流れとなっており、また11項目の施策の方向、65項目の主な施策を設定しております。

3 パブリックコメント手続

資料2-1～4のとおり

4 今後のスケジュール

平成24年 7月19日	パブリックコメント手続
～平成24年 8月17日	
平成24年10月	計画策定・公表

パブリックコメント手続用資料

「川崎市水環境保全計画（案）」について御意見をお寄せください

川崎市は、平成23年7月に川崎市環境審議会に「今後の水環境の保全のあり方について」諮問し、審議会において議論が重ねられ、平成24年2月に答申を受けました。この答申を踏まえ、良好な水環境として「人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境」をめざします。そのため、これまでの水質改善に重点を置いた施策から、健全な水循環の視点を取り入れた水環境として、水量、水質、水生生物、水辺地の4つの構成要素を総合的に捉えた施策を推進する計画（案）をとりまとめたところです。

そこで、この計画をより良いものとするため、市民の皆様から「川崎市水環境保全計画（案）」について御意見をいただきたいと考えております。

なお、お寄せいただいた御意見に対する市の考え方については、後日ホームページで公表する予定です。

*放射性物質については、現行の環境基本法では適用されていないため、この計画の対象外としています。今後は環境関連法令等の改正の動きを見据え、適切な対応を図りたいと考えております。

1 意見募集の期間

平成24（2012）年7月19日（木）～8月17日（金）

*郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び御連絡先を明記の上、御意見をお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局環境対策部環境対策課（川崎市役所第3庁舎17階）

(3) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3922（環境局環境対策部環境対策課）

<注意事項>

- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載していただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合にのみ利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 問い合わせ先

環境局環境対策部環境対策課環境水質・地盤担当 電話 044-200-2520

意見書

題名	『川崎市水環境保全計画（案）』について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

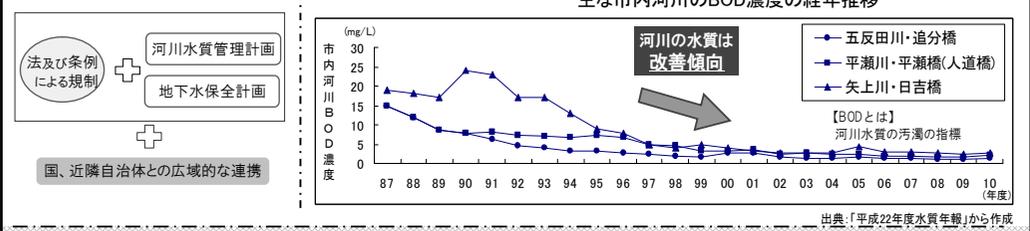
提出先

部署名	川崎市環境局環境対策部環境対策課環境水質・地盤担当		
電話番号	044-200-2520	FAX番号	044-200-3922
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		

川崎市水環境保全計画(案)について

水環境保全の現状と課題

現状
本市では、法及び条例による規制、「河川水質管理計画」及び「地下水保全計画」に基づく対策、国、近隣自治体との広域的な連携により河川の水質は改善傾向にある等、一定の成果が得られています。



- 課題1**
これまででは水環境を、河川、地下水等の場の視点で捉えて、水質の改善を重点的に進めてきましたが、更なる水環境の改善を図るためには、河川、地下水等の水環境を一体として捉えるとともに、水質、水量といった水環境の構成要素を総合的に捉えた施策の計画的な推進が必要となっています。
- 課題2**
近年の人口増加により土地の宅地化が進み、雨水浸透面積の減少に伴い、地下水かん養機能が低下し、結果として湧水の枯渇、平常時河川流量の減少等が生じ、健全な水循環の確保が必要となっています。



環境審議会 答申(骨子) (平成24年2月)

I 良好な水環境保全に向けた総合的な施策の推進

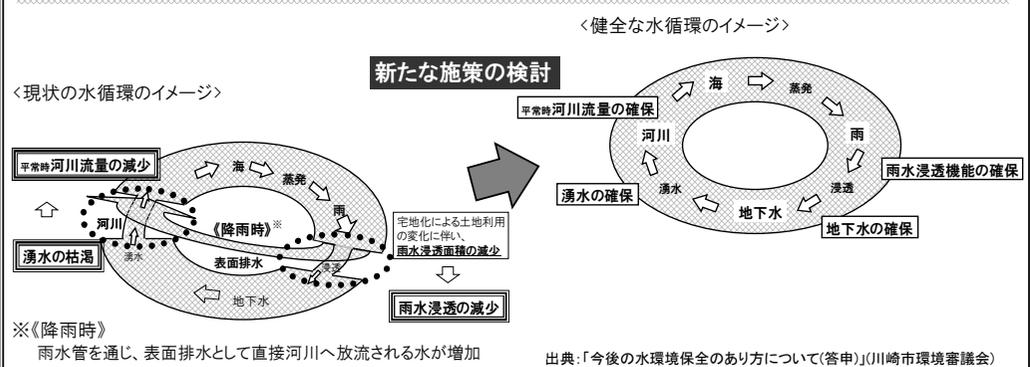


良好な水環境とは、主に水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態であり、これらの要素は相互に密接に関連しています。

参考:「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」(環境省)

- ① 良好な水環境を保全するため、水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策の推進
- ② 河川水質管理計画、地下水保全計画の有効な施策は、今後も新たな計画の中で着実に推進
- ③ 関連計画、施策との調整

II 雨水浸透能力の回復に向けた取組の推進



環境審議会答申を踏まえ 新たな計画を策定

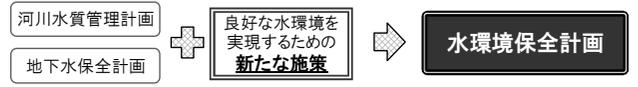
水環境保全計画(案)

計画のポイント

- 1 良好な水環境を実現するため、水環境の4つの構成要素ごとに目標を設定
- 2 地形、地質を考慮した環境区を設定し、地域特性に配慮した施策を展開
- 3 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向を設定

※ポイントの内容については【資料2-3】参照

計画の基本的事項



計画の構成

水環境保全計画(案)の構成	
第1章 計画の基本的事項	第5章 水環境保全の環境区の設定
第2章 川崎市の水環境の変遷と現況	第6章 環境区ごとに重点的に推進する施策
第3章 良好な水環境保全に向けて	第7章 水環境保全に向けた取組
第4章 水環境の構成要素ごとの目標	第8章 計画の推進と進行管理

本計画では、11項目の施策の方向、65項目の主な施策を設定

計画の期間

本計画は、2012(平成24)年度から環境基本計画の期間である2020(平成32)年度までとします。

良好な水環境保全に向けて

◆良好な水環境像

人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

◆基本的考え方

- 1 水環境を水量、水質、水生生物、水辺地の4つの構成要素として総合的に捉えた施策の推進を図る
- 2 健全な水循環を確保するために雨水浸透機能の回復を図る

計画の推進と進行管理

- ・市内関係部局による計画推進委員会を設置
- ・本計画の目標を達成するための具体的な施策事業をまとめた施策事業集を作成
- ・本計画の年次報告書を作成し、施策、目標の達成状況について把握し評価
- ・本計画の年次報告書を環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告
- ・環境審議会の提言を受けるとともに、事業者及び市民等の意見を本計画の推進に反映

新たな計画に基づく 主な取組

良好な水環境保全に向けて

【これまでの取組】

- ・水質改善の対策
- ・環境学習、環境教育等の実施 ほか

雨水浸透機能の回復に向けて

【これまでの取組】

- ・公共事業、大規模民間事業での雨水浸透施設(透水性舗装等)の設置

【施策事業(抜粋)】

- あらゆる主体が一体となって水辺環境の保全に取り組む場の提供 ⇒ 湧水地の維持管理
- かわさきの水環境に関する情報発信 ⇒ 水辺地マップ作成

【施策事業(抜粋)】

- 雨水浸透施設設置が適切な地域の明確化 ⇒ (仮称)雨水浸透能力判断マップ作成
- 主に市北部地域の小規模民間事業(一戸建て新築等)を対象に雨水浸透ます設置の普及促進

水環境保全計画(案)の 主な施策の内容

1 水環境保全の 目 標

良好な水環境像を実現するため、水環境の4つの構成要素ごとの目標を次のように定めます。

I 水環境保全の目標 水 量

水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること

II 水環境保全の目標 水 質

公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること

III 水環境保全の目標 水生生物

水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること

IV 水環境保全の目標 水 辺 地

人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

2 水環境保全の 環境区の設定

本市は、多摩川に沿い、東京湾から多摩丘陵にかけて細長い形をしており、北西部の多摩丘陵や台地、南東部の多摩川と沖積低地、臨海部の埋立地で形成されています。このため、本計画では、**地形や地質等を考慮し設定した5つの環境区**で、**地域特性に配慮した施策を展開**します。

川崎市の水環境保全の環境区



水環境保全の環境区分

環境区		流域	主な地形	主な水環境
区域名	環境区分			
A1	台地・丘陵地 (鶴見川地下水系)	鶴見川	丘陵地・開析谷	湧水地(早野中の谷等) ・片平川・麻生川・真福寺川 ほか
A2	台地・丘陵地 (多摩川地下水系)	主に多摩川	丘陵地(西半部) 台地(東半部) 開析谷	湧水地(生田緑地内、緑ヶ丘公園内、 高津市民健康の森内等) ・平瀬川・矢上川・有馬川 ほか
B	扇状地性低地	多摩川	扇状地性低地	湧水地(菅北浦緑地内等) ・三沢川・山下川・二ヶ領用水 ほか
C	低地部	主に多摩川	氾濫低地 海岸平野	湧水地(久末緑地内等) ・二ヶ領用水・矢上川 ほか
D	臨海・埋立地	多摩川	埋立地	海域(東京湾)

◆水環境の環境区ごとの地域特性

A1環境区 : 麻生区の南西側3/4
自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在します。一方で、今後とも人口増加が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられています。

A2環境区 : 宮前区全域、麻生区、多摩区、高津区の一部
高度成長期にベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、大規模な緑地、公園が多く存在しています。湧水地等の水辺、水生生物の生育生息空間も多数残っています。

B環境区 : 多摩区北東部
市街化が進行しているものの、農地が多く残っています。この地域の地下水は、多摩川の伏流水が主な源となっていることから、良質な地下水が豊富にあり、水道事業の水源の一つとなっています。

C環境区 : 中原区、幸区全域及び高津区の南東部、川崎区の北西部
全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布していますが、二ヶ領用水、円筒分水等の貴重な遺産があり、身近な公園や河川等の自然も都市域の大切な水環境となっています。

D環境区 : 川崎区東部の埋立地
明治以降に埋め立てられた人工地盤からなる臨海工業地帯です。事業場が多く立地する一方で、人工海浜や海釣りを楽しめる場等、人と水のふれあいの場が整備されています。

3 環境区ごとに 重点的に推進する施策

◆環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

施策の方向		環境区					主な施策
		A1	A2	B	C	D	
I 水 量	I-1 現状の平常時河川流量を維持する	○	○	○	○		<I-1> 雨水浸透施設設置の推進 <I-2> 地下水の適正利用 <I-3> 緑の保全・緑化の推進 (ほか)
	I-2 適切な地下水量を確保する			○	○	○	
	I-3 かん養能力を保全・回復する	○	○				
II 水 質	II-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす				○	○	<II-1> 排水の監視・指導の徹底 <II-2> 化学物質対策の総合的な推進 <II-3> 水質監視体制の充実 (ほか)
	II-2 化学物質の環境リスクを低減する				○	○	
	II-3 水質保全・監視を充実する	○	○	○			
III 水 生 物	III-1 水生生物の生息生育環境を保全する	○	○				<III-1> 水生生物の定期調査の充実 <III-2> 環境教育・環境学習の推進 (ほか)
	III-2 多様な水生生物との共生がなされる			○	○	○	
IV 水 辺 地	IV-1 良好な水辺環境を保全する	○	○				<IV-1> 市民啓発・参加の場づくり <IV-2> 良好な街なみづくり・景観づくりの推進 (ほか)
	IV-2 人と水のふれあいを育む			○	○	○	

◆水環境保全に向けた取組

良好な水環境像及び水環境の4つの構成要素ごとの目標を達成するため、各施策の方向ごとに主な施策、取組を定めます。

◆施策推進のための方策

- ・市民協働の推進
- ・国・近隣自治体との連携
- ・関連施策・計画との連携、整合
- ・評価システムの構築
- ・水環境保全を通じた国際貢献

川崎市水環境保全計画

(案)

平成 24 年 月

川 崎 市



KAWASAKI CITY

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本事項	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の構成	3
5 計画の期間	3

第2章 川崎市の水環境の変遷と現況

1 川崎市の水環境に関わる歴史の変遷	4
(1) 川崎市民と水環境との関わり	4
(2) 河川・海域における公害問題の発生	7
(3) これまでの水環境の取組	8
2 川崎市の水環境の現況	9
(1) 地形と地質	9
(2) 人口と世帯数の推移	11
(3) 土地利用の推移	11
(4) 汚濁負荷量削減対策等	13
(5) 水質の現状	15
(6) 河川の流量	19
(7) 湧水地	20
(8) 地下水と地盤沈下	22
(9) 水生生物の現状	24
(10) 水辺地の現状	25

第3章 良好な水環境保全に向けて

1 良好な水環境像	27
2 水環境保全の課題	28
(1) 水環境の要素を総合的に捉えた施策の推進(良好な水環境の保全)	28
(2) 雨水浸透機能の回復(健全な水循環の確保)	29
3 水環境保全の基本的考え方	30

第4章 水環境の構成要素ごとの目標

1 水量	31
2 水質	33
3 水生生物	35
4 水辺地	36

第5章 水環境保全の環境区の設定

1 A1環境区:台地・丘陵地(鶴見川地下水系)	39
2 A2環境区:台地・丘陵地(多摩川地下水系)	40
3 B環境区:扇状地性低地	41
4 C環境区:低地部	42
5 D環境区:臨海・埋立地	43

第6章 環境区ごとに重点的に推進する施策

1 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向	44
(1) 水量	44
(2) 水質	45
(3) 水生生物	45
(4) 水辺地	45
2 環境区ごとに推進する主な施策と目標・指標	46
(1) A1環境区:台地・丘陵地(鶴見川地下水系)	46
(2) A2環境区:台地・丘陵地(多摩川地下水系)	51
(3) B環境区:扇状地性低地	56
(4) C環境区:低地部	61
(5) D環境区:臨海・埋立地	66

第7章 水環境保全に向けた取組

1 水量に関する取組	71
(1) 水量に関する取組の体系	71
(2) 水量に関する取組の内容	72
2 水質に関する取組	77
(1) 水質に関する取組の体系	77
(2) 水質に関する取組の内容	78
3 水生生物に関する取組	83
(1) 水生生物に関する取組の体系	83
(2) 水生生物に関する取組の内容	84

4 水辺地に関する取組	86
(1) 水辺地に関する取組の体系	86
(2) 水辺地に関する取組の内容	87
5 施策推進のための方策	90
(1) 施策推進のための方策の体系	90
(2) 施策推進のための方策の内容	90
6 施策体系	96
第8章 計画の推進と進行管理	
1 計画の推進体制	98
2 進行管理	99
(1) 進行管理の基本的考え方	99
(2) 進行管理の手法	99
(3) 関連計画の期間と施策事業	101
資 料	103

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、都市環境の中の水環境を構成する河川・海域等、公共用水域の水質改善を図るため、「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)、 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「市条例」という。)、 「下水道法」等に基づく工場・事業場(以下「工場等」という。)の排水規制、総量規制、事故時の措置等により、公共用水域に排出される排水の監視、指導等の対策を推進しています。

また、よりよい快適環境の保全と創造をめざし、総合的な河川の水質浄化により、安全で快適な河川の水質浄化を創出し次世代に継承していくため、「川崎市河川水質管理計画」を1993(平成5)年3月に策定し、環境目標値を定め、水質浄化対策、流量対策等を実施してきました。さらに、地下水が生態系の基盤をなす水循環の重要な一構成要素であるという認識に立ち、地下水保全対策を推進するため、「川崎市地下水保全計画」を2002(平成14)年7月に策定し、環境実態の把握、地下水かん養機能の保全等の取組を実施してきました。これらの対策により、河川の水質が改善傾向にある等、一定の成果が得られています。

一方、首都圏の中心部に位置する地理的条件等により、近年、人口の流入が続き、宅地化等土地利用状況の変化に伴い、健全な水循環が損なわれつつあります。健全な水循環が損なわれることにより、湧水や平常時河川流量等、適切な水量の確保が懸念され、水量の減少は、河川、地下水等の水質の悪化や水生生物の生息生育環境、水辺地の減少につながります。良好な水環境を実現するためには、健全な水循環を確保するための取組が必要です。

これまでは、河川、地下水等をそれぞれの場の視点で捉え、水質改善の施策を重点的に進めてきました。良好な水環境とは、水質の改善、水量の確保だけで達成されるものではなく、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地等の要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。このため、更なる水環境の改善を図るためには、河川、地下水、海域等の水環境を一体として捉えるとともに、水環境を構成する要素を総合的に捉えた計画的な施策の推進が必要です。

これらの背景の下、本市では、川崎市環境審議会に「今後の水環境保全のあり方について」を2011(平成23)年7月に諮問し、①4つの構成要素を総合的に捉えた計画的な施策の推進、②雨水浸透能力の回復等、健全な水循環の確保に向けた様々な取組の推進の2つを柱とする答申を2012(平成24)年2月に得ました。この答申を踏まえ、総合的に水環境の保全を推進する水環境保全計画を策定し、人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境の実現をめざします。

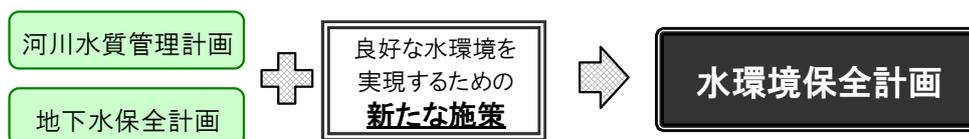


図1-1 新計画と既存計画との関係

2 計画の基本事項

本計画は、まず、本市の水環境の現状を把握し、課題を整理するとともに、良好な水環境保全に向けた水環境像を掲げ、水環境を構成する4つの要素ごとに目標を定めて、これらの目標を達成するための体系を構築します。

また、水環境の保全には、市民・事業者・行政の協働による取組が必要であることから、それぞれの役割や取組を掲げます。

さらに、取組の成果が分かりやすい評価システムを、市民・事業者・行政が一体となって構築していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、川崎市環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、本市がめざす水環境保全の姿を具体的に示すとともに、その実現に向けて市が行う施策の方向性と市民・事業者・行政の協働により推進する取組を示しています。また、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(2005(平成17)年3月策定)で掲げる7つの基本政策のうちの「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中、水環境の保全に向けた取組として位置づけられるものであり、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画(2011(平成23)年3月全面改定)の「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を踏まえています。

さらに、本市の自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」をめざした「緑の基本計画」、多摩川の利活用を総体的に捉え、より総合的な施策展開をめざす「多摩川プラン」、総合的に地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギー等利用やヒートアイランド対策の推進等を基本施策とした「地球温暖化対策推進基本計画」等、本計画に関連する他の計画や施策、環境配慮指針等との調整を行いました。

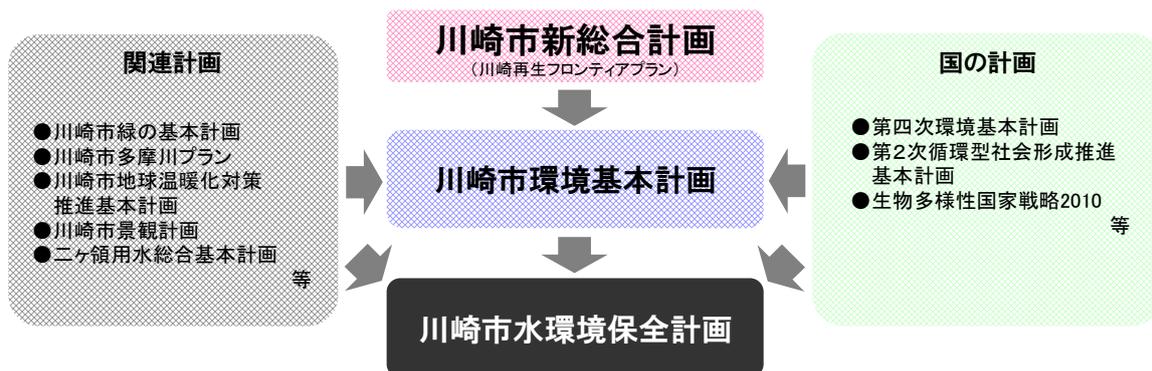


図1-2 関連計画等との関係

4 計画の構成

本計画は、総合的に良好な水環境の保全を推進するための考え方、目標、施策の方向、主な施策等を定めます。

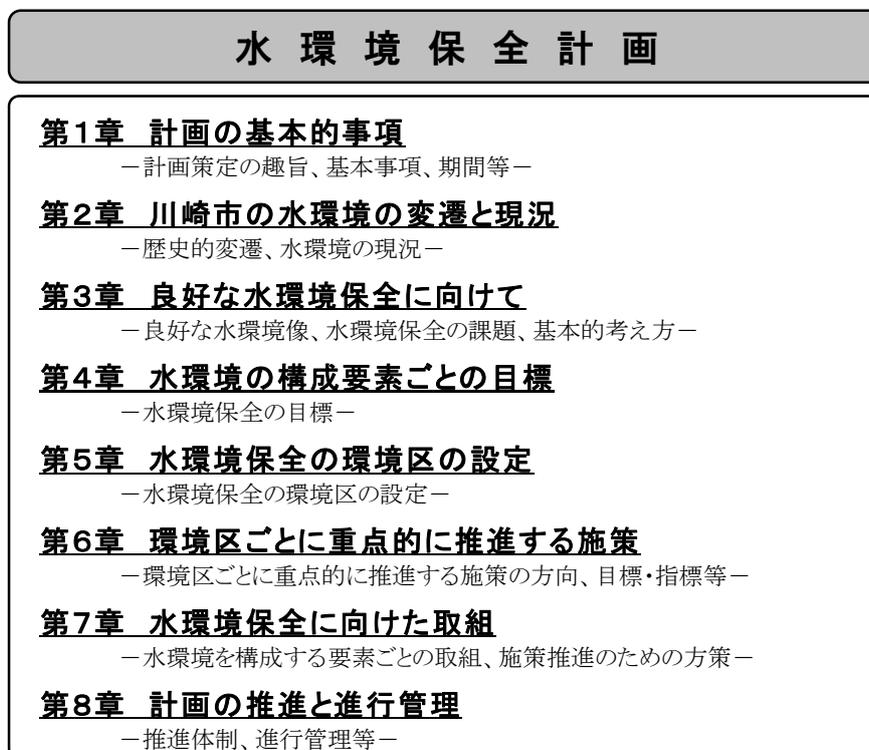


図1-3 計画の構成

5 計画の期間

本計画は、2012(平成 24)年度から、環境基本計画の期間である 2020(平成 32)年度までとします。なお、目標の達成状況や、水環境問題・水環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 川崎市の水環境の変遷と現況

1 川崎市の水環境に関わる歴史的変遷

(1)川崎市民と水環境との関わり

川崎市民と水環境との関わりは、江戸時代に完成した二ヶ領用水の利用をはじめ、久地の円筒分水、多摩川を横断するための渡し(渡船)、海苔の養殖等で栄えた大師の海等に代表されるように、その歴史は古く、また生活に密着したものでした。

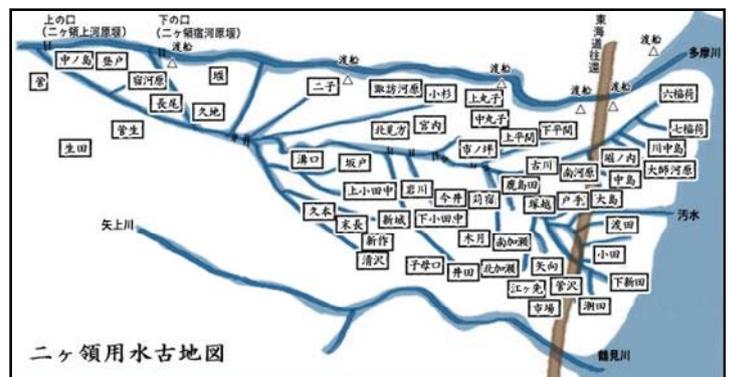
ア ニヶ領用水

二ヶ領用水の名は、江戸時代の川崎領と稲毛領にまたがって流れていたことに由来しており、この二ヶ領用水は、現在の本市のほぼ全域を流れる神奈川県下で最も古い人口用水のひとつです。

昔の多摩川は、洪水を繰り返しては田畑を押し流す大変荒々しい川でした。江戸時代、この多摩川に接していたにもかかわらず川崎領と稲毛領の村々では、水利事情は不便で、水田工作による農業生産基盤が脆弱でした。そのため、多摩川の水を利用するには、堤防を築き、必要な水量を引き入れる農業用水を建設する必要がありました。

1597(慶長2)年、徳川家康から治水と新田開発の命を受けた、当時の代官小泉次大夫(1601(慶長6)年就任)は、二ヶ領用水の建設に着手し、14年の歳月をかけて1611(慶長16)年に完成させました。二ヶ領用水の完成により、コメの収穫量が飛躍的に伸びたと伝えられています。

現在でも、本市の北部を中心とした地域で農業用水として、円筒分水より下流では環境用水として利用されています。二ヶ領用水は、現在の本市の発展の礎を築いたシンボルともいえる歴史のある河川であり、市民に愛され親しまれています。



出典: 京浜河川事務所ホームページ

写真2-1 ニヶ領用水

イ 久地円筒分水

二ヶ領用水は、江戸時代、多摩川から上河原堰および宿河原堰の二ヶ所で取水されたのち、高津区久地で合流し、「久地分量樋」へ導かれ、そこで四つの堀（久地堀、六ヶ村堀、川崎堀、根方堀）に分水されていました。この分量樋は、堰からあふれでる流れを、それぞれの灌漑面積に比例した樋（水門）によって分ける施設で、各堀（水路）ごとの水量比率を保とうとするものでしたが、なかなか正確な分水ができず、それぞれの水量をめぐり水争いが絶えませんでした。

そこで 1941(昭和 16)年、平瀬川の改修に際して農業用水の正確な分水管理のできる分水装置として円筒分水の方式を採用し、平瀬川の下をくぐり、再び吹き上がってきた水を四つの堀に分水し、各堀へ用水を提供するように久地円筒分水が造られました。

円筒分水の技術は、当時としては最も理想的かつ正確な自然分水方式の一つで、近年にいたるまで各地で造られています。また、久地円筒分水は、1998(平成 10)年には国の登録有形文化財(建造物)の登録を受けています。



出典：京浜河川事務所ホームページ

写真 2 - 2 久地円筒分水

ウ 渡し(渡船)

多摩川に橋が架かる以前は、物資や人を対岸に運ぶための手段として「渡船」が各地で行われ、流域の人々の生活に密着していました。

江戸に幕府が置かれ、東海道や中原街道の重要性が高まり、川崎宿(現川崎駅周辺)の整備が進んだこともあり、東海道五十三次の中で最後となる正式な宿場として、1623(元和9)年川崎宿が指定されました。このとき多摩川の橋は流され、以後川崎宿は六郷の渡し、川崎大師への玄関口として繁栄しました。この他にも中原街道の丸子の渡し、大山街道の二子の渡し、津久井街道の登戸の渡しが整備され、いずれも後に東京都内への鉄道が建設される宿場町が形成されました。



写真 2 - 3 川崎宿

エ 大師の海

多摩川河口から鶴見川河口にいたる遠浅の海は「大師の海」と呼ばれ、魚貝類が豊富に採れる漁場として発展してきました。その後、海苔は水温が低い冬季に生育することから、海苔の養殖が農閑期の副業として開始され、1,700人の出稼ぎを抱える一大産業となりました。また、市民と水とのふれあいの場として、潮干狩りや海水浴等も行われていました。

やがて本市が工業都市化していく中で、埋立地の増加、水質の悪化から次第に漁業は衰退へと向かい、ふれあいの場としての姿も変化していきました。1972(昭和47)年には漁業権が放棄され、大師の海での漁業は終焉を迎えました。



写真 2 - 4 海苔加工用具

(2)河川・海域における公害問題の発生

ア 産業公害の発生

京浜工業地帯の中核として繁栄していた川崎の工場は、太平洋戦争末期の本土空襲により壊滅状態となりましたが、朝鮮戦争を契機とし、戦前からの鉄鋼・機械工業の再生・復興に加え、発電所の建設、石油コンビナートの形成が進んでいきました。しかし、これらの工場群から排出される汚水は広範囲にわたり被害を与えることとなりました。

こうした状況から、従来の特定の加害工場と周辺被害住民との関係だけでは律しきれない公害問題を生じ、国や自治体もこれに積極的に対応することとなり、神奈川県は 1951(昭和 26)年に「事業場公害防止条例」を、本市は 1960(昭和 35)年に「川崎市公害防止条例」を制定し、工場に対する規制を開始しました。

国においても 1958(昭和 33)年「工場排水等の規制に関する法律」を制定する等諸法令の整備を行い、1967(昭和 42)年には「公害対策基本法」が成立しましたが、公害は全国的な広がりを見せるようになりました。

イ 都市生活型公害の顕在化

昭和 50 年代に入ると、これまでの工場等を主な発生源とするいわゆる産業公害については、国、自治体による諸法令の整備、規制等の制定により、かなりの改善が見られました。しかし、社会経済の発展、生活水準の向上、都市への人口集中等に伴い、生活排水、合成洗剤問題等、都市・生活型公害が顕在化しました。また、有害化学物質による地下水汚染が社会的な問題として取り上げられ、これらの新たな環境問題への対応として、1984(昭和 59)年5月に「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」等が発足したほか、1983(昭和 58)年8月に「川崎市洗剤対策推進方針」、1984(昭和 59)年4月に「川崎市生活排水対策推進要綱」をそれぞれ制定し、改善に努めてきました。



出典：東京都環境局ホームページ

写真 2-5 多摩川の水質汚濁

(3)これまでの水環境の取組

(1)及び(2)で記載のとおり、川崎市民と水環境は、古くからの歴史があり、生活に密接に関わるものでしたが、本市の特徴とも言える戦後の急激な工場等の進出、都市における人口集中に伴い、水質汚濁等の公害問題が顕在化したため、人と水とのつながりが従来よりも希薄となりました。

その後、本市では、水環境保全対策として法・条例による規制を行うとともに、より一層の水質汚濁防止、地下水保全の観点から、「川崎市河川水質管理計画」を1993(平成5)年に、「川崎市地下水保全計画」を2003(平成14)年にそれぞれ策定し、水質の改善を重点とした施策を展開してきました。市民・事業者・行政が一体となり、長年の努力を積み重ねた結果、特に河川水質は改善傾向にある等、一定の成果が得られてきています。

しかしながら、良好な水環境は河川水質の改善だけで実現されるものではなく、人と水の影響も未だ回復されたとはいえない状況にあります。

2 川崎市の水環境の現況

(1) 地形と地質

本市は、多摩丘陵と武蔵野台地の間を西北西から東南東に向け流れる多摩川の右岸に細長く広がっており、次のように大きく3つに地形区分されます(図2-1)。

- ・丘陵地(多摩丘陵) : 多摩区南西部及び麻生区一体
- ・台地(下末吉台地) : 宮前区、高津区及び中原区の南西部
- ・沖積低地(多摩川低地) : 多摩川沿い及び臨海部

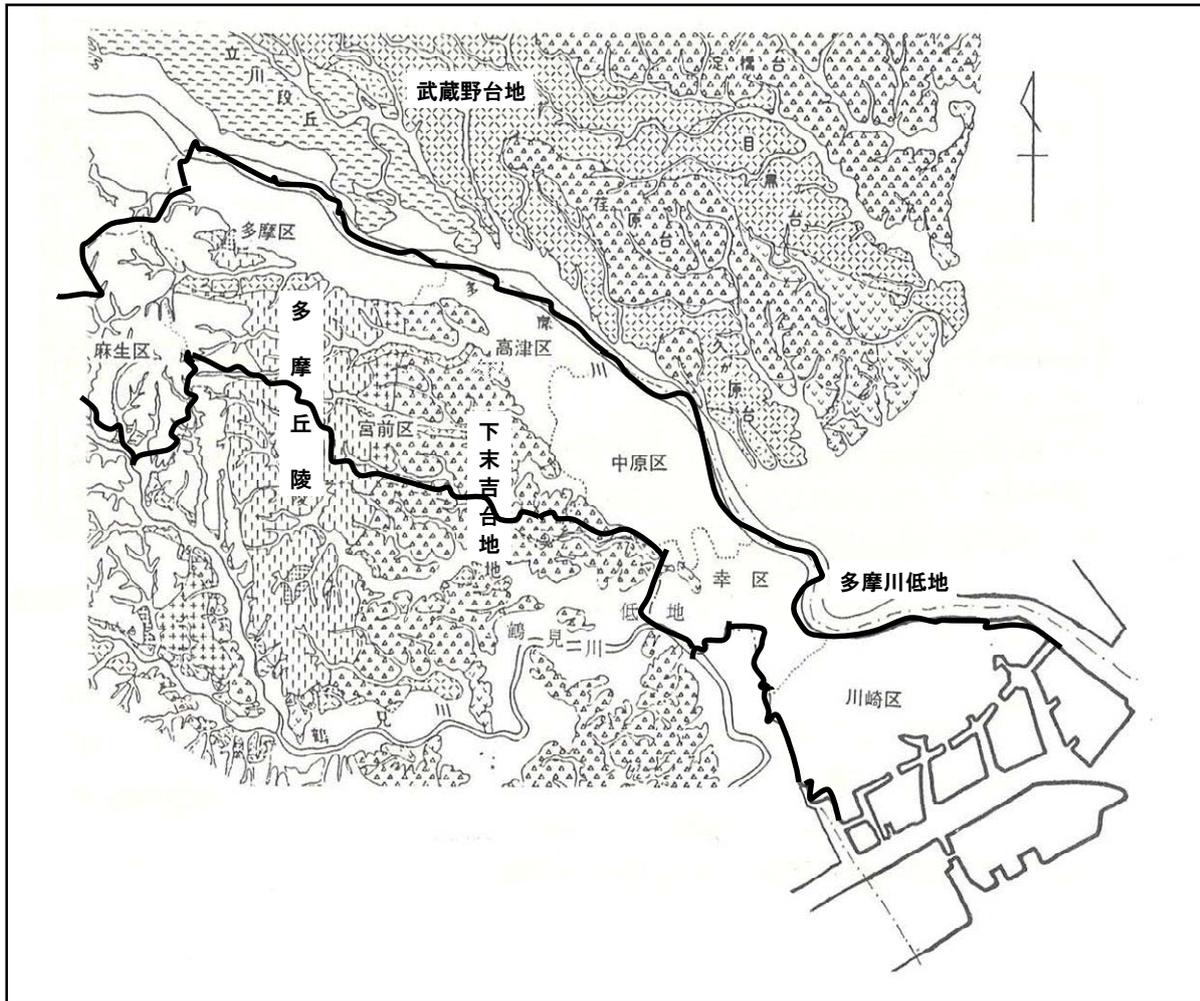


図2-1 川崎市域の地形区分図

出典:「東京西南部の地質 地域地質研究報告(1984)」岡重文・菊地隆男・桂島茂

多摩丘陵には、海拔 200～100mの多摩Ⅰ面とよばれる概ね 50 万年前に形成された段丘面と、海拔 100～60mの多摩Ⅱ面とよばれる約 30 万年前に形成された段丘面の2段平坦面が見分けられます。また、多摩丘陵に接してその東側に広がる海拔 60～30mの段丘面は、約 10 万年前に形成された下末吉面からなる下末吉台地で、さらに沖積面からなる海拔 15m以下の多摩川低地が多摩川に沿って広がっています。

以上のように、本市周辺の地形面は、西から多摩Ⅰ面、多摩Ⅱ面、下末吉面、沖積面に区分されます。なお、現在の麻生区黒川及び麻生区向原から宮前区潮見台・神木を経て高津区向ヶ丘・梶ヶ谷・千年に連なる台地の尾根線は、多摩川と鶴見川の2大河川の分水嶺となっています(図2-2)。(地質については、資料編 p.108～109 参照)

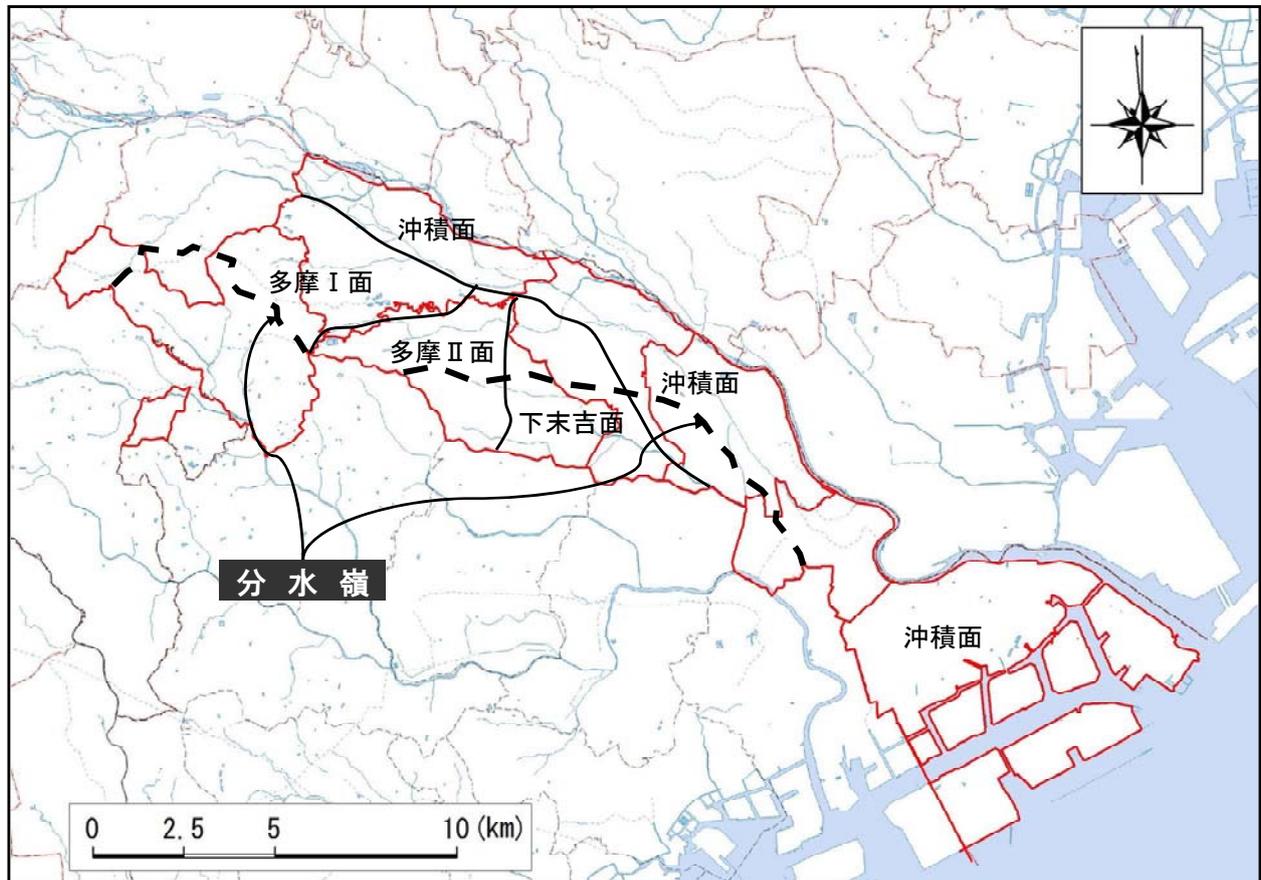
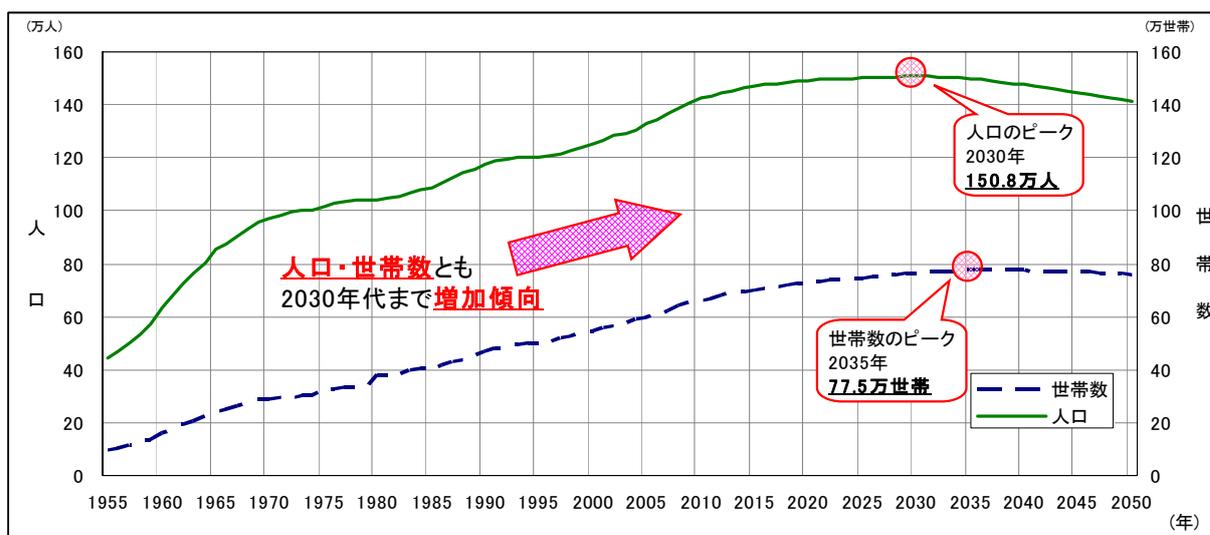


図2-2 川崎市の地形面区分図

(2) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、戦後、高度経済成長に伴い急激に増加し、2012(平成 24)年 1 月 1 日現在、1,431,409 人となっています。今後も人口増加が見込まれており 2030(平成 42)年に 150 万 8 千人でピークを迎えると予想されています。

世帯数については、2012(平成 24)年 1 月 1 日現在、666,646 世帯となっています。今後も世帯数は増加することが見込まれており、人口のピークより遅れ 2035(平成 47)年に 775,400 世帯でピークを迎えると予想されています。



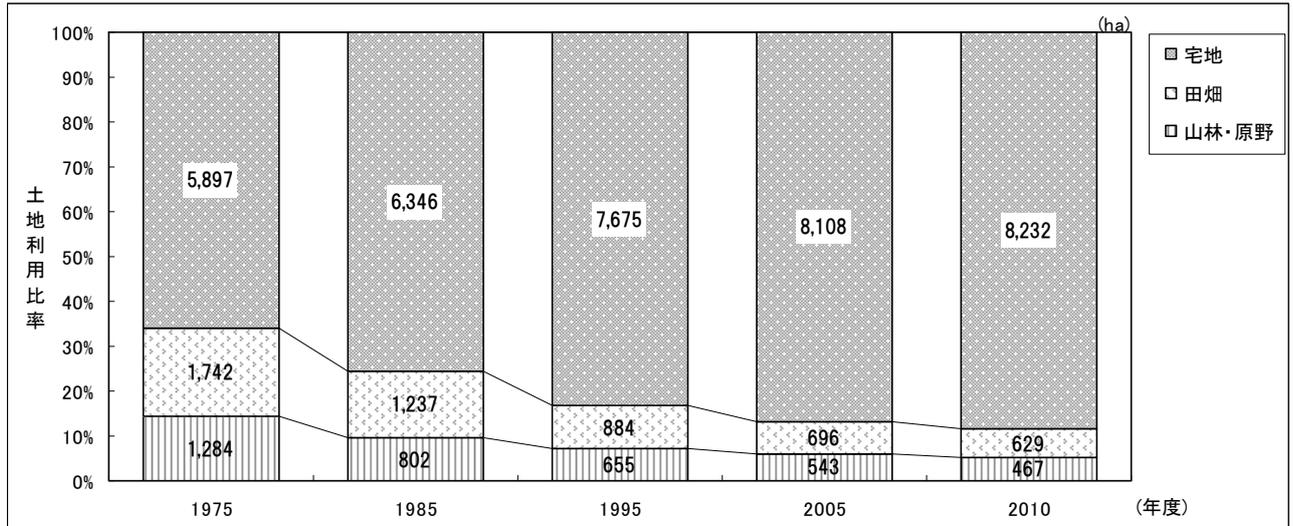
出典:「統計情報」「将来人口推計(平成22年4月)」から作成

図 2 - 3 人口と世帯数の推移

(3) 土地利用の推移

ア 土地利用の推移

本市の土地利用状況は、宅地等(商業・工業地域を含む)の面積が8割以上を占めています。また、1975(昭和 50)年度から 2010(平成 22)年度にかけて宅地等の占める割合が約 1.4 倍になっているのに対し、田畑、山林・原野は約 1/3 に減少しています。2011(平成 23)年以降も、宅地等の増加と田畑、山林・原野の減少傾向は続いています。

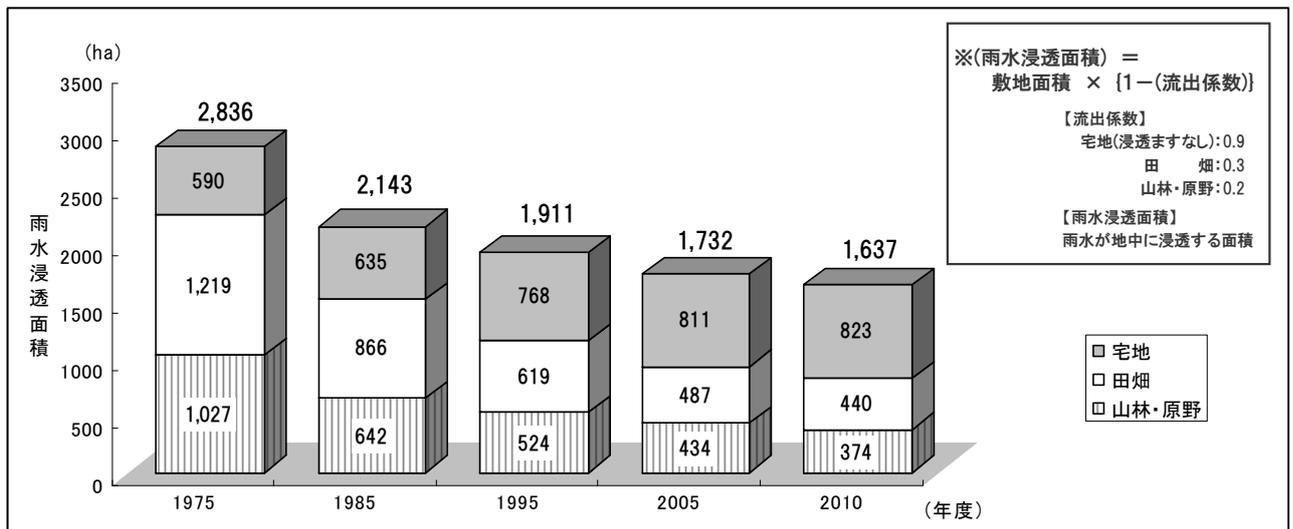


出典:「平成23年度 事業概要—緑編—」から作成

図2-4 土地利用の推移

イ 雨水浸透面積の推移

本市では、土地利用面積の推移(図2-4)より算出した 2010(平成 22)年度時点の本市全域の雨水浸透面積は、1975(昭和 50)年度時点と比較し6割程度まで減少しています(図2-5)。宅地化等により、田畑、山林・原野が減少し、面積あたりの雨水浸透能の小さい宅地が増加していることが主な要因と考えられます。



出典:「平成23年度 事業概要—緑編—」から作成

図2-5 雨水浸透面積の推移

(4) 汚濁負荷量削減対策等

本市では、都市環境を構成する河川・海域等、公共用水域の水質改善を図るため、「水濁法」と「市条例」、「下水道法」等に基づく工場等の排水規制、総量規制、事故時の措置等により、公共用水域に排出される排水の監視、指導等の対策を進めています。

ア 下水道の普及

下水道事業は、都市基盤整備の最重点課題として普及を積極的に推進した結果、図2-6のとおり、2005(平成 17)年度には人口普及率(処理区域内人口/行政区内人口)が 99%を超え、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。その結果、河川の水質は従前より大きく改善し、良好な状態が維持されています。

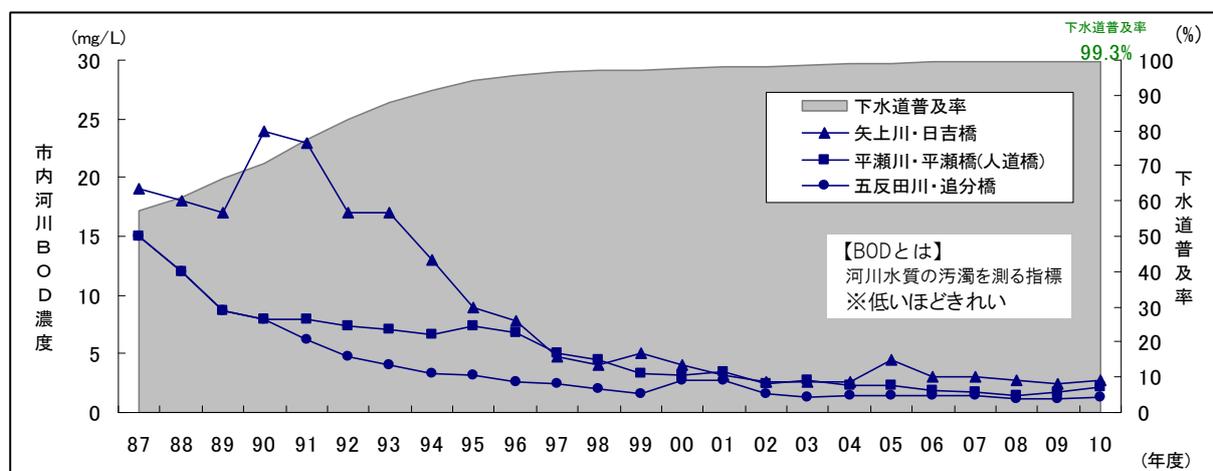


図2-6 主な市内河川のBOD濃度と下水道普及率

出典：「平成22年度 水質年報」から作成

イ 工場・事業場の排水対策

工場等の排水等に係る監視業務として、水濁法、市条例に基づき、工場等の設置許可指導、排水等の検査による基準遵守の監視、排水基準違反に対する改善指導等を実施しています。

水質総量規制に係る監視業務として、対象工場等からの報告書に基づいてCOD(化学的酸素要求量)、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を把握するとともに、排水量 5,000m³/日以上かつCODの汚濁負荷量が50kg/日以上 of 工場等に対しては、発生源水質自動監視システムによる監視を実施しています。その他、九都県市で連携し、東京湾水質一斉調査、環境啓発活動等、東京湾の富栄養化対策を推進しています。

これらの取組により、図2-7から図2-9のとおり、東京湾へのCOD、窒素、りんの汚濁負荷量は、減少傾向にあります。

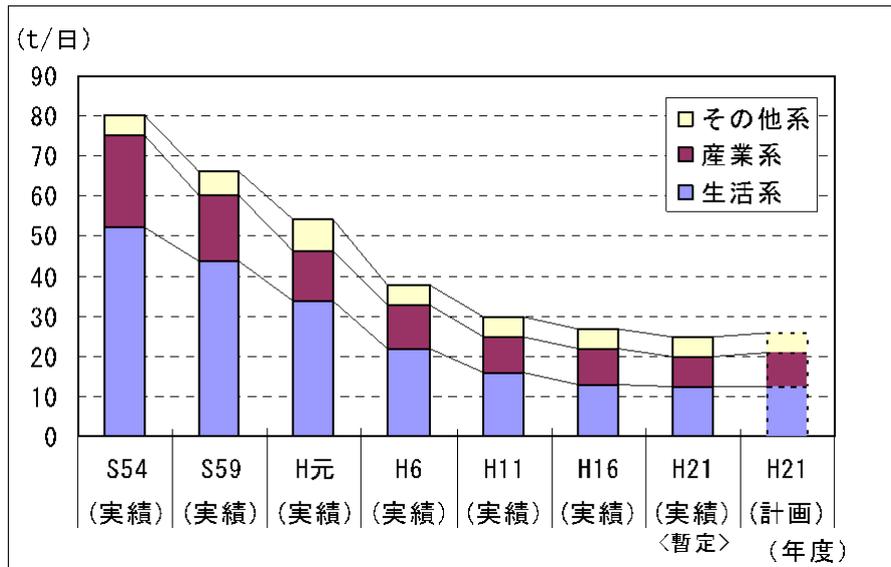


図2-7 東京湾へのCOD汚濁負荷量の推移

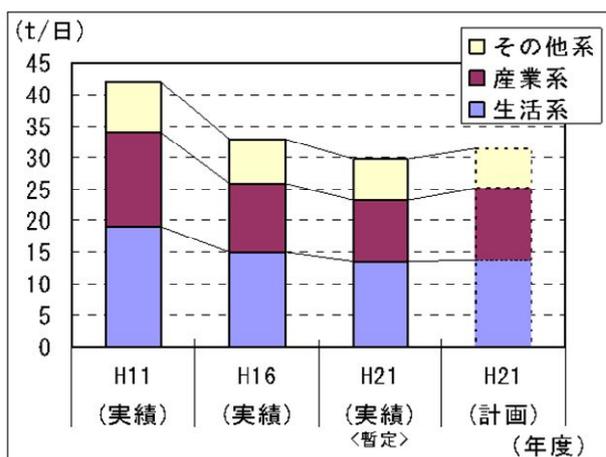


図2-8 東京湾への窒素汚濁負荷量の推移

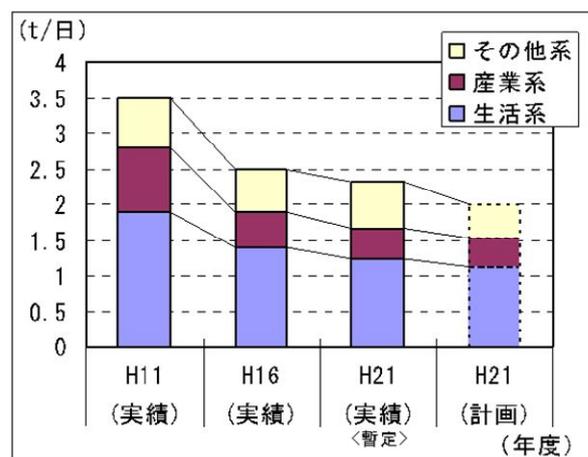


図2-9 東京湾へのりん汚濁負荷量の推移

出典:「発生負荷量管理等調査結果(環境省)」

【参 考】

図2-7から図2-9は、第6次総量削減計画(東京湾)の調査結果です。2012(平成24)年3月に、2014(平成26)年度を目標年度とする第7次総量削減計画を策定し汚濁負荷量の削減を図ることとしました。

ウ 水質事故への対応

近年、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある水質事故はほとんど発生していませんが、それ以外の水質事故については、油浮遊や着色水等の水質事故の発生件数が年々増加傾向にあります(図2-10)。そのため、本市では、リーフレット配布、ホームページでの情報提供、河川パトロールの実施等による水質事故防止のための啓発活動を行っています。

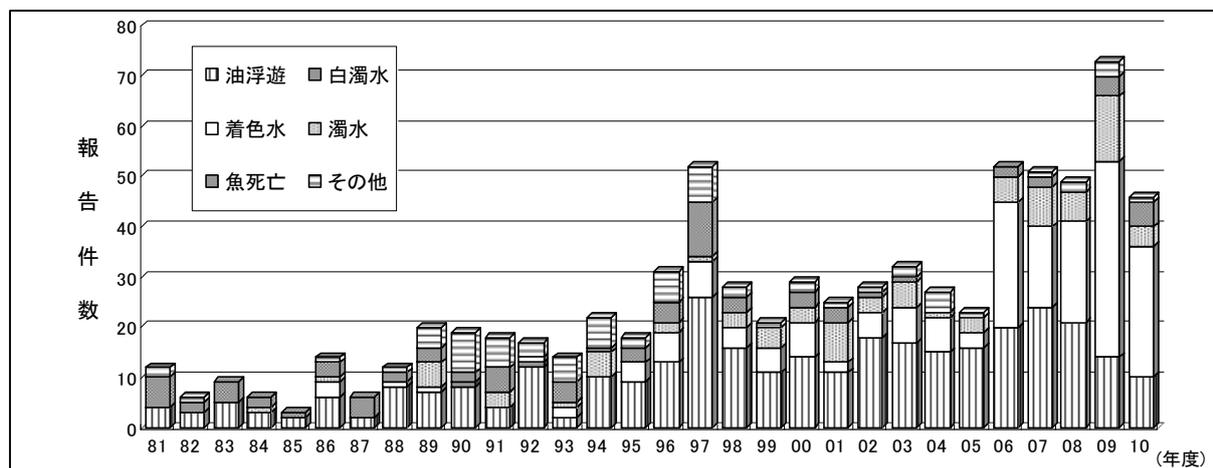


図2-10 水質事故の種類別発生件数

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

(5) 水質の現状

ア 河川の水質

河川の水質については、水濁法第15条に基づく常時監視及び水濁法第16条に基づき策定された「神奈川県公共用水域水質測定計画」による調査を実施しています。

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目の環境基準)については、表2-1のとおり、1982(昭和57)年以降、すべての項目で基準を達成しています。

生活環境の保全に関する環境基準・環境目標(生活環境項目の環境基準・環境目標)については、図2-11のとおり、河川水質管理計画を策定した1993(平成5)年度と比較して大きく改善しており、2010(平成22)年度については概ね適合しています。

河川の有機汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)について、すべての対象水域で大幅に改善しており、その代表例として、図2-12のとおりB類型河川(市内河川で最も厳しい環境基準値の類型)のBOD経年推移を示します。

表2-1 健康項目の環境基準の達成状況(河川)

健康項目	調査地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年平均値 の最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成地点数	達成率 (%)	健康項目	調査地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年平均値 の最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成地点数	達成率 (%)
カドミウム	10	0.01 以下	0.001 未満	10	100	1,1,2-トリクロロエタン	10	0.006 以下	0.0006 未満	10	100
全シアン	10	検出されないこと	不検出	10	100	トリクロロエチレン	10	0.03 以下	0.002 未満	10	100
鉛	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100	テトラクロロエチレン	10	0.01 以下	0.0005 未満	10	100
六価クロム	10	0.05 以下	0.02 未満	10	100	1,3-ジクロロプロペン	10	0.002 以下	0.0002 未満	10	100
砒素	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100	チウラム	10	0.006 以下	0.0006 未満	10	100
総水銀	10	0.0005 以下	0.0005 未満	10	100	シマジン	10	0.003 以下	0.0003 未満	10	100
アルキル水銀	10	検出されないこと	不検出	10	100	チオベンカルブ	10	0.02 以下	0.002 未満	10	100
PCB	10	検出されないこと	不検出	10	100	ベンゼン	10	0.01 以下	0.001 未満	10	100
ジクロロメタン	10	0.02 以下	0.002 未満	10	100	セレン	10	0.01 以下	0.002 未満	10	100
四塩化炭素	10	0.002 以下	0.0002 未満	10	100	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	11	10 以下	4.9	10	100
1,2-ジクロロエタン	10	0.004 以下	0.0004 未満	10	100	ほう素	10	1 以下	0.43	10	100
1,1-ジクロロエチレン	10	0.1 以下	0.002 未満	10	100	ふっ素	10	0.8 以下	0.17	10	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	10	0.04 以下	0.004 未満	10	100	1,4-ジオキサン	10	0.05 以下	0.005 未満	10	100
1,1,1-トリクロロエタン	10	1 以下	0.0005 未満	10	100						

出典:「平成 22 年度 水質年報」から作成

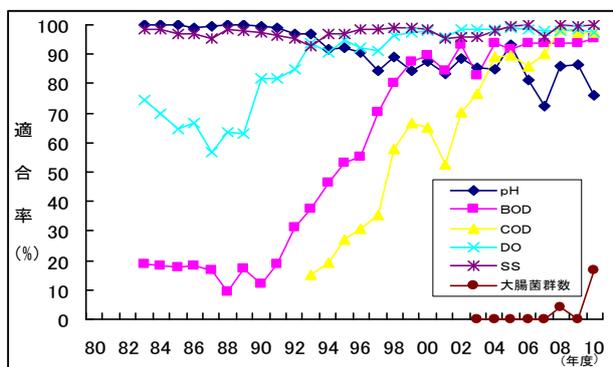


図2-11 生活環境項目の環境基準・環境目標適合率の経年推移

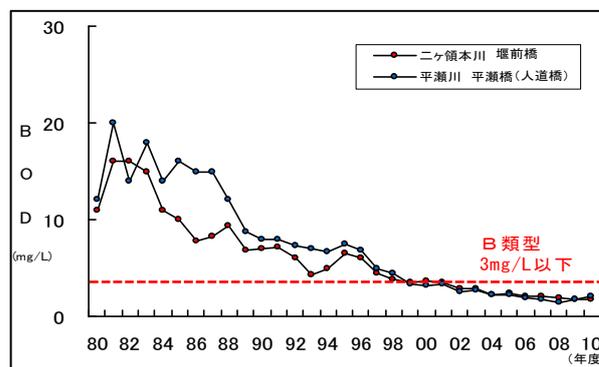


図2-12 B類型河川のBOD経年推移

出典:「平成 22 年度 水質年報」から作成

イ 海域の水質

海域の水質についても、水濁法第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、調査を実施しています。

調査の結果、カドミウム、全シアン等の健康項目については、1982(昭和 57)年以降、すべての項目で環境基準を達成しています。

また、生活環境項目の環境基準が設定されている5項目については、表2-2のとおり、おおむね基準値に適合しています。

表2-2 生活環境項目の環境基準値適合率

項目	測定検体数	適合検体数	適合率 (%)
水素イオン濃度(pH)	96	93	96.9
化学的酸素要求量(COD)	96	93	96.9
溶存酸素量(DO)	96	93	96.9
n-ヘキサン抽出物質	12	12	100.0
全亜鉛	72	72	100.0

出典:「平成 22 年度 水質年報」から作成

COD、全窒素、全りんについては類型別に定められており、CODは2003(平成15)年度以降、すべての調査地点で環境基準値に適合していますが(図2-13・2-14)、2010(平成22)年度の実測値は、それぞれ16.7%、25.0%で(表2-3)、経年推移は図2-15、図2-16のとおりです。

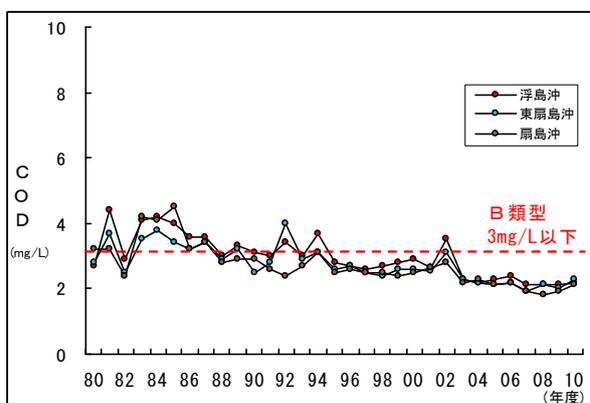


図2-13 沖合部のCOD経年推移
(B類型海域)

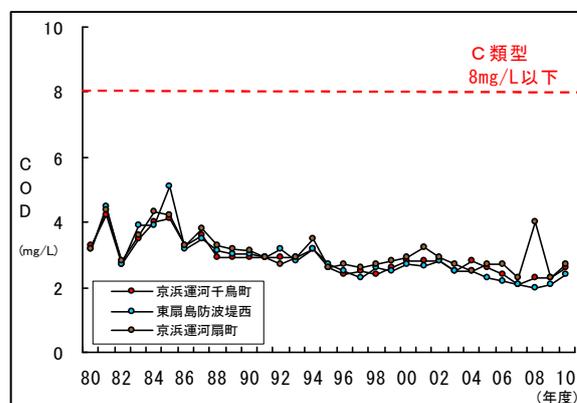


図2-14 運河部のCOD経年推移
(C類型海域)

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

表2-3 全窒素及び全りんの環境基準値適合率

項目	調査地点数	環境基準	上層年度平均値	適合地点数	適合率(%)
全窒素	12	1mg/L以下	0.84~3.80mg/L	2	16.7
全りん	12	0.09mg/L以下	0.067~0.30mg/L	3	25.0

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

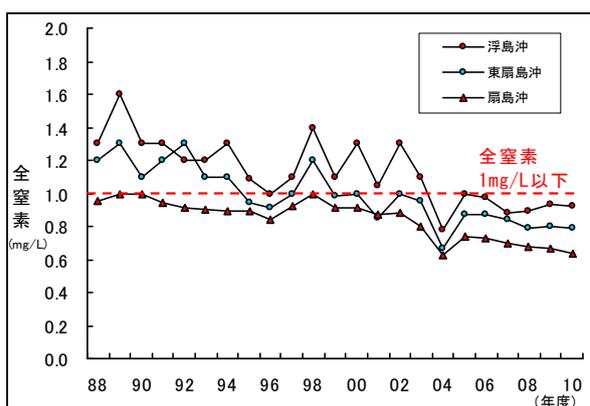


図2-15 海域の全窒素経年推移

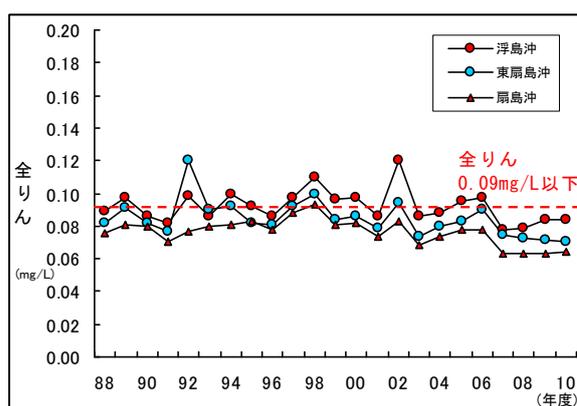


図2-16 海域の全りん経年推移

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

東京湾の水質改善に向けては、関係機関との広域的な連携による取組を実施するとともに、下水道終末処理場において窒素、りんを除去できる高度処理施設の整備を推進しています。

ウ 地下水の水質

地下水の水質については、水濁法及び市条例に基づき、概況調査(メッシュ調査:市全域の地下水質状況を把握する調査、定点調査:地下水質の経年的な変化を調査)及び継続監視調査(汚染が確認された井戸を対象とした調査)を実施しています。

代表的な有害物質である揮発性有機化合物に係る汚染井戸発見件数は、図2-17 のとおり、第四回概況調査(2006～2009年)では1件でした。また、図2-18 のとおり、環境基準超過井戸件数は緩やかに減少傾向です。

新たな地下水汚染を防止するため、市条例により有害物質等の地下浸透防止対策を実施するとともに、事業所内の土壌汚染による地下水汚染に対しては、浄化対策等の指導を行っています。

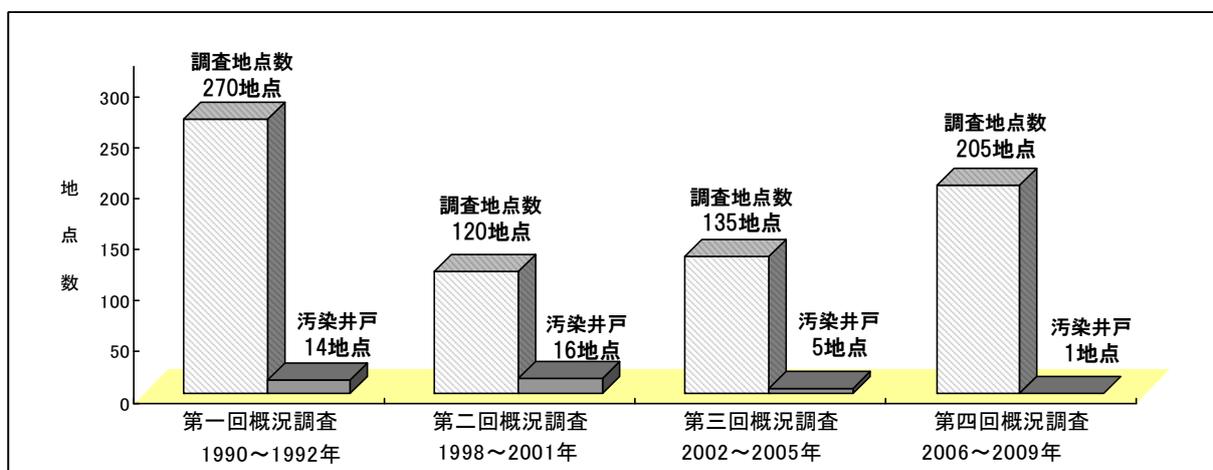


図2-17 汚染井戸発見件数(概況調査における揮発性有機化合物)

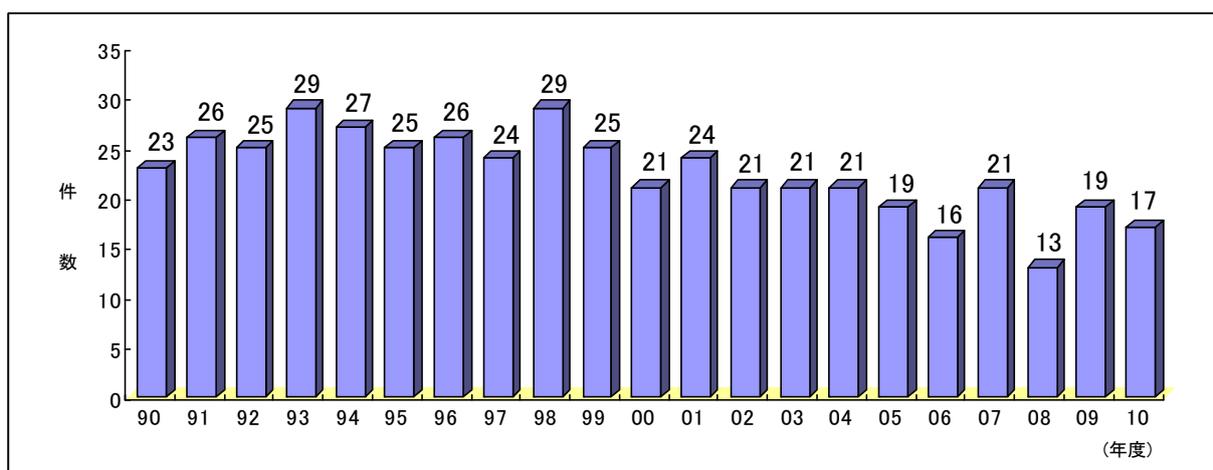


図2-18 環境基準超過井戸件数(概況調査及び継続監視調査における揮発性有機化合物)

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

(6) 河川の流量

平常時の河川流量については、神奈川県公共用水域水質測定計画等に基づき調査しています。調査の結果、平常時の市内河川の流量は、多摩川水系(五反田川、三沢川、平瀬川)、鶴見川水系(麻生川、真福寺川、矢上川、有馬川)とも減少傾向にあります(図2-19・2-20)。

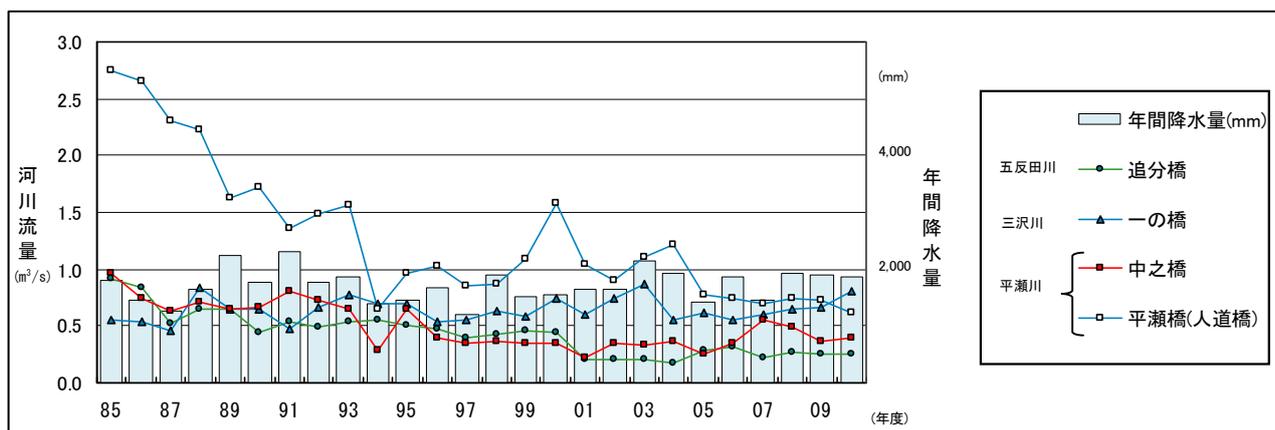


図2-19 市内河川流量(平常時)の経年推移(多摩川水系)

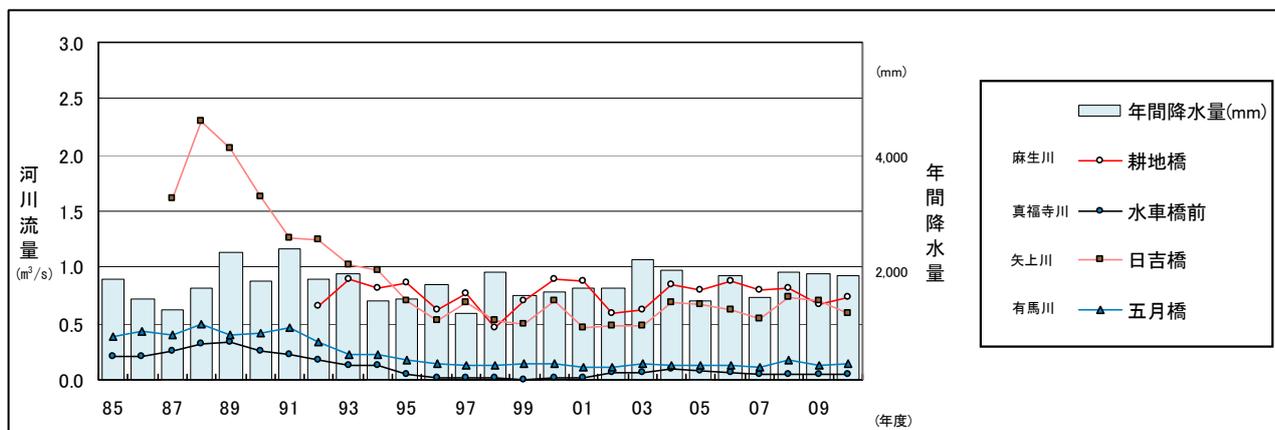


図2-20 市内河川流量(平常時)の経年推移(鶴見川水系)

出典:「平成22年度 水質年報」から作成

(7) 湧水地

市内の湧水地のうち、1992(平成4)年度から1997(平成9)年度にかけて調査した98箇所については、2000(平成12)年度にはその4割が、2011(平成23)年度にはその6割が開発等により消失、または枯渇していました。

また、2003(平成15)年度、2004(平成16)年度に多摩川水系と鶴見川水系に分けて、湧水地点と思われる場所、約450地点の現地確認調査を実施しました。調査の結果、そのうちの約1割は、比較的湧水量が豊富であり、その中で公共用区域に立地する湧水地については計画的に整備を行い、その保全に努めています。



写真2-6 とんもり谷戸湧水地(宮前区初山)



写真2-7 久末緑地湧水地(高津区久末緑地)

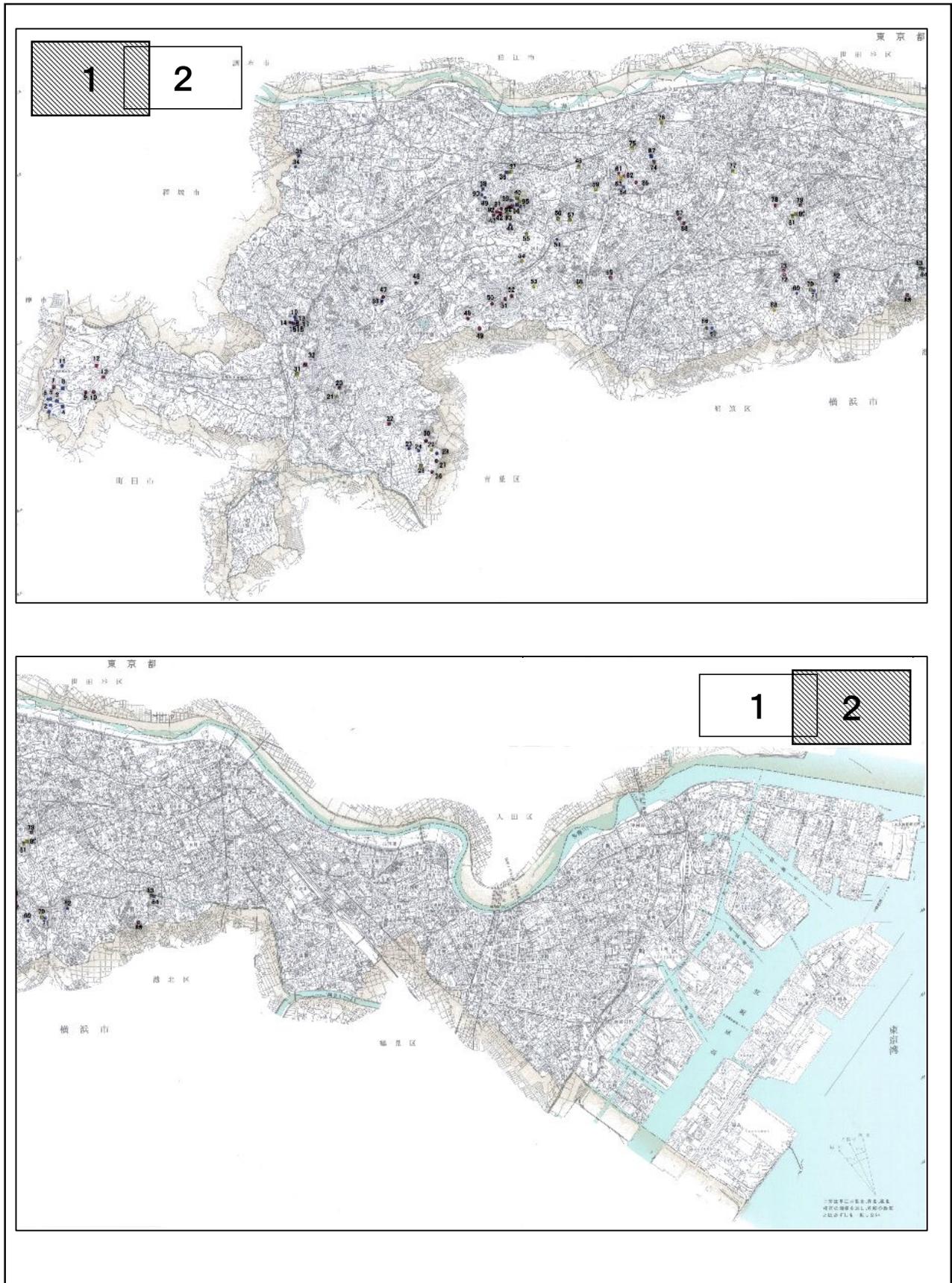


図2-21 湧水地調査地点図
 (1992(平成4)年度から1997(平成9)年度にかけて調査した98箇所)

(8) 地下水と地盤沈下

ア 地下水

(ア) 地下水位

地下水位については、図2-22 のとおり、市内9箇所(2010(平成 22)年時点)に観測井戸を設置し、常時観測を行っています。観測の結果、川崎区では、約 50 年前に井戸管頭から-30~-20m であった地下水位は、現在、井戸管頭-5m前後の水位に上昇しています。幸区、中原区、高津区、多摩区では、約 40 年前から井戸管頭-5m前後の水位を維持しています。

近年の宅地化等土地利用の変化に伴い、2010(平成 22)年に麻生区、2011(平成 23)年には宮前区にそれぞれ1観測所を新設し地下水位の観測体制を拡充しています。

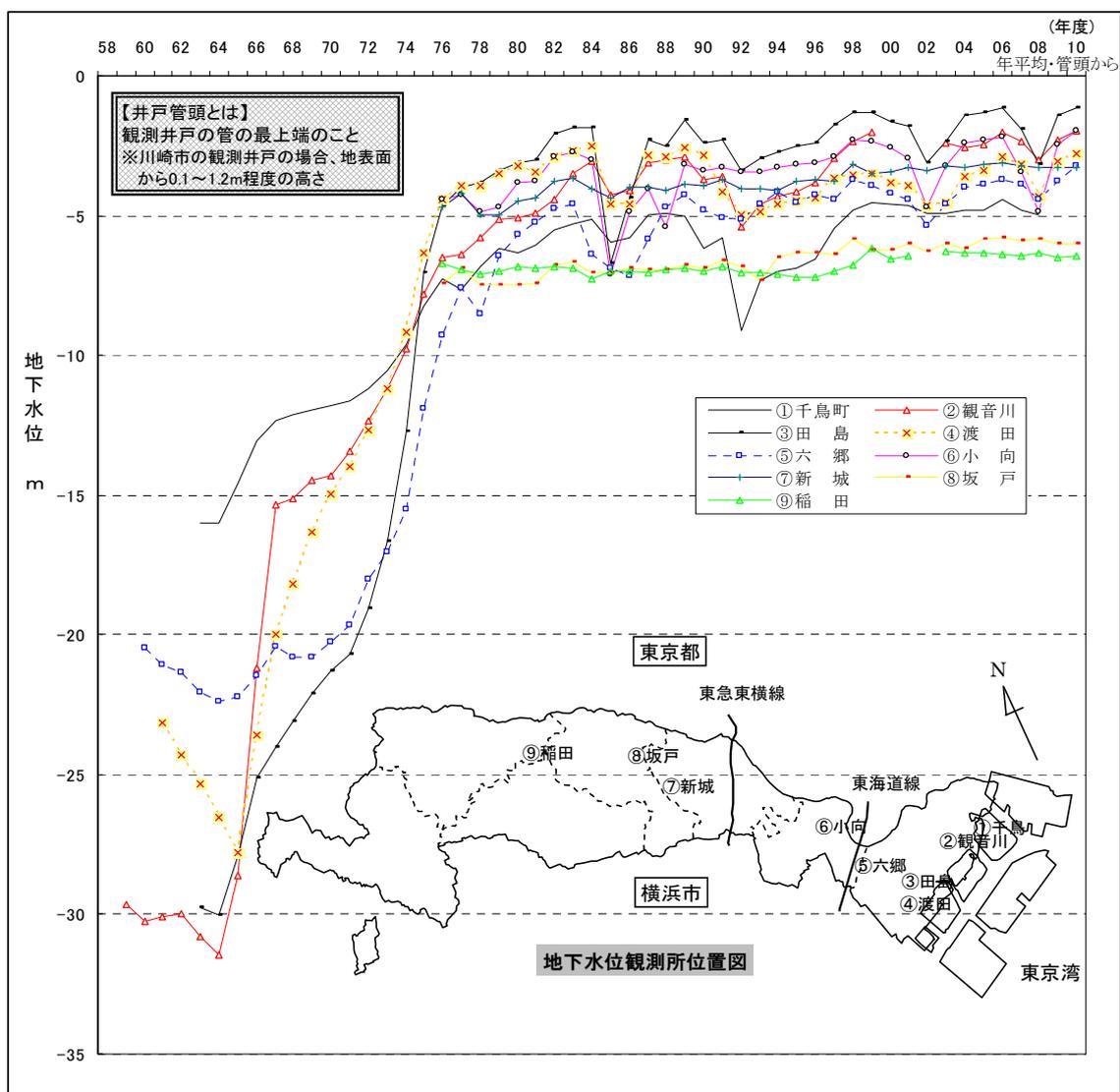


図2-22 地下水位の経年推移

出典：「平成22年度 水質年報」

(イ) 地下水揚水

地下水の揚水については、1957(昭和 32)年に工業用水法の地域指定を受け、1962(昭和 37)年に東急東横線以東にその範囲が拡大されました。1972(昭和 47)年には、市条例による地下水揚水に関する届出が制度化され、2007(平成 19)年の条例改正で許可・届出併用の制度となりました。

本市における地下水揚水量は、図2-23 のとおり、近年、横ばいで推移しており、2010(平成 22)年の総揚水量は約 127,000m³/日となっていました。

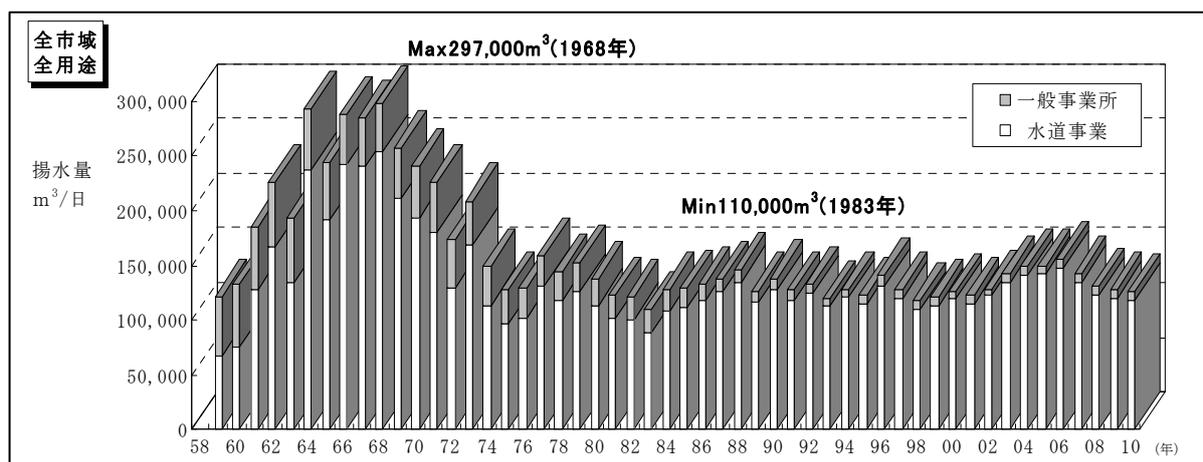


図2-23 地下水揚水量の経年推移

出典:「平成 22 年度 水質年報」

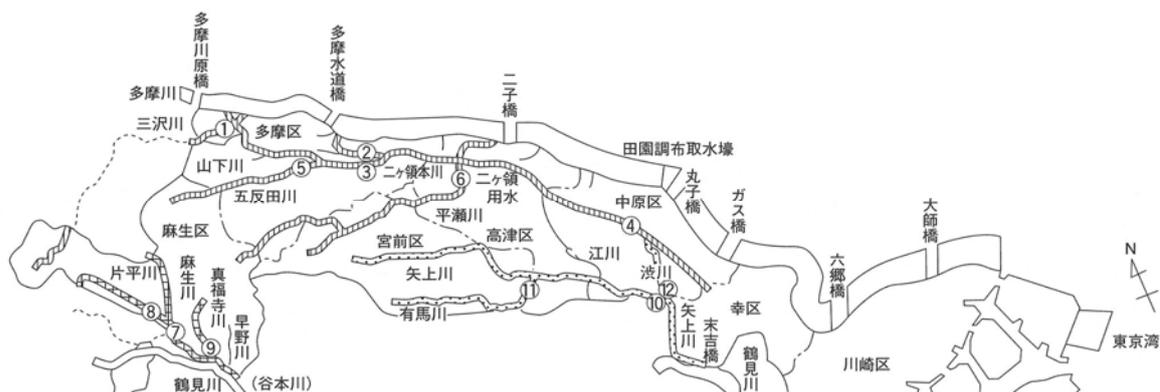
イ 地盤沈下

地盤沈下については、精密水準測量により、市内 400 地点以上の標高を調査しており、2010(平成 22)年度は、監視が必要となる年間沈下量2cm 以上の地点は発見されませんでした。しかしながら、一部地域では地盤沈下が継続しているため、今後も変動について注視していく必要があります。

(9) 水生生物の現状

都市化が進行した本市でも、市域の多摩丘陵をはじめとする緑地や、多摩川をはじめとする河川や川崎港等には、様々な生物が生息しています。さらに市域の湧水地の中には、現在希少となっているゲンジボタルやホトケドジョウが確認されている場所もあり、水生生物にとっては大切な生息地であり、市民にとっては身近に水生生物とふれあえる希少な場となっています。

しかしながら、全体としては、市民生活と自然とのつながりが見えにくくなったことにより、自然との共生や生物多様性について体感できる機会が減少している状況にあると考えられます。



環境目標(生物)	河川名・調査地点名	生物	多様性指数()内は前回値 < >内は調査実施年度	水質階級()内は前回値 < >内は調査実施年度
 AA目標 A目標 多様な生物が生息できる水質	① 三沢川・下の橋	ウグイ、マルタウグイ、タモロコ、コイ、オイカワ、キンブナ、コイ、シマトリッポ、マダカ、モツゴ、トウヨシホリ、ナマス、スミキコリ	0.741<2010> (1.767<2007>)	少しきたない水<2010> (少しきたない水～きたない水<2007>)
	② ニヶ領用水宿河原線・東名高速下	オイカワ、マルタウグイ、ウグイ、カマツカ、コイ、コイ、キンキョ、カワムツ、タモロコ、トシヨウ、マダカ	2.088<2009> (1.917<2006>)	少しきたない水<2009> (きたない水<2006>)
	③ ニヶ領本川・ひみず橋	オイカワ、マルタウグイ、コイ、アブラハヤ、ウグイ、ナマス	1.584<2009> (1.545<2006>)	少しきたない水<2009> (きれいな水～きたない水<2006>)
	④ ニヶ領用水円筒分水下流・今井上橋	スミキコリ、オイカワ、マルタウグイ、モツゴ、カマツカ、マダカ	1.805<2009> (2.157<2006>)	きたない水<2009> (きたない水～大変きたない水<2006>)
	⑤ 五反田川・大道橋	オイカワ、コイ、マルタウグイ、ウグイ、マダカ、スミキコリ	2.028<2009> (2.302<2006>)	少しきたない水<2009> (少しきたない水～きたない水<2006>)
	⑥ 平瀬川・正安橋	ウグイ、オイカワ、マルタウグイ、タモロコ、コイ	2.109<2010> (2.192<2007>)	きたない水<2010> (きたない水<2007>)
 B目標 ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質	⑦ 麻生川・耕地橋	コイ、キンブナ、オイカワ、モツゴ、トシヨウ、マダカ、トウヨシホリ	1.999<2008> (1.647<2005>)	きたない水<2008> (大変きたない水<2005>)
	⑧ 片平川・片平橋下	マダカ、トウヨシホリ	1.092<2008> (1.655<2005>)	きたない水<2008> (きたない水<2005>)
	⑨ 真福寺川・水車橋前	トシヨウ、トウヨシホリ	2.110<2008> (1.662<2005>)	きたない水<2008> (大変きたない水<2005>)
 C目標 コイ、フナが生息でき不快感のない水質	⑩ 矢上川・日吉橋	スマチチフ、ヒリソコ、ウキゴリ、ホラ、スミキコリ、コイ	1.028<2010> (1.272<2007>)	大変きたない水<2010> (きれいな水～きたない水<2007>)
	⑪ 有馬川・住吉橋	スミキコリ	0.726<2008> (1.762<2005>)	少しきたない水<2008> (きたない水<2005>)
	⑫ 渋川・八幡橋	スミキコリ、マルタウグイ、オイカワ、ウグイ、コイ	1.683<2010> (2.188<2007>)	きたない水<2010> (きたない水<2007>)

■多様性指数について

一般に、水域の汚濁が進むとそこに棲む生物は、汚濁に耐えられる種のみに限られ、種類数は減少する。また、この場合、特定の数種類が多く出現し、優先種となることが多い。
一方、清澄な水域では、多くの種が生息し複雑な群集構成を示すが、この場合、それぞれの種の個体数は比較的少なく、極端に多い種類はあまりみられなくなる。
この様な現象を利用して、底生動物の群集構成の複雑さ(多様性)が、水質の評価指標として用いられている。

$$\text{多様性指数 (Shannon-Weaver指数)} = - \sum \left[\left(\frac{n}{N} \right) \times \log_e \left(\frac{n}{N} \right) \right]$$

【N : 1地点の総個体数、n : 1種類の個体数】
※この数値が大きいくほど多様性が高い。

■水質階級について

この水質階級は、全国水生生物調査(環境省)の底生動物による水質の評価方法で、それぞれの場所で形成されている群集に優的に出現する指標生物群に重みづけをして水質階級をもとめる。水質階級の区分は次の4段階としている。

- 水質階級Ⅰ(きれいな水:貧腐水性水域)
- 水質階級Ⅱ(少しよごれた水:β中腐水性水域)
- 水質階級Ⅲ(きたない水:α中腐水性水域)
- 水質階級Ⅳ(大変きたない水:強中腐水性水域)

各水質階級を指標する指標生物群のうち、出現したそれぞれに1点ずつを与え、最も数が多かったもの(優先種)には更に1点を与え、それらの点数を水質階級毎に合計して、点数の最も大きい水質階級を、その地点の水質と判定する。2つ以上の水質階級の点数が同じであった場合には、その範囲を持って(例えば水質階級Ⅰ～Ⅱ)判定結果を示す。

出典:平成22年度「水質年報」より作成

図2-24 生物調査結果

自然環境と多様な生命が共存しうる新しいライフスタイルの創造をめざして 2007(平成 19)年に「多摩川プラン」を策定し、より魅力的で豊かな多摩川を持続的に育んでいけるしくみづくりをめざしています。



写真2-10 夏休み多摩川教室

さらに、東扇島東公園では、水辺を楽しむことができる、砂浜や磯場を約半世紀ぶりに整備し、過去に海苔の養殖場であった歴史も踏まえ、地元の NPO 法人が子ども達を対象とする海苔の養殖体験教室等を実施し、水とふれあう環境活動を積極的に行っています。



図2-26 東扇島東公園平面図



写真2-11 人工海浜(東扇島東公園)

第3章 良好な水環境保全に向けて

1 良好な水環境像

本市では、川崎市環境基本計画(2011(平成23)年3月改定)において、めざすべき環境像として「環境を守り、自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を示し、環境に関わる国内外の社会情勢、環境行政の新たな動向等に対し総合的に推進することとしています。そして、めざすべき環境像を実現に向けた取組として6つのまちの姿を示していますが、その中で水環境に関連するめざすべき環境像について、次のように定めています。

環境政策	多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす
	多様な緑と水のつながりが市域全体に広がり、豊かな水辺や水循環が保たれて、まちと自然が共生し、その自然の恵みを人を含む生物が享受しています。すぐれた景観や利用者にやさしい都市施設など、良好な都市アメニティが得られ、快適な暮らしが実現しています。
環境政策	安心して健康に暮らせるまちをめざす
	都市の成長が続く本市で、都市をとりまく大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクの低減を図り、騒音・振動、悪臭、建造物影響などの問題解決を図ることによって、安心して健康に暮らせる都市が実現されています。

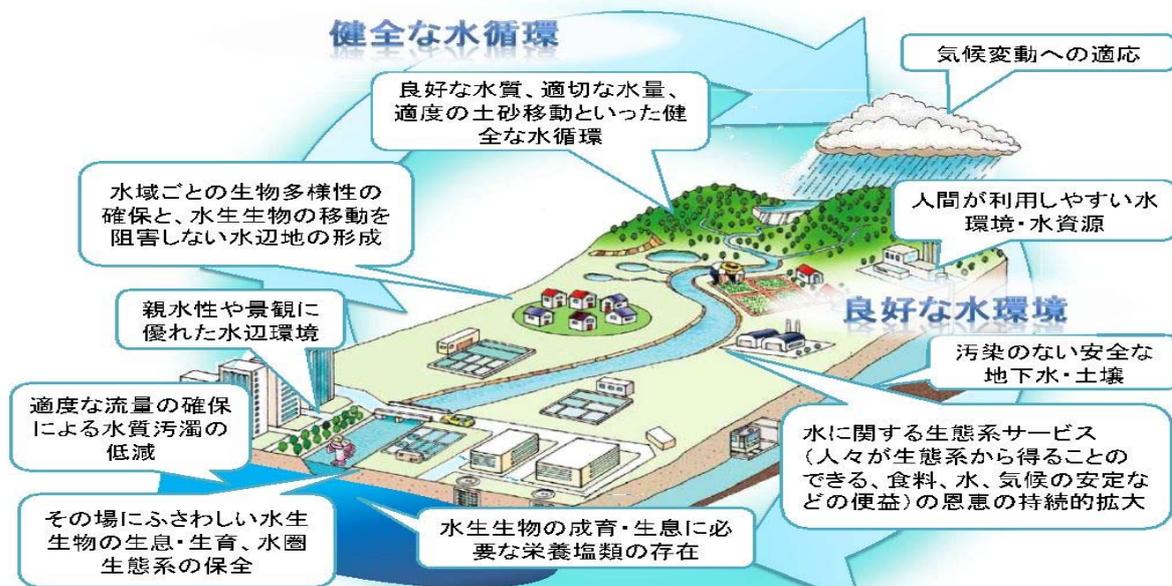
図3-1 環境基本計画のめざすべきまちの姿(抜粋)

また、その他関連する計画として、本市の自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」をめざした「緑の基本計画」、多摩川の利活用を総体的に捉え、より総合的な施策展開をめざす「多摩川プラン」、総合的に地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギー源等の利用やヒートアイランド対策の推進等を基本施策とした「地球温暖化対策推進基本計画」があります。

以上の計画との整合を図りつつ、本計画では、良好な水環境像を次のように定めます。

良好な水環境像

人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境



出典：「今後の水環境保全の在り方について（取りまとめ）」（環境省）

図3-2 水環境像のイメージ

2 水環境保全の課題

これまで、水環境保全対策として法・市条例による規制を行うとともに、河川水質管理計画及び地下水保全計画に基づき、水質の改善を重点的に進めてきました。結果的に、第2章2のとおり、河川水質が改善傾向にある等、一定の成果が得られています。しかしながら、より良好な水環境像を実現するためには、次のような課題が残されています。

(1) 水環境の要素を総合的に捉えた施策の推進（良好な水環境の保全）

これまで本市では、水環境を河川、地下水等の場の視点で捉えて、水質の改善を重点的に進めてきましたが、更なる水環境の改善を図るためには、河川、地下水等の水環境を一体として捉える必要があります。また、水質、水量といった水環境の構成要素の関連性を視野に入れた施策体系が構築されておらず、特に水量については十分な効果が得られていません。さらに、その他の要素と考えられる水生生物及び水辺地については、関連施策との連携が十分に図られているとは言えません。

これらの要素は、水量の減少が水質の悪化や水生生物の生息環境の減少に影響する等、相互に関連しているため、良好な水環境とは図3-3のイメージで示したような、主に水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。

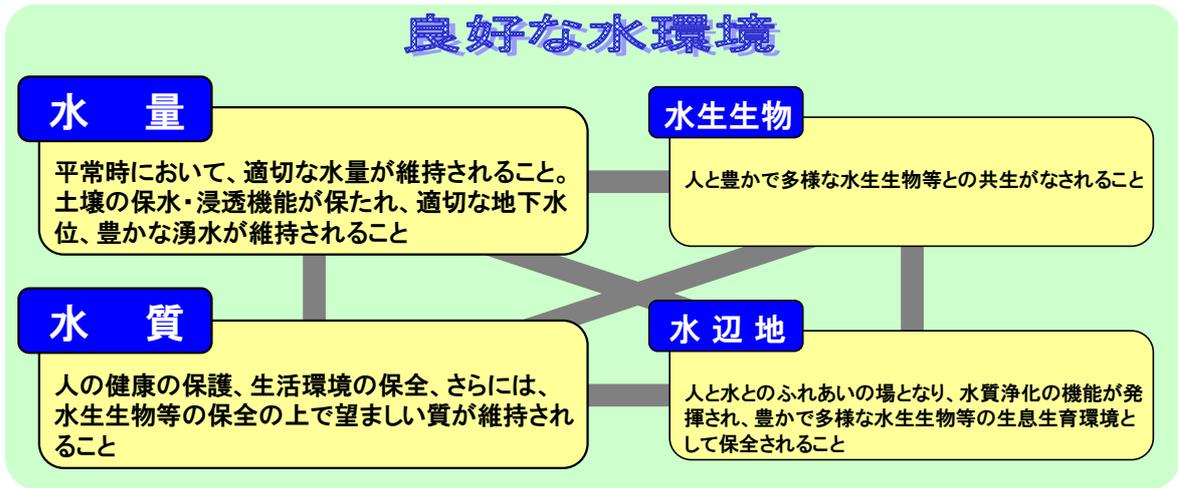


図3-3 良好な水環境のイメージ

出典:「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」(環境省)から作成

(2) 雨水浸透機能の回復(健全な水循環の確保)

本市は、首都圏の中心部に位置する地理的条件等により人口の流入が続き、田畑、山林・原野であった土地が宅地化され、雨水が浸透する面積は以前と比較し大幅に減少してきています。雨水浸透面積の減少に伴い、地下水かん養機能が低下し、結果として、市内の湧水箇所が減少し、平常時の市内河川流量も減少傾向にあり、健全な水循環が損なわれている状況にあると懸念されます。図3-4のイメージのとおり。

<現状の水循環のイメージ>

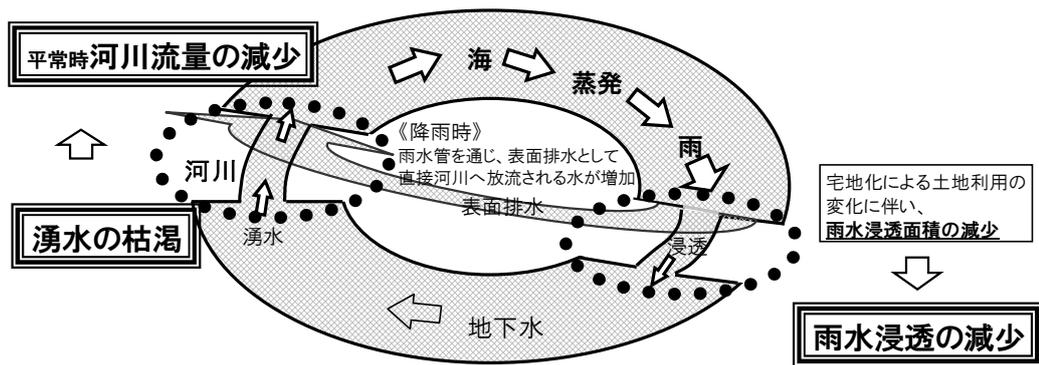


図3-4 現状の水循環のイメージ

これに対して、健全な水循環とは、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態のことです。図3-5のイメージ図のとおり。

＜健全な水循環のイメージ＞

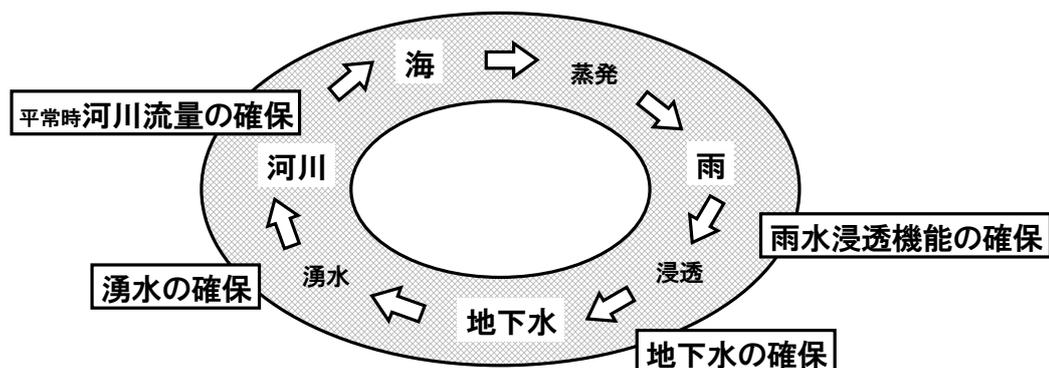


図3-5 健全な水循環のイメージ

3 水環境保全の基本的考え方

先述のとおり良好な水環境とは、水環境の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。また、本市のこれまでの取組では、水環境を構成する要素のうち、特に水量については十分な効果が得られておらず、健全な水循環が損なわれていると懸念されます。健全な水循環を回復するためには、雨水浸透機能を回復する取組を推進し、湧水の枯渇防止や平常時河川流量の維持をめざすことが必要です。

そこで本計画では、良好な水環境を保全していくためには水量、水質、水生生物、水辺地を総合的に捉えた施策を計画的に推進していく必要があると考えます。

また、健全な水循環を確保するために、雨水浸透機能の回復に向けた施策を推進していく必要があると考えます。

これらを、めざすべき水環境像の実現に向けた計画の基本的な考え方として、推進していく必要があると考えます。

基本的考え方

- 1 水環境を水量、水質、水生生物、水辺地の4つの構成要素として総合的に捉えた施策の推進を図る**
- 2 健全な水循環を確保するために雨水浸透機能の回復を図る**

第4章 水環境の構成要素ごとの目標

良好な水環境とは4つの構成要素が適正なバランスで構成されている状態であることから、構成要素ごとに目標を定め、取り組むことで良好な水環境像の実現をめざします。また、目標ごとに指標を設定し、環境基準、環境目標が設定されているものについては、その達成・維持をめざします。(資料編 p.104～105 参照)

1 水量

【水環境保全の目標Ⅰ】 水 量

水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること

平常時河川流量や湧水地の維持回復及び地下水量の確保をめざします。また、宅地化等で低下しつつある雨水浸透機能の回復を柱とした、健全な水循環の回復をめざします。さらに、平常時の河川の水の流れを確保することにより、水質浄化機能、豊かな水辺地、水生生物の生息生育環境が保全されることをめざします。

[施策の方向]

◆ I - 1 現状の平常時河川流量を維持する

近年の宅地化等土地利用状況の変化に伴う雨水浸透機能の低下により、平常時河川流量が減少傾向にあることから、雨水浸透機能の回復に向けた取組を推進します。また、湧水地の保全による平常時河川流量の確保に努めます。さらに、河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに、河川環境の再生を推進します。

現状の平常時河川流量を維持することにより、水生生物の生息生育環境や親水性の確保をめざします。

「水量の指標1」

■水量の指標1

水量の指標1	指標がめざす方向
市内河川の平常時河川流量	現状の流量を維持すること

◆ I-2 適切な地下水量を確保する

適切な地下水量を確保するため、地形・水文地質の状況把握、地下水揚水量の適切な管理を推進します。また、地下水位低下による地盤沈下を防止するとともに、健全な水循環の回復による平常時河川流量の維持、湧水地の保全をめざします。

「水量の指標2」

■水量の指標2

水量の指標2	指標がめざす方向
地下水揚水による地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること

◆ I-3 かん養機能を保全・回復する

かん養機能を保全・回復するため、宅地化等土地利用状況の変化に伴い減少傾向にある雨水浸透機能の回復をめざします。また、緑地・農地・樹林地等、雨水浸透機能の回復に寄与する緑の保全、緑化を推進します。

2 水質

【水環境保全の目標Ⅱ】 水 質

公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること

汚濁負荷量の削減対策を柱とした公共用水域への汚染物質の流出抑制をめざします。汚染物質の流出抑制により、河川、海域及び地下水の望ましい水質を確保し、人が安心して健康に暮らせる水環境の保全をめざします。

[施策の方向]

◆Ⅱ－1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

法・市条例に基づき、工場等の発生源に対する監視・指導を強化するとともに、排水処理施設の適正管理の促進を図ります。また、公共用水域への汚濁負荷を低減するため、非特定汚染源負荷対策、総量削減計画に基づく対策等を進め、対象事業場等に対する汚濁負荷量の監視を継続します。

◆Ⅱ－2 化学物質の環境リスクを低減する

化学物質による環境汚染の未然防止等の観点から、事業者・行政が情報を共有するとともに、意思疎通を図りながら化学物質のリスク低減に取り組み、健康で安心して暮らせるまちを実現します。

◆Ⅱ－3 水質保全・監視を充実する

河川、海域等の常時監視を引き続き実施するとともに、公共用水域における水質保全対策を推進します。地下水については、行政による地下水調査を充実させるとともに、事業者の自主的な地下水調査に対する指導・助言を行います。

「水質の指標1」

■環境目標

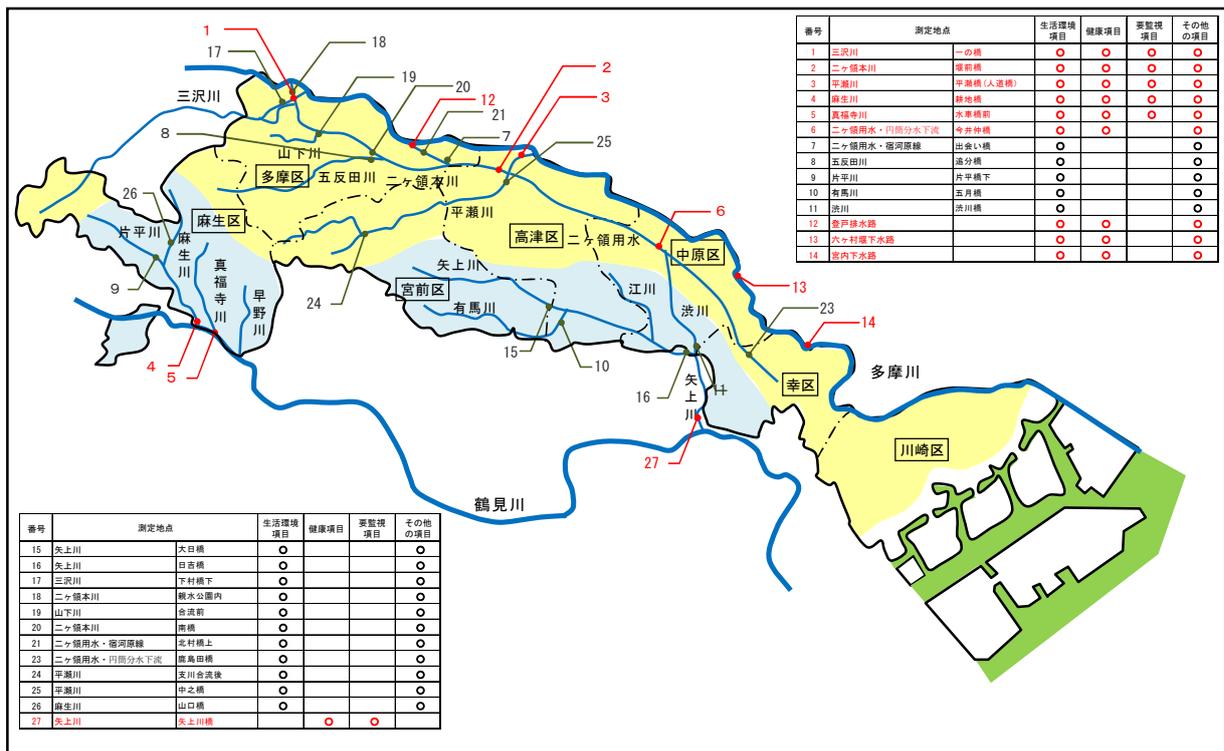
生活環境の保全に関する環境目標

■対象水域

多摩川水系 三沢川、五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
 鶴見川水系 麻生川、片平川、真福寺川、矢上川、有馬川、渋川

■対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
AA目標 (五反田川・二ヶ領用水・平瀬川)	3mg/L以下	5mg/L以下
A目標 (三沢川)	5mg/L以下	5mg/L以下
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)	8mg/L以下	8mg/L以下
C目標 (矢上川・有馬川・渋川)	10mg/L以下	10mg/L以下



「水質の指標2」

■環境基準

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

■対象水域

多摩川水系3河川(三沢川、二ヶ領用水、平瀬川)、地下水、海域

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106~107)」参照

3 水生生物

【水環境保全の目標Ⅲ】 水生生物

水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること

多様な水生生物の生息生育環境の保全に関する取組と連携し、湧水地の保全・整備・水生生物の生息状況分析、把握等の調査や環境教育等の機会を通じた水生生物とのふれあいの場の提供をめざします。

【施策の方向】

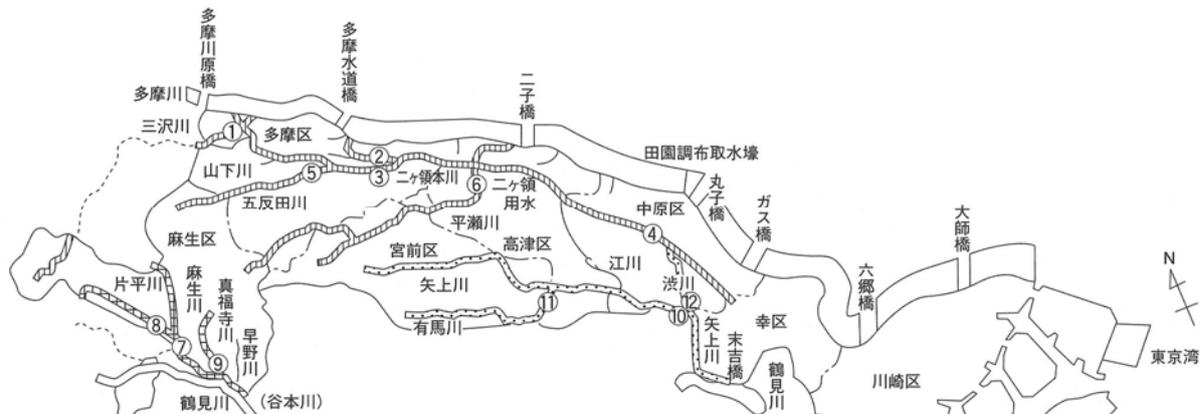
◆Ⅲ-1 水生生物の生息生育環境を保全する

市域に生息する水生生物の情報を効果的に収集、活用し、水生生物の生息生育環境の保全・回復・創出をめざします。

◆Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる

身近な自然環境に生息する水生生物とのふれあいの場の提供等、市民意識啓発、多様な水生生物との共生をめざします。

「水生生物の指標」



対象項目	指 標 (水生生物)
対象水域 AA目標水域 (五反田川・二ヶ領用水・平瀬川)	多様な生物が生息できる水環境
A目標水域 (三沢川)	
B目標水域 (麻生川・片平川・真福寺川)	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水環境
C目標水域 (矢上川・有馬川・渋川)	コイ、フナが生息でき不快感のない水環境

4 水辺地

【水環境保全の目標Ⅳ】 水 辺 地

人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

自然の水辺が本来持つ様々な機能を回復させ、親水性を高める等、人と水とのふれあいの場の保全と創出をめざします。また、市民・事業者・行政が一体となって水辺環境の保全に取り組むことができる場の提供等を進めていきます。

[施策の方向]

◆Ⅳ-1 良好な水辺環境を保全する

市民との協働、地域との連携による良好な水辺環境の維持、整備をめざします。また、市民の理解と協力が得られやすく、わかりやすい指標や目標を定め、市民協働や地域連携による水辺環境の保全をめざします。

◆Ⅳ-2 人と水のふれあいを育む

人と水とのふれあう機会の創出や情報提供を行い、市民ニーズに応えるとともに、自然や地域に対する関心や理解の醸成に努めます。

「水辺地の指標」

■環境目標

水に親しめる環境づくりのための環境目標

■対象項目及び環境目標

対象項目	環 境 目 標 (水辺地)		
	水遊びのできる川	魚などの生き物に親しめる川	散策のできる水辺
BOD	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下
COD	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下
DO	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌群数	1000MPN/100ml以下	—	—
臭気	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
水深	こどもの膝の高さ位の水深 (約20cm)	魚類が生息するのに適当な水深 (20～50cm程度)	一定の水量感を持つ水深 (20～50cm程度)
流速	こどもの水遊びの際に流される危険がなく、緩急がありよどまないこと	魚類の生息に適当な流速で、緩急がありよどまないこと	小川のイメージで流れを感じさせ、緩急がありよどまないこと
その他	水底が明確に見えること	魚影、水底が見えること	魚影が見えること
	水底に危険な物がないこと	河床が石、礫質であること	藻類(ミズワタ)の異常な繁茂が見られないこと
	水辺に容易に近づけること (護岸の傾斜が緩やかである)	魚等の隠れ場、産卵場所となる水生植物が繁茂していること	水辺の景観が周囲と調和していること



図4-1 水環境保全の目標の体系

第5章 水環境保全の環境区の設定

本市は、多摩川に沿い、東京湾から多摩丘陵にかけて細長い形をしており、北西部の多摩丘陵や台地、南東部の多摩川と沖積低地、臨海部の埋立地で形成されています。本計画では、地形や地質等を考慮し設定した5つの環境区で、地域特性に配慮した施策を展開していきます。



図5-1 川崎市の水環境保全の環境区

表5-1 水環境保全の環境区分

環境区		地下水系	流域	主な地形	主な水環境
区域名	環境区分				
A1	台地・丘陵地 (鶴見川地下水系)	鶴見川	鶴見川	丘陵地・開析谷	湧水地(早野中の谷等) ・片平川・麻生川・真福寺川 ほか
A2	台地・丘陵地 (多摩川地下水系)	多摩川	主に多摩川 (北西側大半は鶴見川)	丘陵地(西半部) 台地(東半部) 開析谷	湧水地(生田緑地内、緑ヶ丘霊園内、 高津市民健康の森内等) ・平瀬川・矢上川・有馬川 ほか
B	扇状地性低地	多摩川	多摩川	扇状地性低地	湧水地(菅北浦緑地内等) ・三沢川・山下川・二ヶ領用水 ほか
C	低地部	多摩川 鶴見川	主に多摩川 (北東側大半、南西側一部は鶴見川)	氾濫低地 海岸平野	湧水地(久末緑地内等) ・二ヶ領用水・矢上川 ほか
D	臨海・埋立地	海	多摩川	埋立地	海域(東京湾)

1 A1 環境区：台地・丘陵地（鶴見川地下水系）

A1 環境区は、麻生区の南西側 3/4 を占めており、地質が主に上総層や関東ローム層で構成される多摩丘陵の台地・丘陵地です。A1 環境区には、麻生川、真福寺川、片平川、三沢川が流れ、川の源をはじめとする湧水地が存在し、王禅寺ふるさと公園や早野聖地公園等の山林、緑地、農地が残存する自然的土地利用面積の大きい地域です。一方で、小田急線沿線を中心に都市化が進んでおり、今後とも人口増加が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられます。



図5-2 A1 環境区平面図

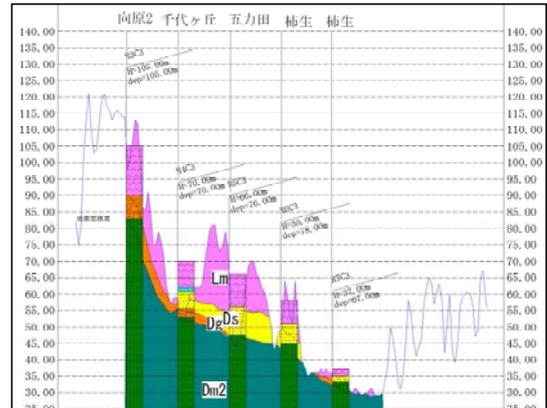


図5-3 A1 環境区の代表地層断面図

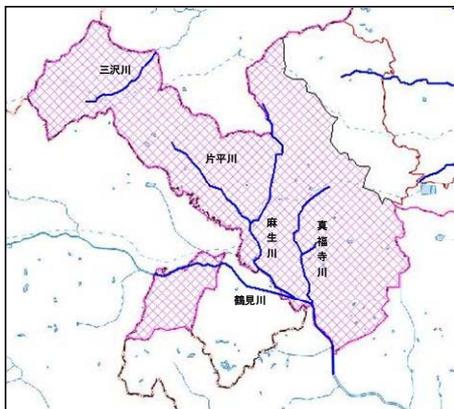


図5-4 A1 環境区河川平面図

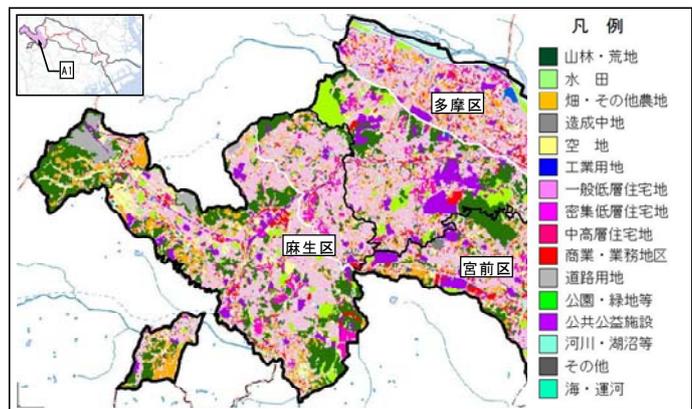


図5-5 A1 環境区の土地利用図

2 A2 環境区：台地・丘陵地（多摩川地下水系）

A2 環境区は、宮前区全域、麻生区、多摩区、高津区の一部が含まれる地域で、A1 環境区より標高が低く、地質が主に上総層や関東ローム層で構成される多摩丘陵の台地・丘陵地です。A2 環境区には、五反田川、平瀬川、矢上川、有馬川が流れています。高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、生田緑地や東高根森林公園等をはじめ、公園や緑地が多く存在しており、自然的土地利用面積が多く、湧水地も多数残っています。



図5-6 A2 環境区平面図

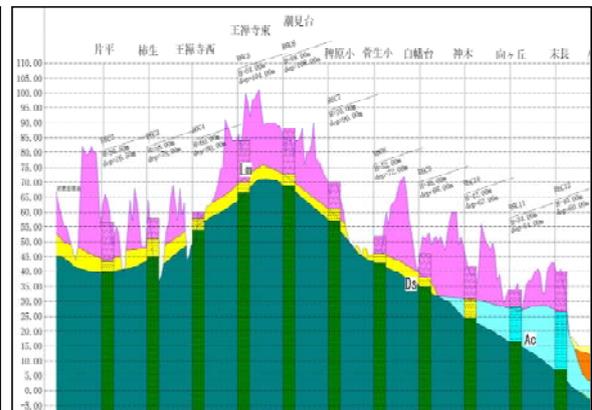


図5-7 A2 環境区の代表地層断面図



図5-8 A2 環境区河川平面図

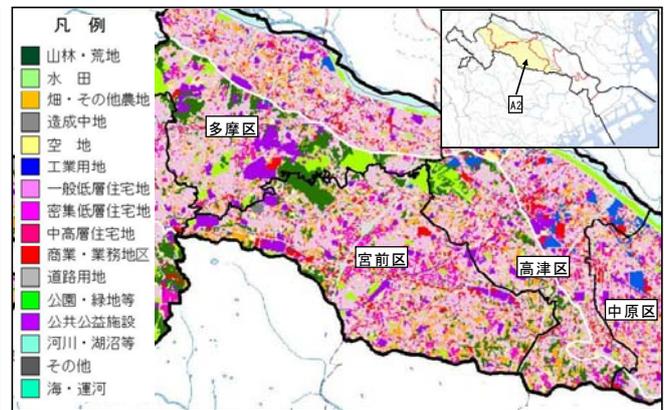


図5-9 A2 環境区の土地利用図

3 B環境区:扇状地性低地

B環境区は、多摩区北東部の多摩丘陵と多摩川に挟まれた低地であり、地質は主に上総層や沖積層(礫質土)、洪積層が分布しています。B環境区には、三沢川、山下川、平瀬川と二ヶ領用水(本川、宿河原線)が流れ、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、水道事業の水源の一つとなっています。一方、農地が多く残っているものの、市街化も進行しています。



図5-10 B環境区平面図

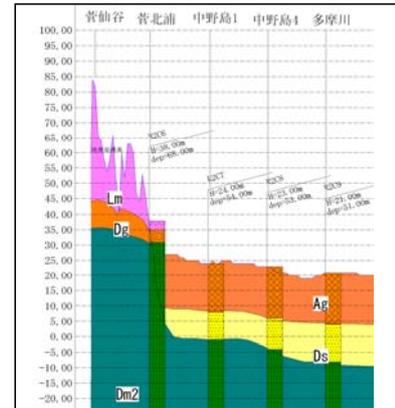


図5-11 B環境区の代表地層断面図

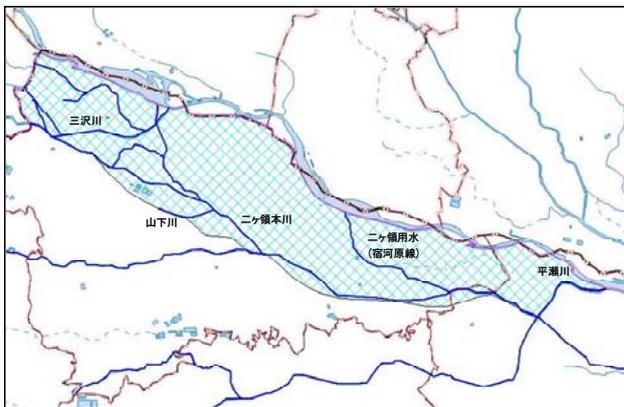


図5-12 B環境区河川平面図

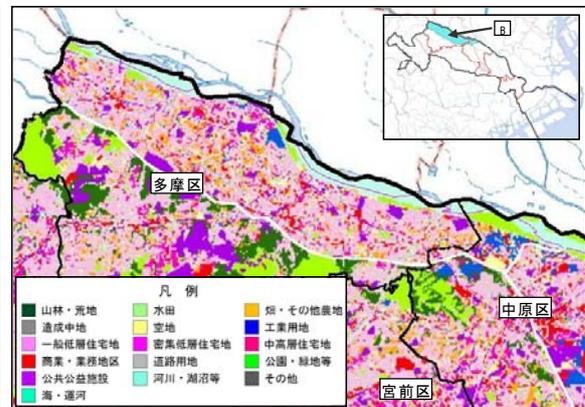


図5-13 B環境区の土地利用図

4 C環境区:低地部

C環境区は、中原区、幸区の全域及び高津区の南東部、川崎区の北西部を含んだ、多摩川と鶴見川に挟まれた沖積低地です。地質は、主に上総層や、上総層群を基盤として沖積層(粘性土・砂質土の互層)、洪積層が分布し、部分的に多摩川旧河道による埋没谷地形が伏在しています。C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。



図5-14 C環境区平面図

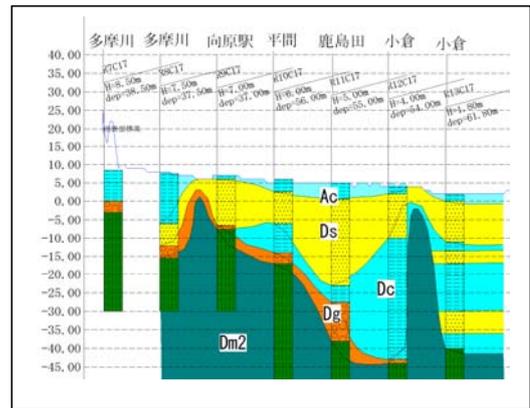


図5-15 C環境区の代表地層断面図

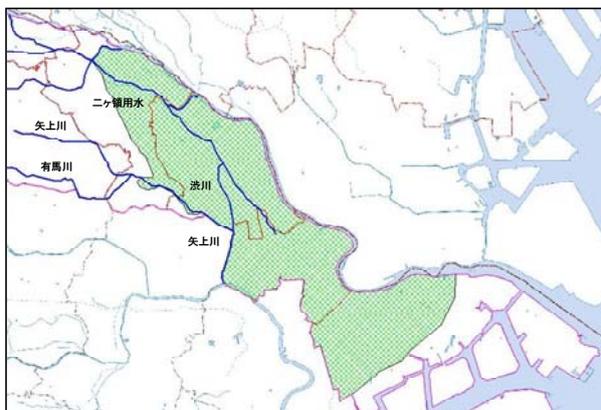


図5-16 C環境区河川平面図

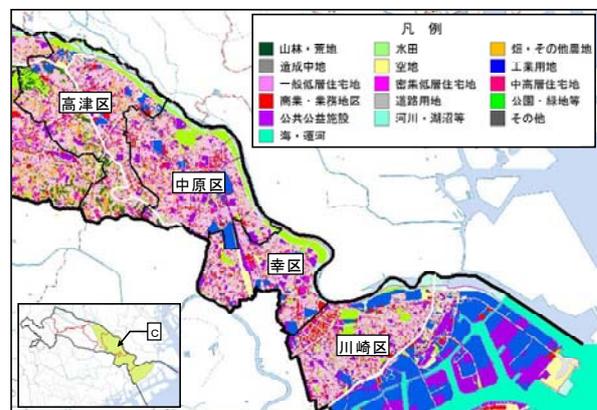


図5-17 C環境区の土地利用図

5 D環境区:臨海・埋立地

D環境区は、川崎区東部の産業道路から東側の地域で、多摩川の沖積低地と東京湾の浅瀬を利用して明治以降に埋め立てられた人工地盤からなる臨海工業地帯です。

地質は、主に上総層や、上総層群を基盤として沖積層(粘性土・砂質土の互層)、洪積層が分布しています。D環境区は、工業用地、商業地、公共公益用地の3種で大部分を占めています。



図5-18 D環境区平面図

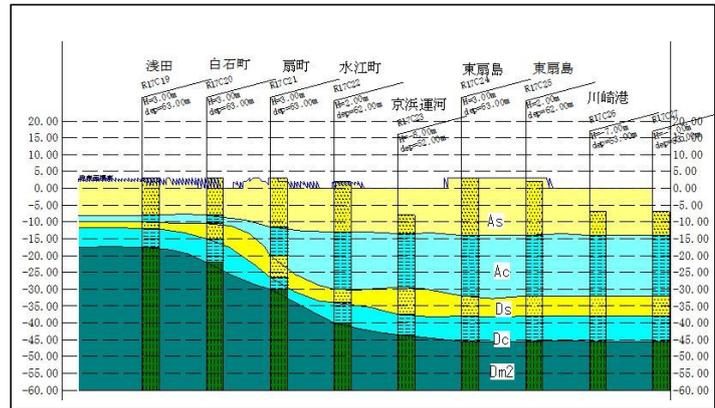


図5-19 D環境区の代表地層断面図



図5-20 D環境区海域平面図

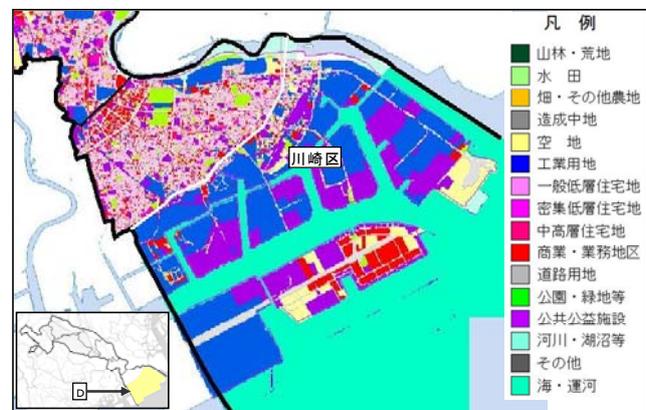


図5-21 D環境区の土地利用図

第6章 環境区ごとに重点的に推進する施策

1 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

先述のとおり、本市は、地形や地質、地域特性が環境区ごとに異なります。そこで、本計画では、環境区ごとに重点的に推進する施策の方向を設定し、地域特性に配慮した施策を展開します。

表6-1 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

環境区		区域名	A1	A2	B	C	D
		環境区分	台地・丘陵地 (鶴見川地下水系)	台地・丘陵地 (多摩川地下水系)	扇状地性低地	低地部	臨海・埋立地
I 水量	I-1 現状の平常時河川流量を維持する		○	○	○	○	
	I-2 適切な地下水量を確保する				○	○	○
	I-3 かん養機能を保全・回復する		○	○			
II 水質	II-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす					○	○
	II-2 化学物質の環境リスクを低減する					○	○
	II-3 水質保全・監視を充実する		○	○	○		
III 水生生物	III-1 水生生物の生息生育環境を保全する		○	○			
	III-2 多様な水生生物との共生がなされる				○	○	○
IV 水辺地	IV-1 良好な水辺環境を保全する		○	○			
	IV-2 人と水のふれあいを育む				○	○	○

(1) 水量

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在しています。今後とも人口流入が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられることから、かん養機能を保全・回復すること、現状の平常時河川流量を維持することをめざします。

扇状地性低地(B環境区)では、本市の地下水揚水量の大半を水道事業としてこの環境区で揚水しています。また、低地部(C環境区)は、全体的に都市化が進む一方で、地形や地質より、地盤沈下の未然防止が重要であることから、適切な地下水量を確保すること、現状の平常時河川流量を維持することをめざします。

臨海・埋立地(D環境区)は、過去に地下水の過剰な揚水により大きく地盤沈下を起こした経緯から、地盤沈下を未然に防止するために、適切な地下水量を確保することをめざします。

(2)水質

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在しています。また、扇状地性低地(B環境区)は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。良好な河川水質、地下水質を今後とも維持するために、水質保全・監視を充実していきます。

低地部(C環境区)は、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。臨海・埋立地(D環境区)も、京浜工業地帯に位置し、工場等が多数分布することから、汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざします。また、化学物質の環境リスクを低減することもあわせてめざします。

(3)水生生物

台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等の水生生物の生息生育環境が多数残っています。今後とも人口流入が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられることから、水生生物の生息生育環境を保全していくことをめざします。

扇状地性低地から臨海・埋立地(B、C、D環境区)では、全体的に都市化が進んでいるため、身近な公園や河川等の自然も、水生生物の大切な生息生育環境となっています。このため、様々な生息生育環境に合った水生生物との共生がなされることをめざします。

(4)水辺地

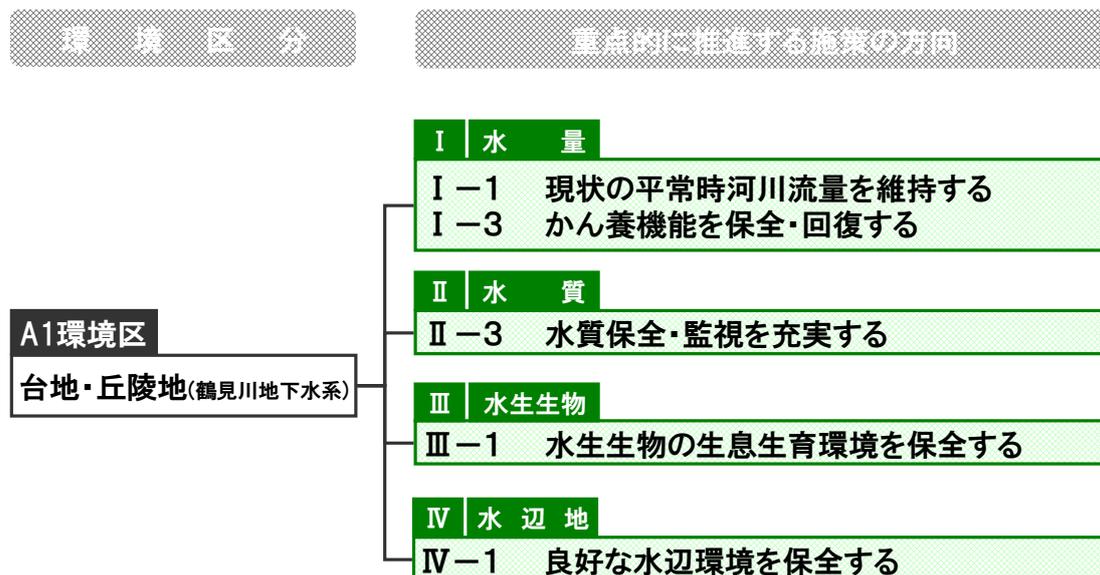
台地・丘陵地(A1、A2 環境区)は、自然的土地利用面積が多く、湧水地等の水辺地が多数存在しています。一方で、近年の人口増加と土地利用状況の変化により、水環境を取り巻く状況も変化してきているため、良好な水辺環境を保全していくことをめざします。

扇状地性低地から臨海・埋立地にかけて(B、C、D環境区)は、全体的に都市化が進んでいるため、市民啓発やふれあいの場の提供等、人と水のふれあいを育みます。

2 環境区ごとに推進する主な施策と目標・指標

(1) A1 環境区: 台地・丘陵地(鶴見川地下水系)

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア) 水量: I-1 現状の平常時河川流量を維持する

I-3 かん養機能を保全・回復する

A1 環境区は、今後とも土地の宅地化が更に進むと考えられています。健全な水循環を確保するため、宅地化により低下した雨水浸透機能の回復をめざした取組を推進していきます。また、湧水地の保全等に取り組むことで平常時河川流量の維持に努めます。さらに、緑地・農地・樹林地等、かん養機能の保全・回復に寄与する緑の保全、緑化を推進します。

◆主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 緑の保全・緑化の推進
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 市民による里山の保全・育成
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 雨水の有効活用

「水量の指標」

対象河川	水量の指標	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
麻生川 (耕地橋)	現状の流量を維持すること		0.46~1.06m ³ /秒
真福寺川 (水車橋前)			0.02~0.08m ³ /秒

(イ)水質：Ⅱ－3 水質保全・監視を充実する

近年の人口増加と土地の宅地化、下水道整備等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。河川及び地下水の水質は概ね良好であるもの、引き続き河川水質の常時監視、地下水質調査を実施するとともに、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成・維持をめざします。

◆主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

□水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

■対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
A目標 (三沢川)	5mg/L以下	5mg/L以下
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)	8mg/L以下	8mg/L以下

■評価方法：年間データのうちの75%値

□水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

■対象水域

河川(三沢川)、地下水

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物:Ⅲ-1 水生生物の生息生育環境を保全する

近年の人口増加と土地の宅地化等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO 等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。

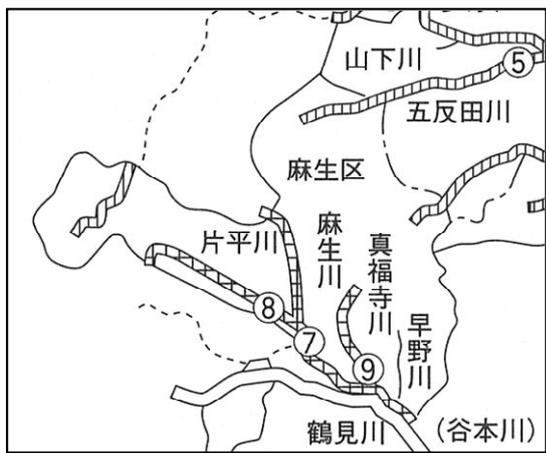
また、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

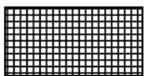
◆主な施策

- ・ 水生生物の定期調査の充実
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川底の維持管理
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
 B目標水域 ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水環境	⑦ 麻生川・耕地橋
	⑧ 片平川・片平橋下
	⑨ 真福寺川・水車橋前

(エ)水辺地:Ⅳ－1 良好な水辺環境を保全する

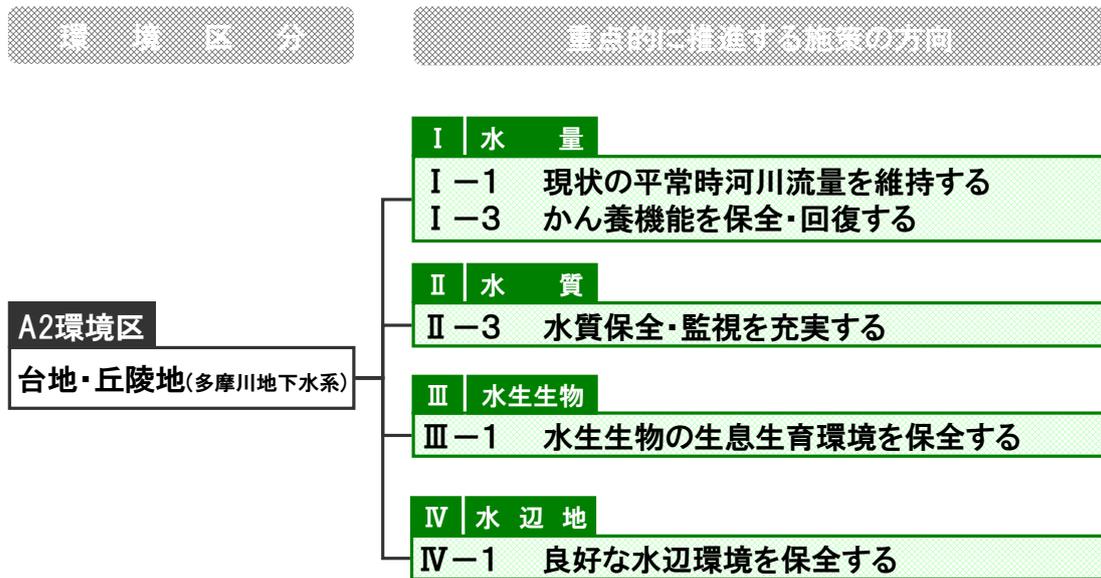
近年の人口増加と土地の宅地化等に伴い、A1 環境区の水環境を取り巻く状況は変化してきています。良好な水辺地の確保に向け、A1 環境区の流域特性、市域特性等に応じた施策を推進するとともに市民と連携した取組を進めていきます。

◆主な施策

- ・ 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 関係行政機関等との連携
- ・ 市民啓発・参加の場づくり

(2) A2 環境区: 台地・丘陵地(多摩川地下水系)

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア)水量: I-1 現状の平常時河川流量を維持する

I-3 かん養機能を保全・回復する

A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進み、今後とも土地の宅地化が更に進むと考えられています。健全な水循環を確保するため、宅地化により低下した雨水浸透機能の回復をめざした取組を推進していきます。また、緑地・農地・樹林地等、かん養機能の保全・回復に寄与する緑の保全、緑化を推進します。

◆主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 緑の保全・緑化の推進
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 市民による里山の保全・育成
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 雨水の有効活用

「水量の指標」

対象河川	水量の指標	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
五反田川 (追分橋)	現状の流量を維持すること		0.18~0.40m ³ /秒
平瀬川 (中之橋)			0.25~0.79m ³ /秒
有馬川 (五月橋)			0.05~0.30m ³ /秒

(イ)水質：Ⅱ－3 水質保全・監視を充実する

A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みました。河川及び地下水の水質は概ね良好であるものの、引き続き河川水質の常時監視、地下水質調査を実施するとともに、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成をめざします。

◆主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

□水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

■対象項目及び環境目標値

対象水域	対象項目	環境目標値	
		BOD	COD
AA目標 (五反田川・平瀬川)		3mg/L以下	5mg/L以下
C目標 (矢上川・有馬川)		10mg/L以下	10mg/L以下

■評価方法：年間データのうちの75%値

□水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

■対象水域

河川(平瀬川)、地下水

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物:Ⅲ-1 水生生物の生息生育環境を保全する

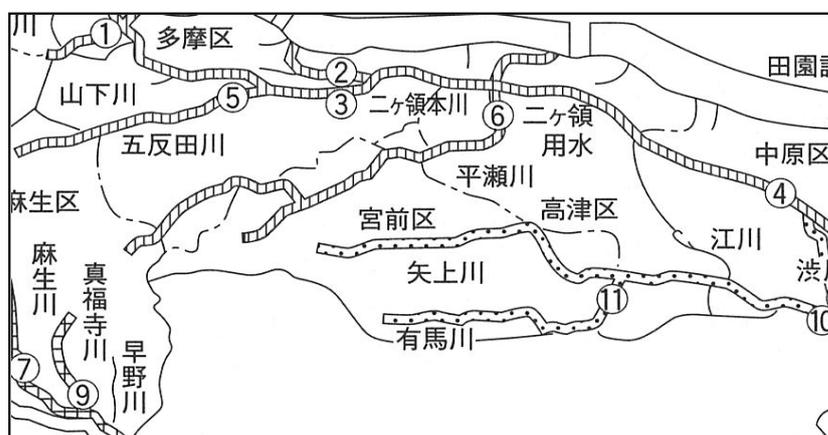
A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、自然的土地利用面積も多く、湧水地等の水生生物の生息生育環境も多数存在しています。水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO 等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。また、樹林地や農地等の緑や、河川等の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

◆主な施策

- ・ 水生生物の定期調査の充実
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川底の維持管理
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
 AA目標水域 多様な生物が生息できる水環境	⑤ 五反田川・大道橋
	⑥ 平瀬川・正安橋
 C目標水域 コイ、フナが生息でき不快感のない水環境	⑪ 有馬川・住吉橋

(エ)水辺地:Ⅳ－1 良好な水辺環境を保全する

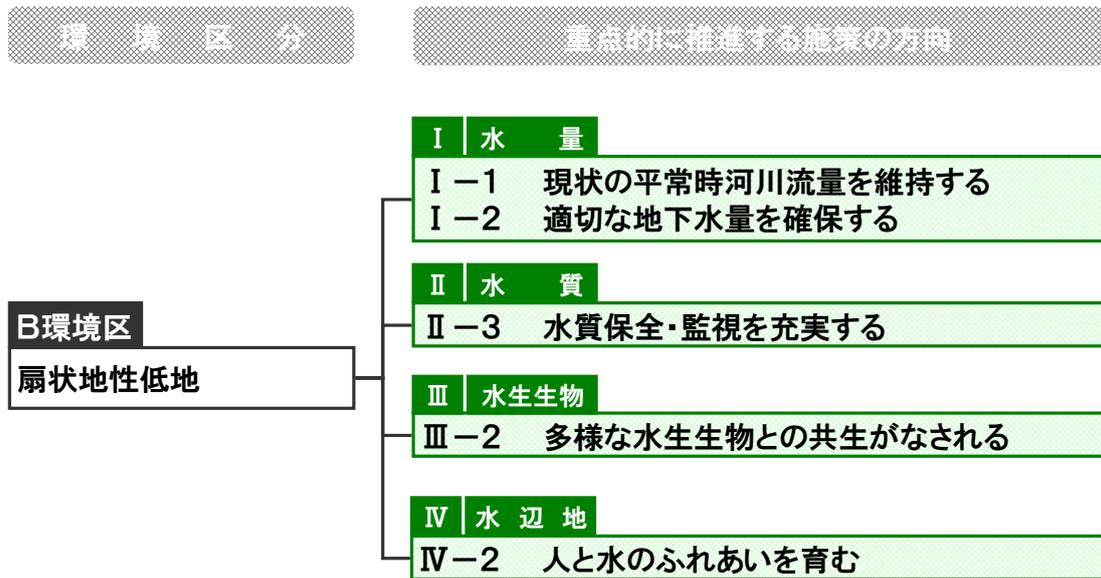
A2 環境区は、高度成長期に首都圏のベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、自然的土地利用面積も多く、湧水地等の水生生物の生息生育環境も多数存在しています。良好な水辺地の確保に向け、A2 環境区の流域特性、市域特性等に応じた施策を推進するとともに市民と連携した取組を進めていきます。

◆主な施策

- ・ 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
- ・ 河川の整備
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 樹林地等の保全
- ・ 関係行政機関等との連携
- ・ 市民啓発・参加の場づくり

(3) B環境区:扇状地性低地

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア)水量: I-1 現状の平常時河川流量を維持する

I-2 適切な地下水量を確保する

B環境区の地下水は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに河川環境の再生を推進します。

さらに、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

◆主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

□水量の指標1

対象河川	水量の指標1	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
三沢川 (一の橋)		現状の流量を維持すること	0.34~1.14m ³ /秒

□水量の指標2

水量の指標2	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

(イ)水質：Ⅱ－3 水質保全、監視を充実する

B環境区の地下水は、多摩川の伏流水を主な源とする良質な地下水が豊富なことから、本市の水道事業の水源の一つとなっています。河川及び地下水の水質は概ね良好であるもの、特に地下水汚染の未然防止のため、引き続き地下水質調査、水質保全対策を推進し、環境基準、環境目標値の達成をめざします。

◆主な施策

- ・ 水質監視体制の充実
- ・ 生活排水対策
- ・ 地下水質の監視
- ・ 地下水汚染の未然防止
- ・ 汚染地下水等の浄化対策
- ・ 地下水揚水を伴う水道等安全な生活の確保
- ・ 水質事故措置体制の充実
- ・ 水質保全の関係機関の調整

「水質の指標」

□水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

■対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
AA目標 (二ヶ領用水・平瀬川)	3mg/L以下	5mg/L以下
A目標 (三沢川)	5mg/L以下	5mg/L以下

■評価方法：年間データのうちの75%値

□水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

■対象水域

河川(二ヶ領用水、平瀬川)、地下水

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物:Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる

B環境区は、農地が多く残っているものの、市街化も進行しています。市街化が進んだB環境区においては、身近な公園や河川等の自然も水生生物にとっては、大切な生息生育環境となっています。水生生物とその生育生息環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

◆主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



指 標 (水生生物)	河川名・調査地点名
	① 三沢川・下の橋
	② 二ヶ領用水宿河原線・東名高速下
	③ 二ヶ領本川・ひみず橋

(エ)水辺地:Ⅳ-2 人と水のふれあいを育む

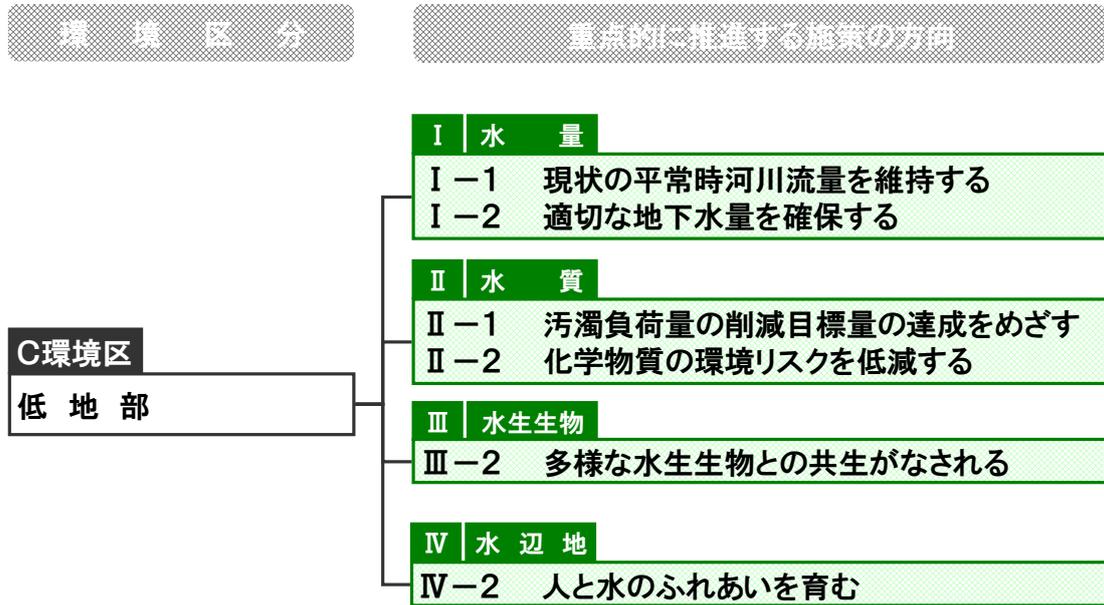
B環境区は、農地が多く残っているものの、市街化も進行しています。人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

◆主な施策

- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 生田浄水場機能縮小後の跡地利用の検討
- ・ 関係行政機関等との連携

(4) C環境区:低地部

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア)水量: I-1 現状の平常時河川流量を維持する

I-2 適切な地下水量を確保する

C環境区は、沖積層、洪積層が分布し、部分的に埋没谷地形が伏在していることから、地下水位の低下による地盤沈下の未然防止が重要な課題となっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、河川改修等とあわせた河川の水深の確保等、流れの状態の保全につながる取組の検討を進めます。

さらに、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

◆主な施策

- ・ 雨水浸透施設設置の推進
- ・ 湧水地の保全
- ・ 河川の保全
- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

□水量の指標1

対象河川	水量の指標1	河川流量	
		指標がめざす方向	現 状(2010年度)
矢上川 (日吉橋)		現状の流量を維持すること	0.34~0.75m ³ /秒

□水量の指標2

水量の指標2	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

(イ) 水質：Ⅱ－1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

Ⅱ－2 化学物質の環境リスクを低減する

C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。法・市条例に基づく工場等発生源に対する監視・指導を行うとともに、排水処理施設等の適正管理の促進を図ります。また、下水道終末処理場に高度処理を導入し、汚濁負荷量の削減を図ります。

◆主な施策

- ・ 排水の監視・指導の徹底
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 下水道事業の効率的な運営
- ・ 化学物質対策の総合的な推進
- ・ 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
- ・ 有害化学物質の調査の充実
- ・ 計画的・科学的環境施策の推進

「水質の指標」

□水質の指標1(環境目標)

生活環境の保全に関する環境目標

■対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値	
	BOD	COD
AA目標 (二ヶ領用水)	3mg/L以下	5mg/L以下
C目標 (矢上川・渋川)	10mg/L以下	10mg/L以下

■評価方法：年間データのうちの75%値

□水質の指標2(環境基準)

健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

■対象水域

河川(二ヶ領用水)、地下水

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106～107)」参照

(ウ)水生生物:Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる

C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。都市化が進んだC環境区においては、身近な公園や河川等の自然も水生生物にとっては、大切な生息生育環境となっています。また、多摩川から供給される魚類の増加が見られる等、都市域での貴重な水生生物とその生息生育環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

◆主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

	項 目
環 境	天候、気温、水温、透視度、最大水深、流速、河床底質、沈水植物
水生生物	魚類(種別個体数)、底生生物(種別個体数)



環境目標(水生生物)	河川名・調査地点名
 AA目標水域 多様な生物が生息できる水環境	④ 二ヶ領用水円筒分水下流・今井上橋
 C目標水域 コイ、ナガが生息でき不快のない水環境	⑩ 矢上川・日吉橋
	⑫ 渋川・八幡橋

(エ)水辺地:Ⅳ-2 人と水のふれあいを育む

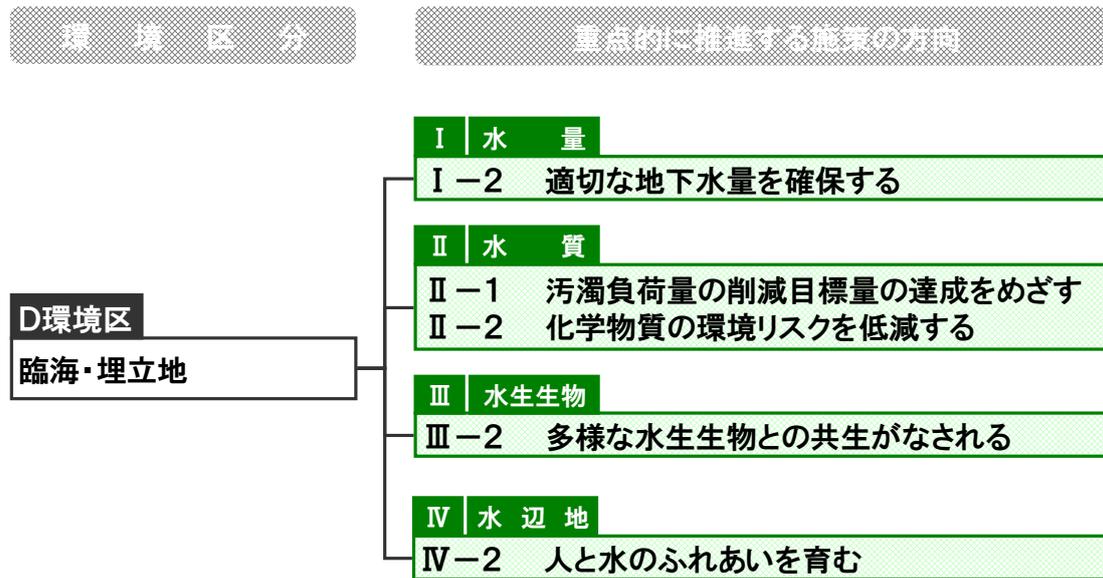
C環境区は、自然的土地利用面積は少なく、全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布しています。また、C環境区には、ニヶ領用水、円筒分水といった貴重な歴史遺産もあり、人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

◆主な施策

- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 農ある風景の保全
- ・ 都市農地の保全と活用
- ・ 水と緑のネットワークづくり
- ・ 関係行政機関等との連携

(5) D環境区:臨海・埋立地

ア 重点的に推進する施策の方向



イ 主な施策と目標・指標

(ア)水量: I-2 適切な地下水量を確保する

D環境区は、多摩川の沖積低地と東京湾の浅瀬を利用して明治以降に埋め立てられた人工地盤で、沖積層、洪積層が分布しています。D環境区では、過去に地下水の過剰な揚水により、大きく地盤沈下を起こした経緯があり、地盤沈下の未然防止が重要な課題となっています。適切な地下水量を確保するため、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行っていきます。

また、身近な緑への散水等も、散水した水のかん養により、地下水量の確保や健全な水循環の確保に寄与します。庭先の植物への水やりや打ち水等、貴重な水資源である雨水の有効活用等を目的とした雨水貯留槽の設置も推進していきます。

◆主な施策

- ・ 地盤沈下、地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の適正管理
- ・ 地下水の適正利用
- ・ 地形・水文地質の状況把握
- ・ 雨水の有効利用

「水量の指標」

水量の指標	指標がめざす方向	現 状(2010年度)
地盤沈下量	年間20mm未満に抑えること	年間20mm未満

(イ)水質:Ⅱ-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

Ⅱ-2 化学物質の環境リスクを低減する

D環境区は、臨海工業地帯に位置し、化学物質を取扱う事業場が立地していることから、化学物質による環境汚染の未然防止を行うとともに、リスク低減に向けて行動することが大切です。法・市条例に基づく工場等発生源に対する監視・指導を行うとともに、環境リスクの実態を把握し、その情報を広く提供していきます。また、排水処理施設等の適正管理の促進を図ります。

◆主な施策

- ・ 排水の監視・指導の徹底
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 下水道事業の効率的な運営
- ・ 化学物質対策の総合的な推進
- ・ 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
- ・ 有害化学物質の調査の充実
- ・ 計画的・科学的環境施策の推進

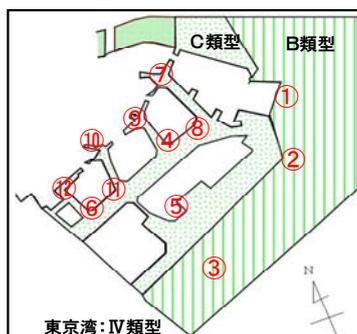
「水質の指標」

□水質の指標1(環境基準)

生活環境の保全に関する環境基準

■対象項目及び環境基準

類 型	項 目	環 境 基 準 値
B類型・Ⅳ類型	COD	3mg/L以下
	全窒素	1mg/L以下
	全燐	0.09mg/L以下
C類型・Ⅳ類型	COD	8mg/L以下
	全窒素	1mg/L以下
	全燐	0.09mg/L以下



番号	測定地点	類型	生活環境項目	健康項目	要監視項目	その他の項目
1	沖合部 浮島沖	B類型	○	○	○	○
2	東扇島沖	B類型	○	○	○	○
3	扇島沖	B類型	○	○	○	○
4	京浜運河千鳥町	C類型	○	○	○	○
5	東扇島防波堤西	C類型	○	○	○	○
6	京浜運河扇町	C類型	○	○	○	○
7	運河部 末広運河先	C類型	○	○		○
8	大師運河先	C類型	○	○		○
9	夜光運河先	C類型	○	○		○
10	桜堀運河先	C類型	○	○		○
11	池上運河先	C類型	○	○		○
12	南渡田運河先	C類型	○	○		○

□水質の指標2(環境基準)

健康項目の環境基準

■対象水域

地下水

■対象項目及び環境目標値

資料編「2 環境基準等(p.106~107)」参照

(ウ)水生生物:Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる

D環境区は、臨海工業地帯に位置し、身近な公園や海等の自然も水生生物にとっては大切な生息生育環境となっています。水質等の改善により、一時途絶えていた魚類等の水生生物が調査により確認されています。水生生物とその生息生育環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

◆主な施策

- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 水生生物の定期調査の充実

「水生生物の指標」

調査項目	項 目
魚介類潜水観察調査	水中に生息している魚介類(魚類及びメガロベントス ^{※1})の種類、生息状況の観察・記録
底生生物採集調査	採泥器を使用して、生息している底生生物(マクロベントス ^{※2})を採集し種類、生息状況の記録

※1 メガロベントス:ナマコ、ヒトデ、カニなど大型の底生生物

※2 マクロベントス:ゴカイ、二枚貝など小型の底生生物



(エ)水辺地:Ⅳ-2 人と水のふれあいを育む

D環境区は、東扇島西公園、東公園等が整備され、西公園では海釣りを楽しめる場となっています。また、東公園は本市初の人工海浜が造られ、四季を通じて多様な生物が生息生育しています。D環境区においては、人と水のふれあいを育むため、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

◆主な施策

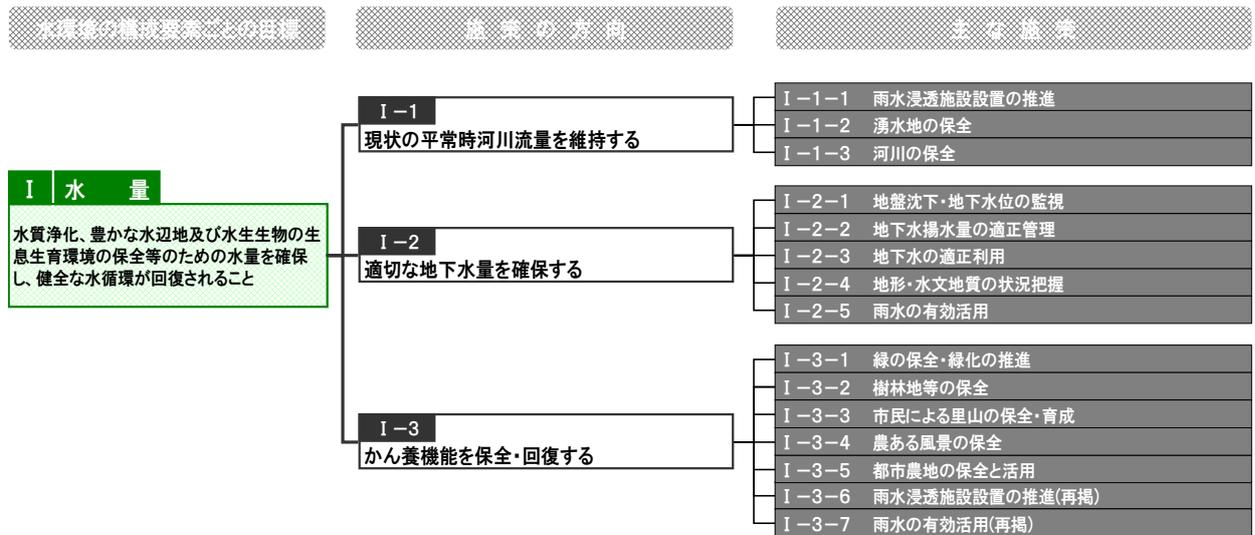
- ・ 保全意識の共有
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 地域環境美化の推進
- ・ 市民啓発・参加の場づくり
- ・ 良好な街なみづくり・景観づくりの推進
- ・ 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
- ・ 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
- ・ 身近な公園などコミュニティの場づくり
- ・ 関係行政機関等との連携

第7章 水環境保全に向けた取組

第4章で定めた水環境の4つの構成要素ごとの目標を達成するための施策の方向、主な施策及び取組は次のとおりです。

1 水量に関する取組

(1) 水量に関する取組の体系



(2) 水量に関する取組の内容

I-1 現状の平常時河川流量を維持する

平常時河川流量の確保に当たっては、水の循環が健全な状態に保全されていることが望ましいといえます。現状の平常時河川流量を維持するため、近年の宅地化等土地利用の変化に伴い低下した雨水浸透機能の回復、湧水の保全等の取組を進めます。

また、平常時河川流量の減少は、生物の生育生息環境の減少、親水性の低下等につながることから、河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに、河川環境の再生を推進します。

施策の方向	主な施策
現状の平常時河川流量を維持する	雨水浸透施設設置の推進
	湧水地の保全
	河川の保全

I-1-1 雨水浸透施設設置の推進

近年の宅地化等土地利用状況の変化に伴い低下した、雨水浸透機能の回復に向け、雨水浸透施設設置を推進します。

- ・ 公共事業での雨水浸透施設設置の促進
- ・ 民間事業での雨水浸透施設設置推進のための制度整備
- ・ 雨水流出抑制施設技術指針(浸透併用編)に基づく指導

I-1-2 湧水地の保全

市や研究教育機関、NPO 等との連携による湧水地の調査を実施します。また、森林・緑地、湧水地等の整備に努めます。

- ・ 湧水地の現地調査
- ・ 湧水地かん養域の把握
- ・ 森林・緑地等の保全
- ・ 湧水地の整備

I-1-3 河川の保全

河川の改修により、治水の安全度を高めるとともに河川環境の再生を推進します。

- ・ 河川の整備及び適切な維持管理

I-2 適切な地下水量を確保する

適切な地下水量を確保するため、飲料水、工業用水などとして様々な形で利用されている地下水について、地下水位の監視、適正揚水の指導、揚水量の把握を行います。
 また、地下水と地盤環境は密接な関係にあるため、地盤環境情報の収集、整理をあわせて行っていきます。

施策の方向	主な施策
適切な地下水量を確保する	地盤沈下・地下水位の監視
	地下水揚水量の適正管理
	地下水の適正利用
	地形・水文地質の状況把握
	雨水の有効活用

I-2-1 地盤沈下、地下水位の監視

地下水動向、地盤沈下の未然防止、早期発見のため、市内 11 箇所の観測井における地下水位の変動を監視します。また、市条例等に基づき、対象揚水事業者の地下水揚水量を把握するとともに、精密水準測量を実施し、地盤沈下の監視、地盤変動の把握を行います。さらに、地下水を過剰に揚水することによる地下水への海水の流入、深部の塩水を含む地層からの地下水への塩分混入状況を把握するため、地下水塩水化調査を行います。

- ・ 地下水位観測井による地下水位の監視
- ・ 地下水揚水量の把握
- ・ 水準測量等による地盤沈下調査
- ・ 地下水塩水化調査

I-2-2 地下水揚水量の適正管理

工業用水法、市条例に基づく対象揚水事業者に対する指導等を行います。

- ・ 対象揚水事業者に対する適正揚水の指導
- ・ 工業用水法による井戸構造の制限
- ・ 地下水揚水量の把握(再掲)

I-2-3 地下水の適正利用

水道事業の水源、災害用井戸等、地下水の過剰な揚水とならない範囲内での地下水の適正な利用を図ります。

- ・ 災害時飲料水等供給源確保対策事業の推進
- ・ 公共施設等での生活用水や散水としての地下水利用
- ・ 水道事業及び工業用水道事業における地下水の適正利用

I-2-4 地形・水文地質の状況把握

地下水と密接に関係する地質構造の解明のため、地質調査データを収集整理します。
また、地盤環境情報をデータベース化し、情報提供します。

- ・ 地質調査データの収集整理
- ・ 地盤環境情報のデータベース化

I-2-5 雨水の有効活用

庭先の植物への水やりや打ち水等に雨水を有効活用し、ヒートアイランド対策、温暖化対策等を進めるため、雨水貯留槽の設置を推進します。

- ・ 住宅への雨水貯留槽設置推進

I-3 かん養機能を保全・回復する

本市では、近年の宅地化等土地利用の変化に伴い、以前と比較し雨水浸透機能が大きく低下してきています。雨水浸透機能の低下により、かん養機能が低下し、健全な水の循環が損なわれてきており、結果として平常時河川流量の減少、湧水の枯渇等、生活環境への影響が懸念されております。

そこで、健全な水循環を回復するため、かん養機能の保全・回復に向けた緑地や農地の保全、雨水浸透施設の設置等の取組を推進していきます。

施策の方向	主な施策
かん養機能を保全・回復する	緑の保全・緑化の推進
	樹林地等の保全
	市民による里山の保全・育成
	農ある風景の保全
	都市農地の保全と活用
	雨水浸透施設設置の推進(再掲)
	雨水の有効活用(再掲)

I-3-1 緑の保全・緑化の推進

かん養機能の保全・回復につながる緑地の保全等に関する取組を、総合的に推進します。

- ・ 「緑の基本計画」に基づく施策の展開

I-3-2 樹林地等の保全

本市に残された貴重な緑の保全と育成のための用地取得や、公有化された緑地の整備を進めます。

- ・ 計画的な特別緑地保全地区の用地取得
- ・ 特別緑地保全地区の整備

I-3-3 市民による里山の保全・育成

保全施策の講じられた樹林地等について、植生の管理及び安全の観点を含めて、市民協働により適切に維持管理を行います。

- ・ 市民協働による緑地保全管理の推進

I-3-4 農ある風景の保全

本市北部の樹林地を、農業振興施策と連携して保全します。

- ・ 樹林地や休耕田跡地の再生方法等の調査・研究活動

I-3-5 都市農地の保全と活用

市街化区域内農地の良好な保全を実現するために、生産緑地地区の指定・変更等を行います。

- ・ 生産緑地地区指定推進

I-3-6 雨水浸透施設設置の推進(再掲)

I-1-1 参照

I-3-7 雨水の有効活用(再掲)

I-2-5 参照

2 水質に関する取組

(1) 水質に関する取組の体系



(2)水質に関する取組の内容

Ⅱ－１ 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす

法・市条例に基づき、工場等の発生源に対する監視・指導を行うとともに、排水処理施設の適正管理の促進を図ります。また、東京湾の汚濁負荷量を削減するため、総量削減計画に基づく常時監視対象事業場に対する汚濁負荷量の監視を継続して行います。また、下水道終末処理場に高度処理設備の導入を図ります。

施策の方向	主な施策
汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす	排水の監視・指導の徹底
	浄化槽の適正管理
	下水道施設の整備と適切な維持管理
	下水道事業の効率的な運営

Ⅱ－１－１ 排水の監視・指導の徹底

工場等への立入調査を継続して実施します。

- ・ 事業場排水の規制・監視の強化
- ・ 小規模事業場の監視強化
- ・ 法・市条例に基づく排水検査
- ・ 自主検査の実施指導

Ⅱ－１－２ 浄化槽の適正管理

浄化槽の設置及び維持管理に関しては「川崎市浄化槽指導要綱」に基づき指導を行います。また、法の対象となる大規模な浄化槽については、立入検査、維持管理指導等を強化します。

- ・ 「川崎市浄化槽指導要綱」に基づく浄化槽の設置及び維持管理指導
- ・ 下水道整備計画区域外における既存単独浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えの促進
- ・ 適切な維持管理の指導

Ⅱ－１－３ 下水道施設の整備と適切な維持管理

汚水の処理人口普及率は 2011(平成 23)年度末時点で 99.3%に達しており、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。今後も汚水の処理人口普及率 100%達成を目指し、下水道未整備地区の解消を図っていきます。また、環境基準の達成、東京湾の赤潮の発生原因でもある富栄養化の防止といった公共用水域の水質保全を目的として、高度処理施設の導入を図っていきます。さらに、雨の日に合流式下水道の雨水吐き口やポンプ場などから放流される雨水吐きからの放流水の水質改善や放流回数の削減を図るため、きょう雑物を取り除くスクリーンの設置や、雨水滞水池・雨水貯留管の整備を行うとともに、水質改善に有効なポンプの運転を行うことにより、合流式下水道の改善を図っていきます。

- ・ 下水道管きょ施設の効率的な維持管理
- ・ 管きょ施設(汚水・雨水)の整備
- ・ 高度処理事業の推進
- ・ 合流式下水道の改善の推進
- ・ 有害物質等の下水道への排出量削減のための指導・啓発
- ・ 既設処理施設における放流水中の窒素・りん削減等の水質管理に係る調査・検討

Ⅱ－１－４ 下水道事業の効率的な運営

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するための課題解決に向け、高度処理、合流改善等について既存施設を最大限活用した技術開発を進めます。

- ・ 下水道技術に関する調査研究

Ⅱ－２ 化学物質の環境リスクを低減する

化学物質による環境汚染の未然防止等の観点から、市民・事業者・行政は、化学物質についての情報共有を図りながら、リスク低減に向けてそれぞれの立場で行動することが大切です。市は、事業者や市民の取組を支援し、必要な規制や監視を実施するとともに、環境リスクの実態を把握し、その情報を広く提供します。市民・事業者・行政が協働して化学物質のリスク低減に取り組み、化学物質による環境汚染がなく、健康で安心して暮らせるまちを実現します。

施策の方向	主な施策
化学物質の環境リスクを低減する	化学物質対策の総合的な推進
	産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組
	有害化学物質の調査の充実
	計画的・科学的環境施策の推進

Ⅱ－２－１ 化学物質対策の総合的な推進

事業者による化学物質の自主管理を促進し、環境汚染の未然防止及び環境リスクの低減を図ります。また、環境基準及び指針値が設定されている化学物質について、重点的に排出実態調査と抑制指導に取り組みます。

- ・ PRTR法に基づく届出書の受理・送付
- ・ 市内届出排出量の把握・集計・公表
- ・ 化学物質の環境実態調査の実施
- ・ 大気、水質等の調査及び発生源の監視

Ⅱ－２－２ 産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組

化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく3Rと適正処理の促進や不法投棄等の防止等に向け、排出事業者等に指導を行います。

- ・ 産業廃棄物処理施設設置等の許可に係る指導等による適正処理の推進

Ⅱ－２－３ 有害化学物質の調査の充実

定期的に水質及び底質の調査を実施し、水質状況の把握に努めます。

- ・ 水質及び底質の有害物質の実態調査の充実

Ⅱ－２－４ 計画的・科学的環境施策の推進

外部研究機関、優れた環境技術を有する企業等と連携しながら、化学物質等に関する総合的な研究を進めます。

- ・ 化学物質等に関する環境保全・改善に向けた調査研究を行うとともに、その成果を環境施策へ反映し、計画的・科学的な環境施策を推進

Ⅱ－３ 水質保全・監視を充実する

河川や海域等の常時監視を引き続き実施するとともに、公共用水域における水質保全対策を推進します。地下水については、市による地下水調査を充実させるとともに、工場等に対する監視・指導・助言を徹底し、地下水汚染を未然に防止します。
また、河川の流域自治体や東京湾岸自治体と連携し、水質事故対策を進めます。

施策の方向	主な施策
水質保全・監視を充実する	水質監視体制の充実
	生活排水対策
	地下水質の監視
	地下水汚染の未然防止
	汚染地下水等の浄化対策
	安全な生活の確保
	水質事故措置体制の充実
	水質保全の関係機関の調整

Ⅱ－３－１ 水質監視体制の充実

水質及び水生生物の調査を定期的実施し、水質状況の把握に努め、水質浄化に役立てます。

- ・ 水質定期調査の充実
- ・ 水質及び底質の有害物質の実態調査の充実(再掲)

Ⅱ－３－２ 生活排水対策

生活排水対策について普及・啓発を図り、市民の水環境への関心を高めるとともに生活排水に起因する汚濁負荷量の低減をめざします。

- ・ 「川崎市生活排水対策に関する指針」に基づく普及・啓発

Ⅱ－３－３ 地下水質の監視

地下水汚染は、発見が遅れたり浄化対策が遅れたりすると、汚染が拡大し、周辺環境に影響を与えるため、地下水質調査により地下水の水質状況を把握します。

- ・ 地下水概況調査、継続監視調査による市域の汚染状況の把握
- ・ 特定有害物質等製造事業者の地下水の水質状況の把握
- ・ 環境基準を達成していない地域での追跡調査・事業者指導
- ・ 水道水源地域内における水道用等さく井の水質検査

Ⅱ－3－4 地下水汚染の未然防止

地下水質調査を充実させるとともに、工場等に対する監視・指導・助言を徹底し、地下水汚染を未然に防止します。

- ・ 本市全域における特定物質の製造等を行う作業に係る水等の地下浸透禁止の指導
- ・ 水道水源地域における特定有害物質等の公共用水域への排出禁止の指導
- ・ PRTR法に基づく事業者指導
- ・ 産業廃棄物の適正処理の指導
- ・ 環境保全型農業の推進並びに農薬の適正使用及び適正施肥の農業者指導

Ⅱ－3－5 汚染地下水等の浄化対策

汚染地下水の浄化対策として、土壤汚染対策法、市条例等に基づく指導等を行います。

- ・ 汚染原因者への処理対策等実施の勧告・命令
- ・ 土壤汚染に係る調査及び土壤汚染処理対策の実施の指導・助言

Ⅱ－3－6 安全な生活の確保

地下水利用の飲料水供給施設への監視・指導等を実施し、安全で衛生的な飲料水を確保します。

- ・ 地下水揚水を伴う専用水道、小規模水道等の監視、指導及び水質検査の実施

Ⅱ－3－7 水質事故措置体制の充実

水質事故時の連絡体制、原因究明及び事故未然防止体制を確立するため「川崎市異常水質事故対策要領」に基づく対応を拡充します。

- ・ 「川崎市異常水質事故対策要領」に基づく措置体制の充実

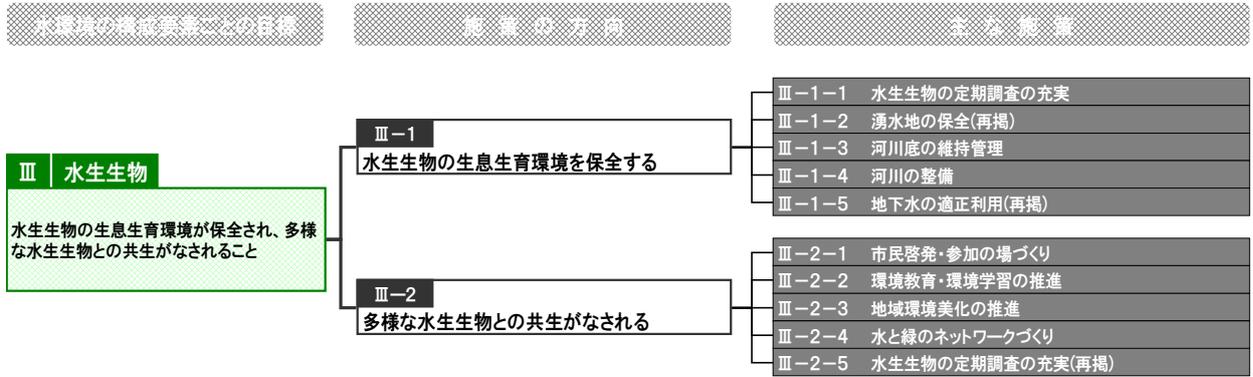
Ⅱ－3－8 水質保全の関係機関の調整

良好な水環境の保全に関連する環境整備事業の総合的な調整を図るため、庁内に計画推進委員会を設置し、計画を推進します。

- ・ 計画推進委員会の運営
- ・ 多摩川の水質保全の要請
- ・ 近隣都市との連絡会等における情報交換

3 水生生物に関する取組

(1) 水生生物に関する取組の体系



(2)水生生物に関する取組の内容

Ⅲ－１ 水生生物の生息生育環境を保全する

水生生物の生息生育環境の保全・回復を進めるため、市による調査・研究に加え、市民や研究教育機関、NPO等と連携し、市域に生息する水生生物の情報収集・整理・活用に努めます。

また、樹林地や農地等の緑や、河川や海域の水辺、湧水地等、水生生物の生息生育環境の保全を図ります。

施策の方向	主な施策
水生生物の生息生育環境を保全する	水生生物の定期調査の充実
	湧水地の保全(再掲)
	河川底の維持管理
	河川の整備
	地下水の適正利用(再掲)

Ⅲ－１－１ 水生生物の定期調査の充実

定期的に水生生物の調査を実施し、状況把握に努めます。

- ・ 生物定期調査の実施
- ・ 河川・干潟・湧水地・海域での生物調査の実施

Ⅲ－１－２ 湧水地の保全(再掲)

I－１－２ 参照

Ⅲ－１－３ 河川底の維持管理

きれいな河底を維持するため、ヘドロやゴミ等を除去し、河川底の維持補修を継続的に行います。

- ・ ヘドロ・ゴミ等の除去

Ⅲ－１－４ 河川の整備

河川の改修により治水の安全性を高めるとともに、地域意見を反映しながら、親しみのある水辺空間の確保や環境に配慮した護岸等の改修事業を推進します。

- ・ 河川改修、魚道設置、河床整備の推進

Ⅲ－１－５ 地下水の適正利用(再掲)

I－２－３ 参照

Ⅲ-2 多様な水生生物との共生がなされる

都市化が進んだ本市においては、身近な公園や河川等の自然も、水生生物にとっては大切な生息生育環境となっています。市域に生息する水生生物とその生育生息環境を守り育むとともに、関連調査や普及啓発を進めます。

施策の方向	主な施策
多様な水生生物との共生がなされる	市民啓発・参加の場づくり
	環境教育・環境学習の推進
	地域環境美化の推進
	水と緑のネットワークづくり
	水生生物の定期調査の充実(再掲)

Ⅲ-2-1 市民啓発・参加の場づくり

市民の水環境に対する関心を高め、環境にやさしい生活様式の普及に努めます。

- ・ 環境学習支援事業(市民団体、小学校他)

Ⅲ-2-2 環境教育・環境学習の推進

市民・事業者に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、教材プログラム、人材育成、情報発信を充実します。

- ・ 「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づく取組の推進
- ・ 水生生物の調査研究成果を活かした環境教育・学習を推進
- ・ 市民等の環境保全活動等への支援
- ・ パートナーシップ型市民組織活動の推進

Ⅲ-2-3 地域環境美化の推進

美化運動実施団体に対する支援を行うとともに、市民・事業者・市民団体等との協働による美化活動を推進します。

- ・ 多摩川美化活動の推進

Ⅲ-2-4 水と緑のネットワークづくり

水辺は身近な憩いの場であり、コミュニティの場としての特徴を活かし、河川や水路に隣接する道路等の緑化を図り、水辺との一体的な空間を創出することで、水と緑のネットワークの形成を推進します。

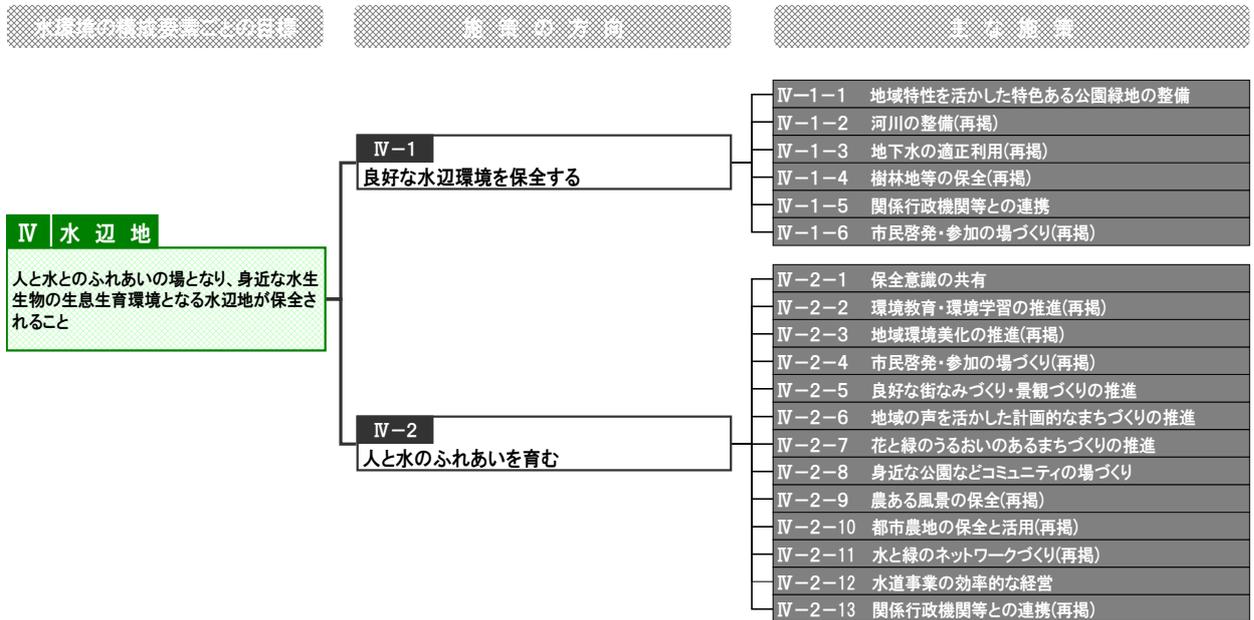
- ・ 水路の適切な維持整備の推進
- ・ 河川の整備(Ⅲ-1-4 参照)

Ⅲ-2-5 水生生物の定期調査の充実(再掲)

- Ⅲ-1-1 参照

4 水辺地に関する取組

(1) 水辺地に関する取組の体系



(2)水辺地に関する取組の内容

IV-1 良好な水辺環境を保全する

自然の水辺が本来持つ様々な機能を回復させ、親水性を高めるなど、水辺環境の保全、整備を進めます。
 また、親しみのある水辺環境の整備を、市民や地域とのパートナーシップ、ワークショップ等を活用しながら進めます。

施策の方向	主な施策
良好な水辺環境を保全する	地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備
	河川の整備(再掲)
	地下水の適正利用(再掲)
	樹林地等の保全(再掲)
	関係行政機関等との連携
	市民啓発・参加の場づくり(再掲)

IV-1-1 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備

魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備を進めます。

- ・ 緑地整備事業(等々力緑地・生田緑地・菅生緑地・緑ヶ丘霊園・早野聖地公園)

IV-1-2 河川の整備(再掲)

Ⅲ-1-4 参照

IV-1-3 地下水の適正利用(再掲)

I-2-3 参照

IV-1-4 樹林地等の保全(再掲)

I-3-2 参照

IV-1-5 関係行政機関等との連携

良好な水環境を保全するため、関係行政機関等と連携を図っていきます。

- ・ 国・近隣都市との連絡会等における情報交換

IV-1-6 市民啓発・参加の場づくり(再掲)

Ⅲ-2-1 参照

IV-2 人と水のふれあいを育む

緑や水、水生生物と触れ合うことができ、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

また、自然観察会など水生生物とふれあう機会の創出や情報提供を行い、水生生物とのふれあいを求める市民のニーズに応えるとともに、自然や地域に対する関心や理解の醸成に努めます。

施策の方向	主な施策
人と水のふれあいを育む	保全意識の共有
	環境教育・環境学習の推進(再掲)
	地域環境美化の推進(再掲)
	市民啓発・参加の場づくり(再掲)
	良好な街なみづくり・景観づくりの推進
	地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進
	花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進
	身近な公園などコミュニティの場づくり
	農ある風景の保全(再掲)
	都市農地の保全と活用(再掲)
	水と緑のネットワークづくり(再掲)
	水道事業の効率的な経営
	関係行政機関等との連携(再掲)

IV-2-1 保全意識の共有

緑と水、水生生物と触れ合うことができ、環境教育・環境学習や環境保全行動の促進等の効果が得られる、質の高いふれあいの場や機会を提供していきます。

- ・ 観察会など教育活動の充実・観察会等の実施
- ・ パンフレットの作成・配布など広報活動の推進
- ・ 湧水地に関するホームページの開設、更新
- ・ 湧水地の環境整備の推進
- ・ 住民参加による多自然河川の整備推進

IV-2-2 環境教育・環境学習の推進(再掲)

Ⅲ-2-2 参照

IV-2-3 地域環境美化の推進(再掲)

Ⅲ-2-3 参照

IV-2-4 市民啓発・参加の場づくり(再掲)

Ⅲ-2-1 参照

IV-2-5 良好な街なみづくり・景観づくりの推進

豊かな自然環境を都市の景観に活かして、自然と調和したうるおいのある街なみ形成を進めます。

- ・ 公共空間景観形成ガイドラインに基づく取組の促進
- ・ 多摩川景観形成ガイドラインを活用した景観づくりの誘導等

IV-2-6 地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進

市民と行政の協働によるきめ細やかなまちづくりを推進します。

- ・ 市民と行政の協働によるきめ細やかなまちづくりの推進

IV-2-7 花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進

公共施設の緑化の推進、事業所緑化の促進、民有地に対する緑化誘導等、法、条例等に基づく緑化制度を活用し、豊かなまちづくりに取り組みます。

- ・ 公共施設緑化の推進
- ・ 事業所緑化の促進
- ・ 地域緑化推進地区の認定
- ・ 「かわさき臨海のもりづくり」の推進

IV-2-8 身近な公園などコミュニティの場づくり

地域の集い・憩いの場となる街区公園や景観に資する都市緑地等の整備を行い、うるおいのある空間の創出を図ります。

- ・ 都市緑地等の整備とうるおいのある空間の創出

IV-2-9 農ある風景の保全(再掲)

I-3-4 参照

IV-2-10 都市農地の保全と活用(再掲)

I-3-5 参照

IV-2-11 水と緑のネットワークづくり(再掲)

Ⅲ-2-4 参照

IV-2-12 水道事業の効率的な経営

将来の水需要にあわせた浄水場の統廃合により、浄水場の跡地利用についての検討を進めます。

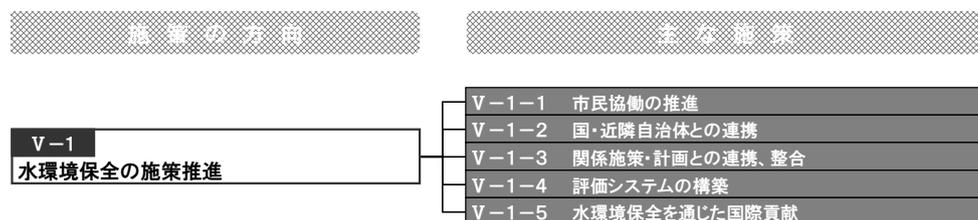
- ・ 生田浄水場機能縮小後の跡地利用の検討

IV-2-13 関係行政機関等との連携(再掲)

IV-1-5 参照

5 施策推進のための方策

(1) 施策推進のための方策の体系



(2) 施策推進のための方策の内容

施策の方向	主な施策
水環境保全の施策推進	市民協働の推進
	国・近隣自治体との連携
	関係施策・計画との連携、整合
	評価システムの構築
	水環境保全を通じた国際貢献

V-1-1 4つの構成要素の関連性を活かした市民協働の推進

良好な水環境とは、主に水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態のことです。本市のような都市部での良好な水環境とは、自然と人間活動が適正なバランスで保たれた状態を言います。このような環境を目指すためには、市民のライフスタイルに合わせながら、あらゆる主体の環境保全活動を積極的に引き出していくことが重要です。

そのため、市は、市民のライフスタイルを十分把握した上で、まずはより多くの市民に対し、それぞれの関心や地域の特性に合った様々な形で水生生物や水辺地とのふれあいを楽しむ環境教育・学習、湧水地の保全活動への参加を促していきます。

また、日常の生活の中で使用する水や雨水、地下水、湧水、河川流量等の水の循環を理解することにより、水環境について考える契機として、水環境の保全に向けた市民の実践活動(生活排水対策への意識啓発、雨水浸透施設の設置)の促進を図っていきます。そして最終的には、市民のつながり(市民活動団体・町内会等)を通じた市民全体の環境保全行動が広がるきっかけになることを目指します。

◆取組の内容

- ・ 雨水浸透施設設置に係る普及啓発
- ・ 観察会など教育活動の充実・観察会等の実施(再掲)
- ・ パンフレット作成・配布など広報活動の推進(再掲)
- ・ 湧水地に関するホームページの開設、更新(再掲)
- ・ 「川崎市生活排水対策に関する指針」に基づく普及・啓発(パンフレット回覧)(再掲)
- ・ 広報紙等を利用した上下水道事業の情報発信
- ・ 上下水道事業に関する各種イベント実施、施設見学会の開催等
- ・ 水循環に関する学習支援
- ・ 多摩川教室・環境科学教室等の開催
- ・ 研究所の研究成果を活かした環境教育・学習を推進(再掲)
- ・ 環境学習支援事業(市民団体、小学校他)(再掲)
- ・ 研修、視察者及び見学者対応
- ・ 環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰
- ・ 河川愛護ボランティア制度の実施
- ・ 住民参加による多自然河川の整備推進(再掲)
- ・ 多摩川美化活動の推進(再掲)
- ・ 公共施設緑化の推進(再掲)
- ・ 地域緑化推進地区の認定(再掲)

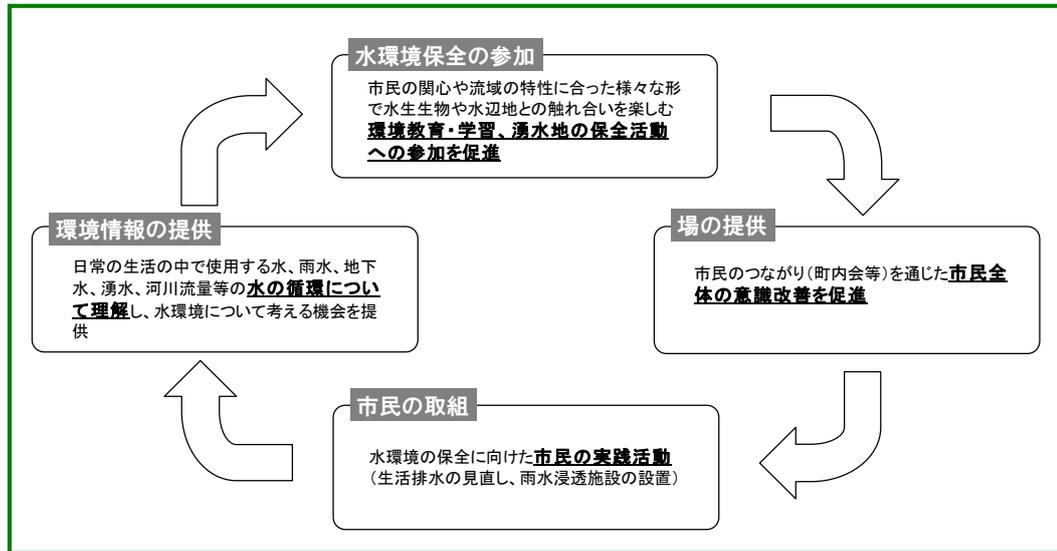


図7-1 市民協働の推進

V-1-2 国・近隣自治体との連携

これまで東京湾、多摩川水系、鶴見川水系において、東京湾岸自治体環境保全会議、多摩川流域協議会等、国及び近隣自治体との広域的な連携を図ってきました。

水環境は、単に市域内のみで完結するものではなく、東京都、横浜市等の近隣自治体と接しているため、広域的な取組が重要です。特に平常時の河川流量の確保、海域における水質改善等について、今後も国・近隣自治体と連携していきます。

◆取組の内容

- ・ 「多摩川プラン」に基づく施策の展開
- ・ 多摩川の水質保全の要請(再掲)
- ・ 「鶴見川流域水マスタープランのモデル計画」による河川整備
- ・ 近隣都市との連絡会等における情報交換(再掲)
- ・ 関係 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催

V-1-3 関係施策・計画との連携、整合

水環境は、緑の保全、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策、土壌汚染対策、環境教育・環境学習の推進等、様々な環境施策と関連しています。

本市では、緑と水のネットワークを形成しながら、本市の財産である自然的環境資源を次世代に継承し、緑の将来像を実現する「地球環境都市」を目指した「緑の基本計画」を策定しています。また、「多摩川プラン」を策定し、「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境と多様な生命が共存しうる新しいライフスタイルを創造する取組を進めています。さらに、再生可能エネルギー源等の利用やヒートアイランド対策の推進等を基本施策とした「地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。今後は、人と自然の共生に向け生物多様性の保全に取り組むという視点で生き物の生息生育環境への配慮や生物多様性から得られる資源の活用などの取組を進めていく必要もあります。

これらの施策・計画との整合を図りつつ、雨水利用、洪水対策、地球温暖化対策等の水に関わる他の施策とも十分調整し、連携させていきます。

◆取組の内容

- ・ 管きょ施設(汚水・雨水)の整備(再掲)
- ・ 下水道に関する基本計画の策定・改定並びに下水道事業の運営(再掲)
- ・ 下水道技術に関する調査研究
- ・ 水道事業及び工業用水道事業における地下水の適正利用(再掲)
- ・ 土壌汚染に係る調査及び土壌汚染処理対策の実施の指導・助言(再掲)
- ・ 生物定期調査の実施(再掲)
- ・ 市内河川水生生物調査(再掲)
- ・ 多摩川教室・環境科学教室等の開催(再掲)
- ・ 「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づく取組の推進(再掲)
- ・ 「緑の基本計画」に基づく施策の展開(再掲)
- ・ 「多摩川プラン」に基づく施策の展開(再掲)
- ・ 「ニヶ領用水総合基本計画」に基づく施策の展開
- ・ 「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく施策の展開

V-1-4 評価システムの構築

4つの構成要素ごとの取組評価については、環境基本計画との整合を図りつつ、可能な限り数値化し、最終的には総合評価も可能なシステムを構築することにより、計画の適正な進行管理を目指します。また、本計画の推進委員会を設置し、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、施策の実施状況についても整理し、評価していきます。

◆取組の内容

- ・ 計画推進委員会の設置
- ・ 計画推進委員会による進行管理、評価
- ・ 調査研究成果を活かした環境教育・学習の推進と、市民等の環境保全活動等への支援
- ・ 地域で環境保全活動に携わる市民・事業者・行政によるパートナーシップ型市民組織活動の推進
- ・ 環境に配慮した活動を実践する市民・事業者等に謝意を示すとともに、環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰
- ・ 水・化学物質等に関する環境保全・改善に向けた調査研究、その成果の環境施策への反映及び計画的・科学的な環境施策の推進

V-1-5 水環境保全を通じた国際貢献

市では、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化対策に貢献するため、国連環境計画国際環境技術センターと連携し、海外の環境分野の専門家との環境技術に関する意見交換の場を設けることにより、本市の環境技術の情報発信、海外移転支援を行っています。

今後も、このような機会を捉え、市内企業の優れた水質の改善技術や水環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の水質汚濁対策等に貢献するため、積極的に本市の技術の発信、海外移転支援等を進めていきます。

◆取組の内容

- ・ アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催
- ・ UNEP プロジェクトへの協力・支援
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」、「かわさきコンパクト」の推進
- ・ 中国瀋陽市との循環経済発展協定に基づく取組の推進
- ・ 世界の水環境改善に向けた上下水道分野における国際展開の推進

6 施策体系

人と水のつながり

人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

水環境の復元策等ことば目録

I | 水 量

水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること

II | 水 質

公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること

III | 水生生物

水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること

IV | 水 辺 地

人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

施策の方向		主要施策		評価項目(1) 水の循環・利用・保全					
I-1 現状の平常時河川流量を維持する	I-1-1	雨水浸透施設設置の推進	A1	A2	B	C			
	I-1-2	湧水地の保全	A1	A2	B	C			
	I-1-3	河川の保全	A1	A2	B	C			
	I-2 適切な地下水量を確保する	I-2-1	地盤沈下・地下水位の監視			B	C	D	
		I-2-2	地下水揚水量の適正管理			B	C	D	
		I-2-3	地下水の適正利用			B	C	D	
		I-2-4	地形・水文地質の状況把握			B	C	D	
		I-2-5	雨水の有効活用			B	C	D	
	I-3 かん養機能を保全・回復する	I-3-1	緑の保全・緑化の推進	A1	A2				
		I-3-2	樹林地等の保全	A1	A2				
I-3-3		市民による里山の保全・育成	A1	A2					
I-3-4		農ある風景の保全	A1	A2					
I-3-5		都市農地の保全と活用	A1	A2					
I-3-6		雨水浸透施設設置の推進(再掲)	A1	A2					
I-3-7		雨水の有効活用(再掲)	A1	A2					
II-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす	II-1-1	排水の監視・指導の徹底				C	D		
	II-1-2	浄化槽の適正管理				C	D		
	II-1-3	下水道施設の整備と適切な維持管理				C	D		
	II-1-4	下水道事業の効率的な運営				C	D		
II-2 化学物質の環境リスクを低減する	II-2-3	化学物質対策の総合的な推進				C	D		
	II-2-2	産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に向けた取組				C	D		
	II-2-1	有害化学物質の調査の充実				C	D		
	II-2-4	計画的・科学的環境施策の推進				C	D		
II-3 水質保全・監視を充実する	II-3-1	水質監視体制の充実	A1	A2	B				
	II-3-2	生活排水対策	A1	A2	B				
	II-3-3	地下水質の監視	A1	A2	B				
	II-3-4	地下水汚染の未然防止	A1	A2	B				
	II-3-5	汚染地下水等の浄化対策	A1	A2	B				
	II-3-6	安全な生活の確保	A1	A2	B				
	II-3-7	水質事故措置体制の充実	A1	A2	B				
	II-3-8	水質保全の関係機関の調整	A1	A2	B				
III-1 水生生物の生息生育環境を保全する	III-1-1	水生生物の定期調査の充実	A1	A2					
	III-1-2	湧水地の保全(再掲)	A1	A2					
	III-1-3	河川底の維持管理	A1	A2					
	III-1-4	河川の整備	A1	A2					
	III-1-5	地下水の適正利用(再掲)	A1	A2					
III-2 多様な水生生物との共生がなされる	III-2-1	市民啓発・参加の場づくり			B	C	D		
	III-2-2	環境教育・環境学習の推進			B	C	D		
	III-2-3	地域環境美化の推進			B	C	D		
	III-2-4	水と緑のネットワークづくり			B	C			
	III-2-5	水生生物の定期調査の充実(再掲)			B	C	D		
IV-1 良好な水辺環境を保全する	IV-1-1	地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備	A1	A2					
	IV-1-2	河川の整備(再掲)	A1	A2					
	IV-1-3	地下水の適正利用(再掲)	A1	A2					
	IV-1-4	樹林地等の保全(再掲)	A1	A2					
	IV-1-5	関係行政機関等との連携	A1	A2					
	IV-1-6	市民啓発・参加の場づくり(再掲)	A1	A2					
IV-2 人と水のふれあいを育む	IV-2-1	保全意識の共有			B	C	D		
	IV-2-2	環境教育・環境学習の推進(再掲)			B	C	D		
	IV-2-3	地域環境美化の推進(再掲)			B	C	D		
	IV-2-4	市民啓発・参加の場づくり(再掲)			B	C	D		
	IV-2-5	良好な街なみづくり・景観づくりの推進			B	C	D		
	IV-2-6	地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進			B	C	D		
	IV-2-7	花と緑のうまいのあるまちづくりの推進			B	C	D		
	IV-2-8	身近な公園などコミュニティの場づくり			B	C	D		
	IV-2-9	農ある風景の保全(再掲)			B	C			
	IV-2-10	都市農地の保全と活用(再掲)			B	C			
	IV-2-11	水と緑のネットワークづくり(再掲)			B	C			
	IV-2-12	水道事業の効率的な経営			B				
	IV-2-13	関係行政機関等との連携(再掲)			B	C	D		
V-1 水環境保全の施策推進	V-1-1	市民協働の推進							
	V-1-2	国・近隣自治体との連携							
	V-1-3	関係施策・計画との連携・整合							
	V-1-4	評価システムの構築							
	V-1-5	水環境保全を通じた国際貢献							

第8章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画に基づき、総合的に良好な水環境の保全を推進するためには、市内の体制とともに、市民や事業者との連携による取組を図るよう、市民・事業者との協働の体制も必要となります。そこで、水環境保全計画の推進体制として、以下の体制を整備します。

■ 市の推進体制

【水環境保全計画推進委員会】

市内の関係部署で構成される市の内部組織で、計画の策定、変更及び見直し、水環境施策及び水環境行政の総合的かつ計画的な推進に関して総合的調整を行います。また、計画の推進に当たって重要となる進行管理に関して、年次報告書を取りまとめるとともに、年次報告書の点検・評価を受けた見直しについて、検討・調整します。

■ 市民・事業者との協働の体制

【市民・事業者とのパートナーシップ】

水環境の分野で活動する市民・事業者とのパートナーシップについて、これらの活動や組織と連携を図るとともに、その活動を支援していきます。また、地域の水環境保全活動への参加の促進や環境に関する情報の共有化などを通じて各主体の社会的な責任の醸成を促します。これらにより、本計画の推進の役割を担う、市民・事業者との協働の体制の充実に努めます。

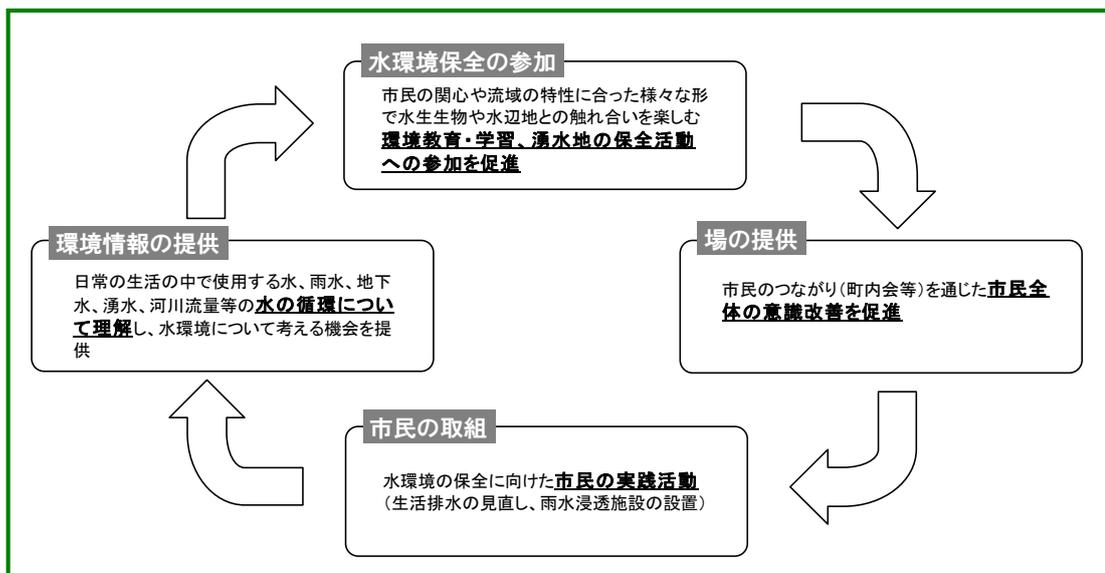


図8-1 市民協働の推進(再掲)

2 進行管理

(1) 進行管理の基本的考え方

総合的に良好な水環境の保全を着実に推進するためには、本計画に定める水環境の構成要素ごとの目標、指標について適切な進行管理を行うとともに、その達成状況について市民・事業者・行政という各主体の間で共有していく必要があります。

このため、庁内関係部局による水環境保全計画推進委員会を設置し、良好な水環境を保全するための施策事業を設定するとともに、計画の進捗状況を定期的に把握します。また、年次報告書を作成し、施策の実施状況、目標、指標の達成状況について把握し評価していきます。

本計画に基づく年次報告書は、環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告し提言を受けるとともに、市民・事業者等に公表し意見を募集します。こうした市民・事業者等からの意見を参考に計画の見直し等を図っていきます。

(2) 進行管理の手法

ア 計画(PPLAN)

本計画に示した水環境の構成要素ごとの目標、指標を踏まえ、良好な水環境を保全するために実施する施策事業を定め、施策事業集を作成します。

施策事業集は、他の関連計画とあわせ、おおむね3年ごとに見直しを図り、施策事業ごとに定量的・定性的な活動量等の目標を定めます。

イ 実施(DO)

担当部署において、効率的、効果的な運営により施策事業を着実に実行します。

ウ 点検・評価(CHECK)

良好な水環境を保全するために定めた施策事業について、本計画に定めた目標、指標に係る評価を実施します。

目標、指標には、施策事業を実施することで、直接成果物となる性質のもの(例:水質の環境目標等)と、施策事業を実施することで、結果的に成果となる状況が発生する性質のもの(例:水量の平常時河川流量等)があり、このことを踏まえて総合的に評価します。

評価結果については、庁内関係部局で構成する水環境保全計画推進委員会にて年次報告書として取りまとめ、インターネットのホームページ等を用いながら幅広く公表し、市民・事業者・行政という各主体の間で共有します。また、本計画の年次報告書は、環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告し提言を受けます。さらに、施策事業ごとの目標の達成状況等の把握については、川崎再生ACTIONシステムや環境基本計画年次報告書を活用しながら行います。

エ 見直し(ACTION)

良好な水環境を保全するために定めた施策事業について、本計画に定めた目標、指標に係る評価結果、水環境保全計画推進委員会や様々な主体からの意見を踏まえ、施策事業集の見直しを行います。

さらに、水環境保全に係る技術の向上及び社会情勢とともに、本計画に示した水環境の構成要素ごとの目標、指標と、その達成状況等を踏まえながら、必要に応じて本計画についても見直しを行います。

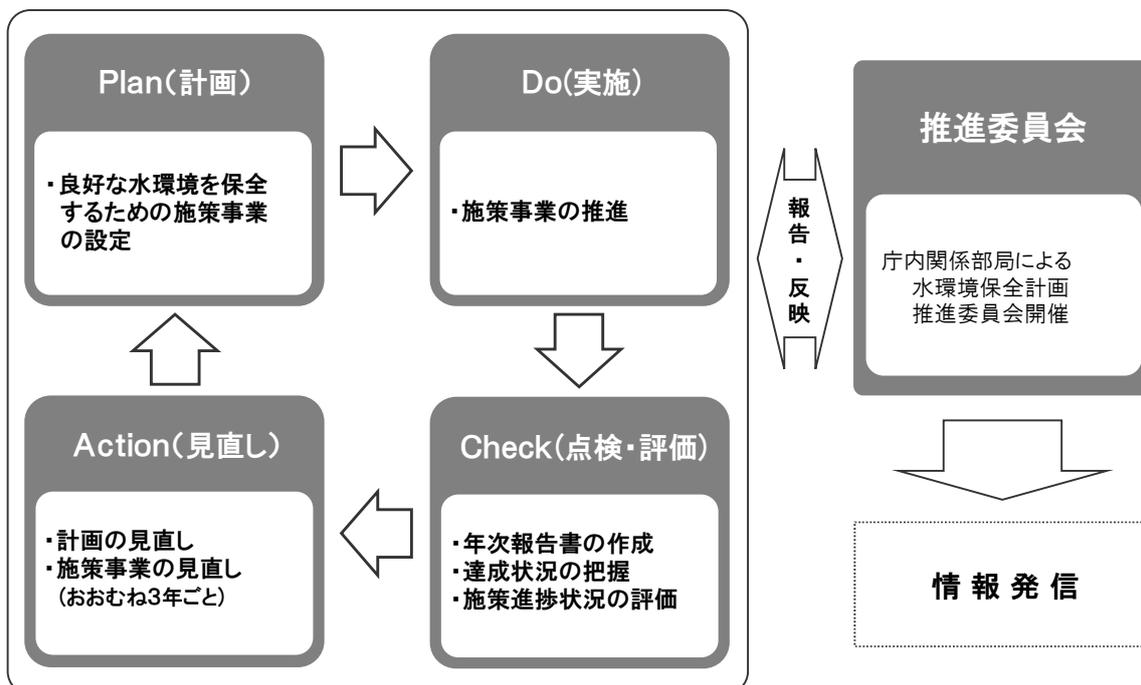


図8-2 計画のPDCAサイクル

(3) 関連計画の期間と施策事業

施策事業集は、環境や社会情勢の変化、取組の進捗状況等により、本計画の計画期間中に繰り返して変更が必要になると考えられます。また、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」、環境基本計画等と連携を図りながら進行管理を実施することから、関連計画の見直し時期とあわせて、おおむね3年ごとに施策事業集の見直しを行います。

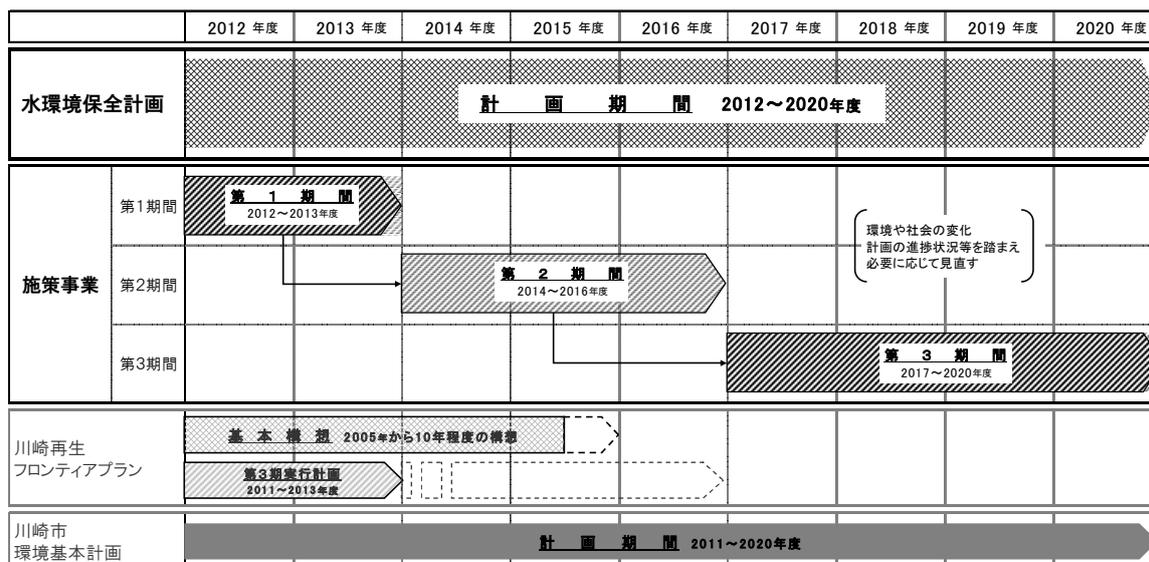


図8-3 計画の期間と施策事業

資 料

- 1 本計画の目標、指標について
- 2 環境基準等
- 3 川崎市の地質
- 4 計画策定の経過等

1 本計画の目標、指標について

本計画では、目標、指標等を以下のとおり定めます。

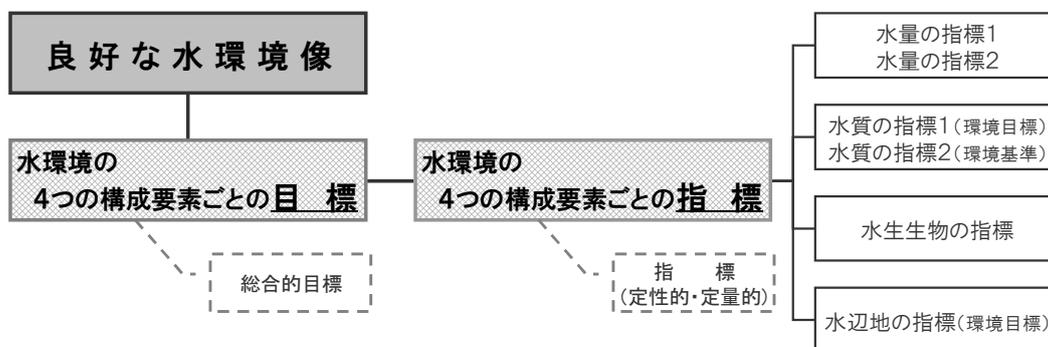


図 参—1 本計画の目標・指標のイメージ

■ 良好な水環境像

「環境基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、本計画では、めざすべき「良好な水環境像」を定めます。

■ 目 標

本計画では、水環境の4つの構成要素ごとに目標を定めます。この目標は、「良好な水環境像」を実現するための達成度を総合的に評価する際の見込みとなるものとして、文章により設定します。また、目標に対する施策の方向をあわせて示します。

■ 指 標

水環境の4つの構成要素ごとに定めた総合的な目標の達成状況を、定性的・定量的に把握するために指標を定めます。指標には、施策事業を実施することで、直接成果物となる性質のもの(例:水質の環境目標等)と、結果的に成果となる状況が発生する性質のもの(例:水量の平常時河川流量等)があります。なお、環境基本法に定められている環境基準や、河川水質管理計画で定めていた環境目標の数値も、ここでは目標の達成状況を定性的・定量的に把握する指標として位置づけます。

□環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められています。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。事業活動等を直接規制するものではありませんが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となります。本計画では、水質の指標として定めま

□環境目標

市内河川の水質汚濁が、多摩川本川・鶴見川本川に影響することを配慮し、本川の水質浄化対策と調和の取れた水環境の保全が必要です。安全で快適な河川環境を創出するため、水質管理の推進に当たっての施策の目標、及び親水機能の充実に向けて、市民にわかりやすく、親しみやすい水環境保全の目標として、河川水質管理計画に環境目標が定められました。

本計画では、水質の指標として「生活環境の保全に関する環境目標」を定め、快適な水質の保全と創出をめざします。また、水辺地の指標として「水に親しめる環境づくりのための環境目標」を定め、水辺環境と人とのふれあいの場の保全と創出をめざします。

2 環境基準等

ア 健康項目（環境基準）

項目	河川	海域	項目	河川	海域
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.003以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1以下	1以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006以下	0.006以下
鉛	0.01以下	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下	0.03以下
六価クロム	0.05以下	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
砒素	0.01以下	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下
総水銀	0.0005以下	0.0005以下	チウラム	0.006以下	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003以下	0.003以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	ベンゼン	0.01以下	0.01以下
四塩化水素	0.002以下	0.002以下	セレン	0.01以下	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0以下	1.0以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	ふっ素	0.8以下	—
1,1,2-トリクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	ほう素	1以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05以下

イ 生活環境項目

① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C類型	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D類型	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E類型	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流） D類型：鶴見川上流（烏山川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（烏山川合流点より下流）

② 海域（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B類型	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	検出されないこと
C類型	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—

備考 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

（窒素及び磷に係る環境基準）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全窒素	全磷
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
2 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 地下水質

項 目	環境基準 (mg/L)	項 目	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1, 4-ジオキサン	0.05以下

3 川崎市の地質

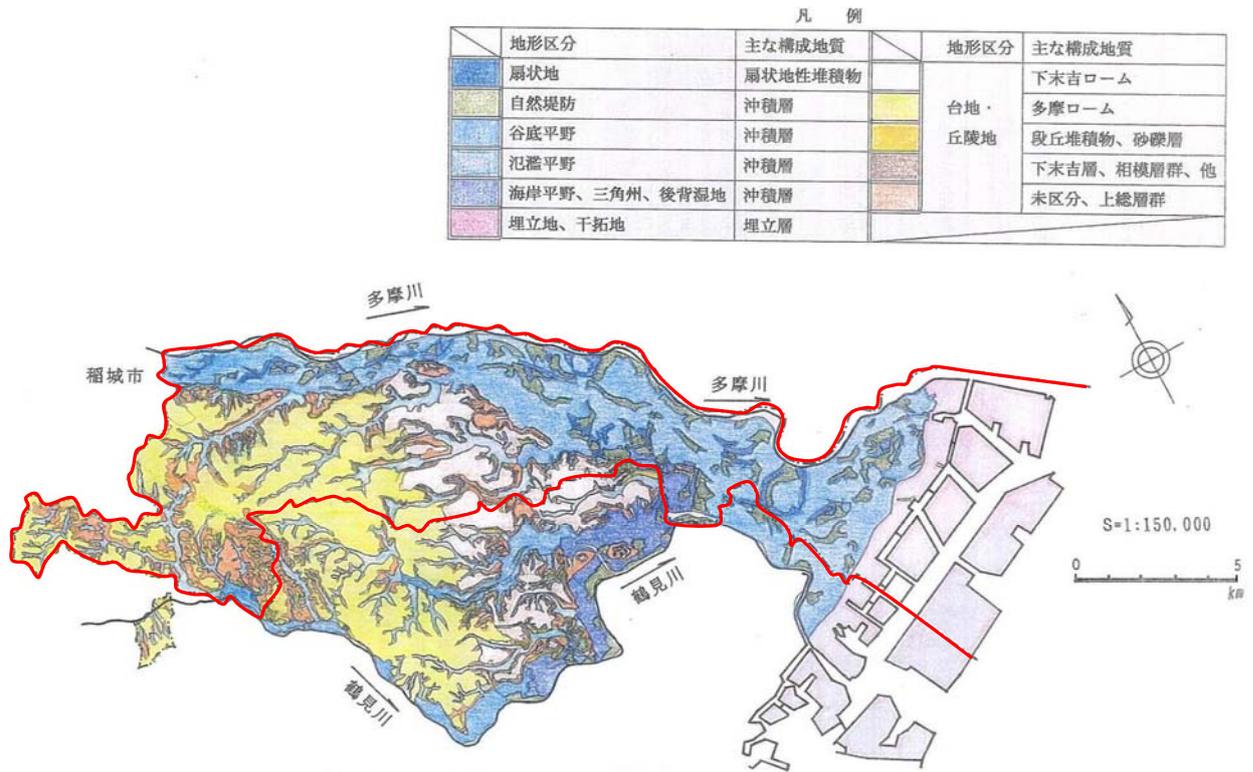


図 参-2 微地形区分および表層地質図

出典:「多摩川低地の地形、地球科学 No.1(1961)」門村 浩

川崎市周辺の表層地質は、図9-2に示すとおり、台地・丘陵地には下末吉ローム、多摩ローム、段丘堆積物、砂礫層、下末吉層、相模層群、上総層群が分布し、低地は扇状地(扇状地性堆積物)、自然堤防(沖積層)、谷底平野(沖積層)、氾濫平野(沖積層)、海岸平野・三角州・後背湿地(沖積層)、埋立地・干拓地(埋立層)で構成されています。これらの地層の堆積状況は、図9-3に示すとおり、関東山地を形成する中古生界を基礎として第三紀層が堆積し、その上に第四紀層が堆積しています。

川崎市を含む南関東地域における第三紀層は、泥岩や砂岩からなる上総層群が最上部に堆積し第四紀以降に堆積した地層の基盤となっています。また、第四紀層は、古い順にオシ沼礫層などの相模層群、関東ローム層などの洪積層と沖積層があり、洪積層は主に台地・丘陵地を、沖積層は低地をそれぞれ形成しています。沖積低地は、上総層群を刻み込んだ谷を埋めた洪積層と沖積層が 20~100m程度の厚さで分布しており、多摩川中流から上流域の沖積低地は、上総層群を刻み込んだ谷を多摩川が運んだ堆積物で埋められ、沖積砂礫層が地表面付近から 10~20mと厚く堆積しています。

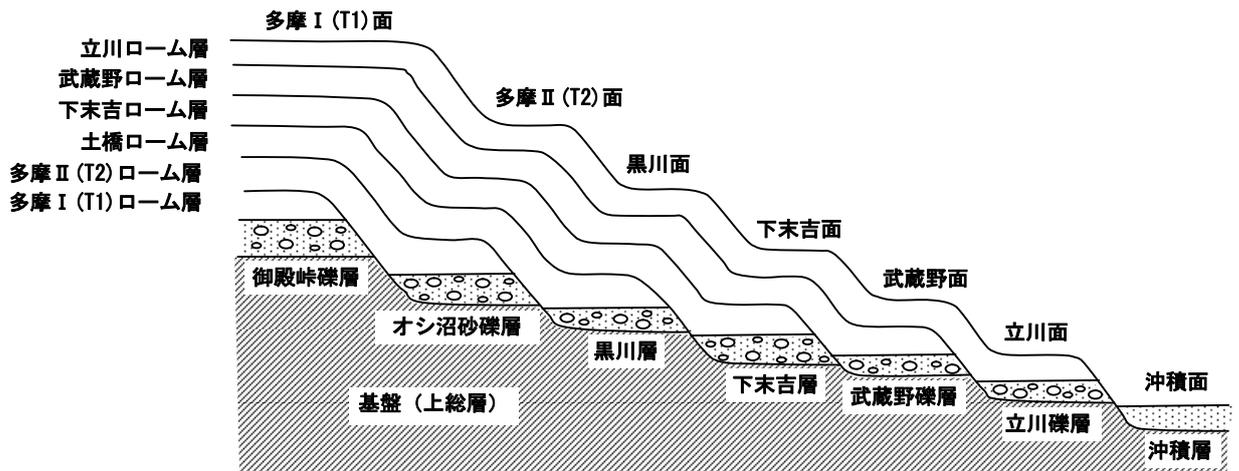


図 参-3 関東ローム層、地形面及び段丘堆積物の関係

出典:「関東ローム—その起源と性状—(1965)」関東ローム研究グループ

【参 考】

関東地方南西部における段丘は、基盤(主に上総層)の上に海成層(水成層)と火山灰層(ローム層)が長い年月をかけて堆積して形成されています。段丘発達と海成層及び火山灰層の堆積過程の概念図を図9-4に示します。

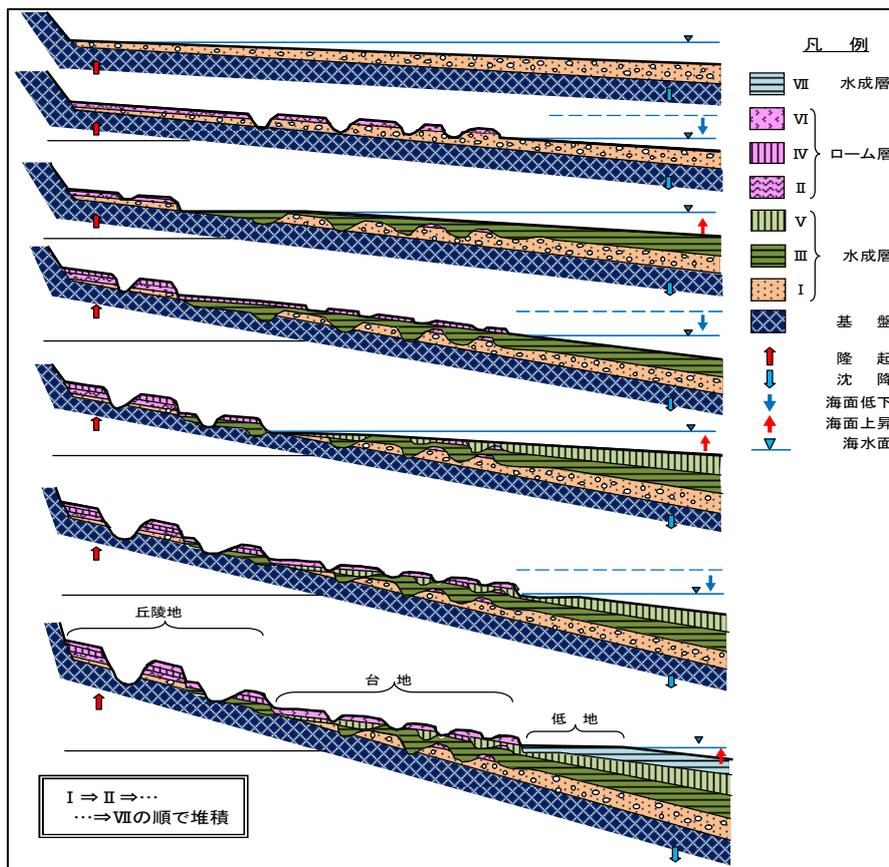


図 参-4 段丘発達と海成層及び火山灰層の堆積過程を示す概念図

出典:「関東地方南西部における中・上部更新統の地質(1991)」岡 重文 一部加筆

4 計画策定の経過等

1 川崎市水環境保全計画(2012(平成 24)年策定)策定の経過

年月日	会議等	内容等
2011年 7月	環境審議会	今後の水環境保全のあり方について(諮問)
9月	環境審議会公害対策部会	水環境の現状と課題
11月	環境審議会公害対策部会	良好な水環境の保全に向けて取り組むべき施策の基本的考え方 今後の水環境保全のあり方について(骨子案)
2012年 1月	環境審議会公害対策部会	今後の水環境保全のあり方について(報告案)
2月	環境審議会	今後の水環境保全のあり方について(答申)
(予定) 7月 ～ 8月	パブリックコメント手続き	川崎市水環境保全計画の策定について
(予定) 10月		川崎市水環境保全計画の策定・公表

2 川崎市環境審議会委員名簿(50音順、敬称略、所属等は就任当時)

氏名	所属等	備考
飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	
石井 誠一郎	川崎市医師会理事	
石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	
伊藤 治	市民公募(緑・公園分野)	
宇都宮 深志	東海大学名誉教授	
大迫 政浩	(独)国立環境研究所循環技術システム研究室室長	
岡野 誠志	市民公募(公害分野)	
小倉 紀雄	東京農工大学名誉教授	臨時委員
落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	
加藤 邦彦	市民公募(廃棄物分野)	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	
小西 淑人	㈱エフアンドエーテクノロジー研究所代表取締役	
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科連携教授	
佐藤 能央	川崎商工会議所議員	
澁谷 哲夫	市民公募(廃棄物分野)	
島岡 功	市民公募(緑・公園分野)	
進士 五十八(会長)	東京農業大学名誉教授	
杉田 進	川崎市全町内会連合会 常任理事	
杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	
田瀬 則雄	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	臨時委員
立川 勲	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	
中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授	臨時委員
中山 育美	市民公募(公害分野)	
藤井 修二(副会長)	東京工業大学大学院教授	
藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	
藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	
南 佳典	玉川大学農学部教授	
吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	

3 川崎市環境審議会公害対策部会委員名簿(50音順、敬称略、所属等は就任当時)

氏名	所属等	備考
石井 誠一郎	川崎市医師会理事	
岡野 誠志	市民公募(公害分野)	
小倉 紀雄	東京農工大学名誉教授	臨時委員
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	
小西 淑人	(株)エアントエーテクノロジー研究所 代表取締役	
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科連携教授	
佐藤 能央	川崎商工会議所議員	
田瀬 則雄	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	臨時委員
中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授	臨時委員
中山 育美	市民公募(公害分野)	
藤井 修二(部会長)	東京工業大学大学院教授	
藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	
吉門 洋(副部会長)	埼玉大学大学院理工学研究科教授	

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の改正に係る パブリックコメント手続の実施について

水質汚濁防止法において、地下浸透規制、排水基準及び事故時の措置物質を追加する改正がなされました。これにより、本市は水質汚濁防止法との整合を図るため、同様の規定を設ける規則の一部改正を行う予定としております。

つきましては、改正にあたり、次のとおりパブリックコメント手続を実施いたします。

1 規則改正の主な内容

- (1) 地下浸透規制の項目の追加及び当該項目に係る地下水浄化基準値の規定
- (2) 排水の規制基準の項目の追加及び当該項目に係る基準値の規定
- (3) 事故時の措置の対象物質 57 物質の追加

2 パブリックコメントの意見募集期間

平成 24 年 7 月 19 日（木）～平成 24 年 8 月 17 日（金）

3 パブリックコメントの募集の公表場所

市ホームページ、情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）
各区役所（市政資料コーナー）、環境対策課窓口

詳細については、別紙を御参照ください。

パブリックコメント手続用資料

「地下浸透規制、排水の規制基準及び事故時の措置等の改正」について

御意見をお寄せください

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」における地下浸透規制、排水の規制基準及び事故時の措置等について、改正を行います。

そこで、この改正をより良いものとするため、市民の皆様から「地下浸透規制、排水の規制基準及び事故時の措置等の改正」について御意見をいただきたいと考えております。

なお、お寄せいただいた御意見に対する市の考え方については、後日ホームページで公表する予定です。

1 意見募集の期間

平成24（2012）年7月19日（木）～8月17日（金）

* 郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び御連絡先を明記の上、御意見をお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局環境対策部環境対策課（川崎市役所第3庁舎17階）

(3) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3922（環境局環境対策部環境対策課）

<注意事項>

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合にのみ利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 問い合わせ先

環境局環境対策部環境対策課 電話 044-200-2521

意見書

題名	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則における地下浸透規制、排水の規制基準及び事故時の措置等の改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	環境局環境対策部環境対策課		
電話番号	044-200-2521	FAX番号	044-200-3922
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1		

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則における 地下浸透規制、排水の規制基準及び事故時の措置等の改正について

1 改正の趣旨

水質汚濁防止法において、地下浸透規制、排水基準及び事故時の措置物質を追加する改正がなされました。これにより、本市は水質汚濁防止法との整合を図るため、同様の規定を設ける「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年12月1日川崎市規則第128号）」（以下「規則」という。）の一部改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 地下浸透規制の対象物質の追加等（規則第45条関係）

「水質汚濁防止法」（以下「法」という。）の地下浸透規制に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びトランス体の1,2-ジクロロエチレンが追加されたことを踏まえ、これら3物質を地下浸透規制の対象物質に追加します。また、規則別表第16の地下水浄化基準について、法と同様に項目を追加し、新たに基準値を規定します。

(2) 公共用水域に排出される排水の規制基準の見直し（規則第42条関係）

法の排水基準の一部が改正され、1,4-ジオキサンの排水基準が追加されたことを踏まえ、規則別表第11の公共用水域に排出される排水の規制基準について、上記排水基準と同様に項目追加及び許容限度の設定を行います。

(3) 事故時における措置義務等の対象となる物質の追加（規則第51条関係）

事業所で生じた事故に伴い流出又は発生した物質の拡散等を防止するための応急措置及び市長への届出が必要となる物質について、法第14条の2に基づき事故時の措置の対象物質として定められている物質のうち、規則第51条第2項に定めていないもの57物質を新たに追加します。

(4) その他の改正（規則別表第11関係）

排水基準を定める省令の改正に伴う、所要の整理を行います。

3 施行期日

平成24年10月1日（予定）

※ なお、参考資料として「規則の新旧対照表（案）」を添付しておりますので、御参照ください。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表（案）

新	旧
<p>(排水指定物質)</p> <p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラチオン（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「EPN」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 六価クロム化合物</p> <p>(6) 砒素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1, 2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1, 1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) 1, 2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1, 1, 2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1, 3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) テトラメチルチウラムジスルフイド（以下「チウラム」という。）</p>	<p>(排水指定物質)</p> <p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラチオン（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「EPN」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 六価クロム化合物</p> <p>(6) 砒素及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p> <p>(11) ジクロロメタン</p> <p>(12) 四塩化炭素</p> <p>(13) 1, 2-ジクロロエタン</p> <p>(14) 1, 1-ジクロロエチレン</p> <p>(15) シス-1, 2-ジクロロエチレン</p> <p>(16) 1, 1, 1-トリクロロエタン</p> <p>(17) 1, 1, 2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1, 3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) テトラメチルチウラムジスルフイド（以下「チウラム」という。）</p>

<p>(20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)</p> <p>(21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) ダイオキシン類</p> <p>(28) フェノール類</p> <p>(29) 銅及びその化合物</p> <p>(30) 亜鉛及びその化合物</p> <p>(31) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</p> <p>(32) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</p> <p>(33) クロム及びその化合物</p> <p>(34) ニッケル及びその化合物</p> <p>(35) 塩化ビニルモノマー</p> <p>(36) <u>1,4-ジオキサン</u></p>	<p>(20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)</p> <p>(21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) ダイオキシン類</p> <p>(28) フェノール類</p> <p>(29) 銅及びその化合物</p> <p>(30) 亜鉛及びその化合物</p> <p>(31) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</p> <p>(32) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</p> <p>(33) クロム及びその化合物</p> <p>(34) ニッケル及びその化合物</p>	<p>(特定有害物質)</p> <p>第45条 条例第46条第1項に規定する規則で定めるものは、第43条第1号から第27号まで並びに第35号及び第36号に掲げる物質とする。ただし、同条第26号に掲げる物質については、し尿その他生活に係るもの、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。</p>	<p>(特定有害物質)</p> <p>第45条 条例第46条第1項に規定する規則で定めるものは、第43条第1号から第27号までに掲げる物質とする。ただし、同条第26号に掲げる物質については、し尿その他生活に係るもの、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(排水の測定)</p> <p>第48条 条例第48条に規定する規則で定める事業者は、排水を排出する指定事業所のうち、次の各号に掲げる物質又は項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる指定事業所を設置する者とする。</p> <p>(1) 特定有害物質 指定事業所の作業内容等からみて<u>特定有害物質(第42条に規定される排水の規制基準が定められた特定有害物質に限る。)</u>が排水に含まれ、又はそのおそれがある指定事業所</p> <p>(2) 色汚染度 公共用水域の水質を変化させる色による汚染の原因となり得る排水を排出する指定事業所であって、塗料又は顔料の製造等を行う指定事業所</p> <p>(3) 温度 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上である排水口を有する指定事業所</p> <p>(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもの(当該指定事業所の作業内容等からみて排水に含まれない、又はそのおそれのない物質又は項目を除く。) 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上の指定事業所</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(排水の測定)</p> <p>第48条 条例第48条に規定する規則で定める事業者は、排水を排出する指定事業所のうち、次の各号に掲げる物質又は項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる指定事業所を設置する者とする。</p> <p>(1) 特定有害物質 指定事業所の作業内容等からみて<u>特定有害物質</u>が排水に含まれ、又はそのおそれがある指定事業所</p> <p>(2) 色汚染度 公共用水域の水質を変化させる色による汚染の原因となり得る排水を排出する指定事業所であって、塗料又は顔料の製造等を行う指定事業所</p> <p>(3) 温度 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上である排水口を有する指定事業所</p> <p>(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもの(当該指定事業所の作業内容等からみて排水に含まれない、又はそのおそれのない物質又は項目を除く。) 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上の指定事業所</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第5節 事故時の措置等 (事故時の措置に係る物質) 第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第17に掲げる物質とする。</p>	<p>第5節 事故時の措置等 (事故時の措置に係る物質) 第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質のうち、大気汚染又は悪臭の原因となる物質は、次に掲げる物質とする。 (1) ～ (54) 略 2 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質のうち、水質汚濁の原因となる物質は、次に掲げる物質とする。 (1) アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 8.6 を超えるものに限る。) (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (3) カドミウム及びその化合物 (4) クロム及びその化合物 (5) 酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 5.8 未満のものに限る。) (6) シアン化合物 (7) 四塩化炭素 (8) 1, 1-ジクロロエチレン (9) シス-1, 2-ジクロロエチレン (10) 1, 2-ジクロロエタン (11) 1, 3-ジクロロプロペン (12) ジクロロメタン (13) シマジン (14) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (15) セレン及びその化合物 (16) ダイオキシシン類 (17) チウラム (18) チオベンカルブ (19) テトラクロロエチレン (20) 1, 1, 1-トリクロロエタン</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(21) 1, 1, 2-トリクロロエタン

(22) トリクロロエチレン

(23) 鉛及びその化合物

(24) 砒素及びその化合物

(25) フェノール類

(26) ふっ素及びその化合物

(27) ベンゼン

(28) ほう素及びその化合物

(29) PCB

(30) 有機燐化合物

(31) 油類 (動植物油、鉱油類及び有機溶剤をいう。以下同じ。)

別表第11 (第42条、第48条関係) 排水の規制基準 (排水指定物質) 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。		別表第11 (第42条、第48条関係) 排水の規制基準 (排水指定物質) 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。	
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき0.2ミリグラム	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム	PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム

ジクロロメタン	リグラム 1リットルにつき0.2ミ リグラム	リグラム 1リットルにつき0.2ミ リグラム	ジクロロメタン	リグラム 1リットルにつき0.2ミ リグラム	リグラム 1リットルにつき0.2ミ リグラム
四塩化炭素	リットルにつき0.02 ミリグラム	リットルにつき0.02 ミリグラム	四塩化炭素	リットルにつき0.02 ミリグラム	リットルにつき0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	リットルにつき0.04 ミリグラム	リットルにつき0.04 ミリグラム	1,2-ジクロロエタン	リットルにつき0.04 ミリグラム	リットルにつき0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	リットルにつき0.2ミ リグラム	リットルにつき0.2ミ リグラム	1,1-ジクロロエチレン	リットルにつき0.2ミ リグラム	リットルにつき0.2ミ リグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	リットルにつき0.4ミ リグラム	リットルにつき0.4ミ リグラム	シス-1,2-ジクロロエチレン	リットルにつき0.4ミ リグラム	リットルにつき0.4ミ リグラム
1,1,1-トリクロロエタン	リットルにつき3ミリグ ラム	リットルにつき3ミリグ ラム	1,1,1-トリクロロエタン	リットルにつき3ミリグ ラム	リットルにつき3ミリグ ラム
1,1,2-トリクロロエタン	リットルにつき0.06 ミリグラム	リットルにつき0.06 ミリグラム	1,1,2-トリクロロエタン	リットルにつき0.06 ミリグラム	リットルにつき0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	リットルにつき0.02 ミリグラム	リットルにつき0.02 ミリグラム	1,3-ジクロロプロペン	リットルにつき0.02 ミリグラム	リットルにつき0.02 ミリグラム
チウラム	リットルにつき0.06 ミリグラム	リットルにつき0.06 ミリグラム	チウラム	リットルにつき0.06 ミリグラム	リットルにつき0.06 ミリグラム
シマジン	リットルにつき0.03 ミリグラム	リットルにつき0.03 ミリグラム	シマジン	リットルにつき0.03 ミリグラム	リットルにつき0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	リットルにつき0.2ミ リグラム	リットルにつき0.2ミ リグラム	チオベンカルブ	リットルにつき0.2ミ リグラム	リットルにつき0.2ミ リグラム
ベンゼン	リットルにつき0.1ミ リグラム	リットルにつき0.1ミ リグラム	ベンゼン	リットルにつき0.1ミ リグラム	リットルにつき0.1ミ リグラム
セレン及びその化合物	リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	セレン及びその化合物	リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	リットルにつきセレン として0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素と して10ミリグラム。海域 に排出されるもの1リッ	海域以外の公共用水 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素と して10ミリグラム。海域 に排出されるもの1リッ	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素と して10ミリグラム。海域 に排出されるもの1リッ	海域以外の公共用水 域に排出されるもの1 リットルにつきほう素と して10ミリグラム。海域 に排出されるもの1リッ

ふっ素及びその化合物	トルにつぎほう素として 230ミリグラム	トルにつぎほう素として 230ミリグラム	ふっ素及びその化合物	トルにつぎほう素として 230ミリグラム	トルにつぎほう素として 230ミリグラム	トルにつぎほう素として 230ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	トルにつぎほう素として 15ミリグラム	トルにつぎほう素として 15ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	トルにつぎほう素として 15ミリグラム	トルにつぎほう素として 15ミリグラム	トルにつぎほう素として 15ミリグラム
ダイオキシン類	トルにつぎほう素として 10ピコグラム	トルにつぎほう素として 10ピコグラム	ダイオキシン類	トルにつぎほう素として 10ピコグラム	トルにつぎほう素として 10ピコグラム	トルにつぎほう素として 10ピコグラム
フェノール類	トルにつぎほう素として 0.5ミリグラム	トルにつぎほう素として 0.5ミリグラム	フェノール類	トルにつぎほう素として 0.5ミリグラム	トルにつぎほう素として 0.5ミリグラム	トルにつぎほう素として 0.5ミリグラム
銅及びその化合物	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	銅及びその化合物	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム
亜鉛及びその化合物	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	亜鉛及びその化合物	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	トルにつぎほう素として 3ミリグラム	トルにつぎほう素として 3ミリグラム	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	トルにつぎほう素として 3ミリグラム	トルにつぎほう素として 3ミリグラム	トルにつぎほう素として 3ミリグラム
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム	トルにつぎほう素として 1ミリグラム
クロム及びその化合物	トルにつぎほう素として 2ミリグラム	トルにつぎほう素として 2ミリグラム	クロム及びその化合物	トルにつぎほう素として 2ミリグラム	トルにつぎほう素として 2ミリグラム	トルにつぎほう素として 2ミリグラム

<p>値とする。</p> <p>7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法</p> <p>(3) 有機燐化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては、規格K0102の3.1.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考7に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考1.1の1）から3.）まで及び規格K0102の65.1に定める方法</p> <p>(6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p>	<p>た値とする。</p> <p>7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法</p> <p>(3) 有機燐化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては、規格K0102の3.1.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考1.5の（b）（第1段を除く。）及び規格K0102の65.1に定める方法</p> <p>(6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法</p> <p>(9) PCB 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1, 2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(15) 1, 1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン</p>	<p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法</p> <p>(9) PCB 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1, 2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(15) 1, 1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4、1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1,3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4、1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4、2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34、1若しくは34、2に定める方法又は規格K0102の34、1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42、2、42、3又は42、5に定める方法により検定された</p>	<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3、2、5.4、1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1,3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4、1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリットルとする。）</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3、2又は5.4、2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34、1若しくは34、2に定める方法又は規格K0102の34、1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42、2、42、3又は42、5に定める方法により検定された</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>アンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニウム性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及び(c)13)の式中「-C×1.348」を除く。）又は43.2.3(c)7)及び(c)8)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）</p> <p>(28) ダイオキシン類 規格K0312に定める方法</p> <p>(29) フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法</p> <p>(30) 銅及びその化合物 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法</p> <p>(31) 亜鉛及びその化合物 規格K0102の53に定める方法</p> <p>(32) 鉄及びその化合物 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法</p> <p>(33) マンガン及びその化合物 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法</p> <p>(34) クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法</p> <p>(35) ニッケル及びその化合物 規格K0102の59に定める方法</p>	<p>アンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニウム性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及び(c)13)の式中「-C×1.348」を除く。）又は43.2.3(c)7)及び(c)8)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）</p> <p>(28) ダイオキシン類 規格K0312に定める方法</p> <p>(29) フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法</p> <p>(30) 銅及びその化合物 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法</p> <p>(31) 亜鉛及びその化合物 規格K0102の53に定める方法</p> <p>(32) 鉄及びその化合物 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法</p> <p>(33) マンガン及びその化合物 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法</p> <p>(34) クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法</p> <p>(35) ニッケル及びその化合物 規格K0102の59に定める方法</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(36) 1,4-ジオキサン

環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

別表第16 (第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム

別表第16 (第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム

1, 1-ジクロロエチレン	ラム 1リットルにつき 0.02 ミリグラム	1, 1-ジクロロエチレン	ラム 1リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエチレン	ラム 1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム	シス-1, 2-ジクロロエチレン	ラム 1リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	ラム 1リットルにつき 1 ミリグラム	1, 1, 1-トリクロロエタン	ラム 1リットルにつき 1 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	ラム 1リットルにつき 0.006 ミリグラム	1, 1, 2-トリクロロエタン	ラム 1リットルにつき 0.006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	ラム 1リットルにつき 0.002 ミリグラム	1, 3-ジクロロプロペン	ラム 1リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	ラム 1リットルにつき 0.006 ミリグラム	チウラム	ラム 1リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	ラム 1リットルにつき 0.006 ミリグラム	シマジン	ラム 1リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	ラム 1リットルにつき 0.003 ミリグラム	チオベンカルブ	ラム 1リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	ラム 1リットルにつき 0.02 ミリグラム	ベンゼン	ラム 1リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	ラム 1リットルにつき 0.01 ミリグラム	セレン及びその化合物	ラム 1リットルにつきセレンとして 0.01 ミリグラム
ほう素及びその化合物	ラム 1リットルにつきほう素として 0.01 ミリグラム	ほう素及びその化合物	ラム 1リットルにつきほう素として 0.01 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	ラム 1リットルにつきふっ素として 0.8 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	ラム 1リットルにつきふっ素として 0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	グラム 1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	グラム 1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム
ダイオキシン類	ラム 1リットルにつき 1 ピコグラム	ダイオキシン類	ラム 1リットルにつき 1 ピコグラム

ダイオキシソソ類 塩化ビニルモノマー 1,4-ジオキシソソ	1リットルにつき 1ピコグラム 1リットルにつき 0.002 ミリグラム 1リットルにつき 0.05 ミリグラム
<p>備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ダイオキシソソ類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラオキシソソの毒性に換算した値とする。</p> <p>3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法又は規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法</p> <p>(3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） 環境庁告示第64号付表1に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65. 2に定める方法</p> <p>(6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61. 2、61. 3又は61. 4に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</p>	<p>備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ダイオキシソソ類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラオキシソソの毒性に換算した値とする。</p> <p>3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法又は規格K0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法</p> <p>(3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） 環境庁告示第64号付表1に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65. 2に定める方法</p> <p>(6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61. 2、61. 3又は61. 4に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</p>

<p>(9) PCB 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1, 2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</p> <p>(15) 1, 1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p><u>(16) 1, 2-ジクロロエチレン</u> シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1, 3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム</p>	<p>(9) PCB 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1, 2-ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</p> <p>(15) 1, 1-ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p><u>(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン</u> 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1, 3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン</p> <p>環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ</p> <p>環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(23) ベンゼン</p> <p>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物</p> <p>規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物</p> <p>規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物</p> <p>規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) ダイオキシシン類</p> <p>規格K0312に定める方法</p> <p>(29) 塩化ビニルモノマー</p> <p>地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「環境庁告示第10号」という。)付表に掲げる方法</p> <p>(30) 1,4-ジオキサン</p>	<p>環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ</p> <p>環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(23) ベンゼン</p> <p>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物</p> <p>規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物</p> <p>規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物</p> <p>規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) ダイオキシシン類</p> <p>規格K0312に定める方法</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

別表第17（第51条関係）

事故時の措置に係る物質

1 大気の汚染又は悪臭の原因となる物質

1	アクリロニトリル
2	アクロレイン
3	アセトアルデヒド
4	アンモニア
5	イソ吉草酸
6	イソバレールアルデヒド
7	イソブタノール
8	イソブチルアルデヒド
9	二酸化炭素
10	塩素及び塩化水素
11	黄磷（りん）
12	カドミウム及びその化合物
13	キシレン
14	クロルスルホン酸
15	五塩化磷（りん）
16	酢酸エチル
17	三塩化磷（りん）
18	シアン化合物（アクリロニトリルを除く。）
19	ジクロロメタン
20	脂肪族アミン化合物
21	臭化メチル
22	臭素
23	硝酸
24	スチレン
25	ダイオキシシン類

26	窒素酸化物
27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン
29	トルエン
30	鉛及びその化合物
31	二酸化硫黄
32	二酸化セレン
33	ニッケルカルボニル
34	二硫化炭素
35	二硫化メチル
36	ノルマル吉草酸
37	ノルマルブチルアルデヒド
38	ノルマルバレアルアルデヒド
39	ノルマル酪酸
40	ピリジン
41	フェノール類
42	弗（ふつ）素及び弗（ふつ）化水素その他の弗（ふつ）素化合物
43	プロピオンアルデヒド
44	プロピオン酸
45	ベンゼン
46	ホスゲン
47	ホルムアルデヒド
48	メタノール
49	メチルイソブチルケトン
50	メルカプタン類
51	硫化水素
52	硫化メチル
53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
54	燐（りん）化水素

2 水質の汚濁の原因となる物質	
1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド
3	アクリル酸
4	アクリロニトリル
5	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）
6	アルミニウム及びその化合物
7	アンチモン及びその化合物
8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
9	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
10	エピクロヒドリン
11	塩化水素
12	塩化チオニル
13	塩化ビニルモノマー
14	塩素酸及びその塩
15	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
16	過酸化水素
17	カドミウム及びその化合物
18	キシレン
19	クロム及びその化合物
20	クロルスルホン酸
21	クロルピクリン
22	クロホルム
23	酢酸エチル

24	<u>酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）</u>
25	<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>
26	<u>シアン化合物</u>
27	<u>四塩化炭素</u>
28	<u>1,4-ジオキサン</u>
29	<u>1,2-ジクロロエタン</u>
30	<u>1,1-ジクロロエチレン</u>
31	<u>1,2-ジクロロエチレン</u>
32	<u>3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）</u>
33	<u>1,2-ジクロロプロパン</u>
34	<u>1,3-ジクロロプロペン</u>
35	<u>p-ジクロロベンゼン</u>
36	<u>ジクロロメタン</u>
37	<u>1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）</u>
38	<u>シマジン</u>
39	<u>ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はE.S.P）</u>
40	<u>臭素</u>
41	<u>臭素酸及びその塩</u>
42	<u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u>
43	<u>水酸化カリウム</u>
44	<u>水酸化ナトリウム</u>
45	<u>スチレン</u>
46	<u>セレン及びその化合物</u>
47	<u>ダイオキシン類</u>
48	<u>チウラム</u>
49	<u>チオベンカルブ</u>

<u>50</u>	<u>チオりん酸O,0,0-ジエチル-O-(2-イソプロピルピロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)</u>
<u>51</u>	<u>チオりん酸O,0-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)</u>
<u>52</u>	<u>チオりん酸O,0-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキシゾリル) (別名イソキサチオン)</u>
<u>53</u>	<u>チオりん酸O,0-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)</u>
<u>54</u>	<u>チオりん酸S-ベンジル-O,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)</u>
<u>55</u>	<u>鉄及びその化合物</u>
<u>56</u>	<u>テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)</u>
<u>57</u>	<u>テトラクロロエチレン</u>
<u>58</u>	<u>銅及びその化合物</u>
<u>59</u>	<u>1,1,1-トリクロロエタン</u>
<u>60</u>	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u>
<u>61</u>	<u>トリクロロエチレン</u>
<u>62</u>	<u>トルエン</u>
<u>63</u>	<u>鉛及びその化合物</u>
<u>64</u>	<u>ニッケル及びその化合物</u>
<u>65</u>	<u>4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又はCNP)</u>
<u>66</u>	<u>二硫化炭素</u>
<u>67</u>	<u>砒素及びその化合物</u>
<u>68</u>	<u>ヒドラジン</u>
<u>69</u>	<u>ヒドロキシルアミン</u>
<u>70</u>	<u>フェノール類及びその塩類</u>
<u>71</u>	<u>フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)</u>
<u>72</u>	<u>ふつ素及びその化合物</u>

73	ベンゼン
74	ほう素及びその化合物
75	ホスゲン
76	PCB
77	ホルムアルデヒド
78	マンガン及びその化合物
79	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
80	メチル・ターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
81	モリブデン及びその化合物
82	有機燐化合物
83	油類(動植物油、鉱油類及び有機溶剤をいう。以下同じ。)
84	硫酸
85	硫酸ジメチル
86	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボ ス又はDDVP)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表第11備考第7項第4号の改正規定及び同項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合作業に限り、改正後の規則別表第11の規定に係わらず、平成27年5月24日(ポリエチレンテレフタレート製造業に属する事業所にあつては、平成26年5月24日)までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。
- 3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。
- 4 この規則に係る条例第46条第5項(同条第5項(同条第1項を適用する部分に限る。))の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。

5 1, 4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあつては、平成24年11月24日までは適用しない。

附則別表

排水指定物質の種類	業種	許容限度
1,4-ジオキサン	感光性樹脂製造業	1リットルにつき200ミリグラム
	エチレンオキサイド製造業	1リットルにつき10ミリグラム
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテフタレート製造業	1リットルにつき2ミリグラム
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	1リットルにつき25ミリグラム

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該事業所に係る排水に含まれる同表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準については、それらの許容限度のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0・5を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の1,4-ジオキサンの通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- (2) Q_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
- (3) Q とは、当該下水道に係る排水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
- 3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第36号に定めるところによるものとする。